

日薬業発第364号
令和7年12月24日

都道府県薬剤師会会长 殿

日本薬剤師会
会長 岩月 進
(会長印省略)

「医療法等の一部を改正する法律」の公布及び一部施行について

平素より、本会会務に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について厚生労働省医政局総務課、同地域医療計画課他より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせします。

今回の改正では、新たな地域医療構想に関する取りまとめ（令和6年12月18日・厚生労働省「新たな地域医療構想等に関する検討会」）に基づき、従来は医療計画の記載事項の一つとして病床の機能分化・連携に向けた取組みを進めてきた「地域医療構想」が、病床のみならず入院・外来・在宅医療、介護との連携を含む将来の医療提供体制の構想として医療計画の上位概念に位置付けられました（第30条の3の3第1項等）。現在、厚労省「地域医療構想及び医療計画等に関する検討会」において新たな地域医療構想策定ガイドラインの検討が進められており、令和7年度内に都道府県等に示される予定です。

また、本改正では適切なオンライン診療の推進の観点より、現在は医事法制上の解釈運用により実施されているオンライン診療について、医療法に総体的な規定が設けられるとともに、当該施設の設置者が業としてオンライン診療を患者が受ける場所として提供する施設（オンライン診療受診施設）が位置付けられました。加えて、美容医療の適切な実施・提供のため所要の改正が行われています。

会務ご多用のところ誠に恐縮ですが内容につきご了知の上、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

＜別添＞

- 「医療法等の一部を改正する法律」の公布及び一部施行について（令和7年12月12日付、厚生労働省医政局総務課、同地域医療計画課他事務連絡）

別添

事務連絡
令和7年12月12日

別記団体 御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省医政局医療経営支援
厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医政局医療情報担当参事官室

「医療法等の一部を改正する法律」の公布及び一部施行について

標記について、別添のとおり、各都道府県知事、市区町村長、地方厚生
(支) 局長宛てに通知を発出しましたので、その内容について御了知いただく
とともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

医政発 1212 第 2 号
産情発 1212 第 1 号
健生発 1212 第 14 号
感発 1212 第 167 号
医薬発 1212 第 2 号
社援発 1212 第 7 号
障発 1212 第 1 号
老発 1212 第 4 号
保発 1212 第 1 号
府医事第 201 号
ニ成母第 2417 号
ニ支障第 437 号
7文科振第 886 号
20251212 商局第 1 号
環保企発第 2512122 号

令和 7 年 12 月 12 日

都道府県知事
各市区町村長
地方厚生(支)局長
殿

厚生労働省医政局長
厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官
厚生労働省健康・生活衛生局長
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
厚生労働省医薬局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
厚生労働省老健局長
厚生労働省保険局長
内閣府健康・医療戦略推進事務局長
こども家庭庁成育局長
こども家庭庁支援局長
文部科学省研究振興局長
経済産業省大臣官房商務・サービス審議官
環境省大臣官房環境保健部長

(公印省略)

「医療法等の一部を改正する法律」の公布及び一部施行について(通知)

「医療法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第87号。以下「改正法」という。）については、本日公布され順次施行されることとなりました。

これらの改正の趣旨及び運用の詳細等は下記のとおりですので、十分御了知の上、管内の関係機関等に対し、その周知を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いします。

記

第一 改正の趣旨

高齢化に伴う医療ニーズの変化や人口減少を見据え、地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築するため、地域における医療機関の機能分化・連携強化に向けた地域医療構想の策定及びこれに基づく取組の推進、地域において必要な医療機能を確保するための診療所への勧告等の措置や新たな医師偏在対策事業の創設、適正なオンライン診療や美容医療の提供のための規制の整備、医療情報の基盤の構築や利活用の推進等のための措置を講ずること。

第二 改正法の主な内容

第1 医療法の一部改正

1 オンライン診療に関する事項（令和8年4月1日施行）

- (1) 「オンライン診療」とは、医師又は歯科医師の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この（1）において同じ。）と患者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用し、映像及び音声の送受信により、医師又は歯科医師及び遠隔の地にある患者が相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法による診療をいうものとする。（第二条の二第一項関係）
- (2) 「オンライン診療受診施設」とは、当該施設の設置者が、業として、オンライン診療を行う医師又は歯科医師の勤務する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に対して、その行うオンライン診療を患者が受ける場所として提供する施設をいうものとする。（第二条の二第二項関係）
- (3) その勤務する医師又は歯科医師がオンライン診療受診施設を利用してオンライン診療を行う病院又は診療所は、当該オンライン診療を行う旨及び当該オンライン診療の内容に関する事項に関する広告その他の医療を受ける者を誘引するための手段としての表示（（4）において単に「広告」という。）をすることができるものとする。（第六条の五第三項第十五号関係）
- (4) 何人も、オンライン診療受診施設に関して、文書その他のいかなる方法によるを問わず、医療を受ける者による医療に関する適切な選択が阻害されるおそれが少ない場合として厚生労働省令で定める場合を除いては、広告をしてはならないものとする。（第六条の七の二関係）
- (5) オンライン診療受診施設の設置者は、設置後十日以内に、オンライン診療受診施設の所在地の都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。）

において同じ。)に届け出なければならないものとする。(第八条第二項関係)

(6) 厚生労働大臣は、厚生労働省令で、オンライン診療の適切な実施に関する基準を定めなければならないものとする。(第十四条の三第一項関係)

(7) (6)の基準は、次に掲げる事項について定めるものとする。(第十四条の三第二項関係)

イ オンライン診療を行うに当たり病院又は診療所において必要な施設及び設備並びに人員の配置に関する事項

ロ 患者がオンライン診療を受ける場所に関する事項

ハ オンライン診療を行うに当たり患者に対して行う説明に関する事項

ニ 他の病院又は診療所との連携その他の患者の病状が急変した場合において適切な治療を提供するための体制の確保に関する事項

ホ その他オンライン診療の適切な実施に関し必要な事項

(8) オンライン診療は、(6)の基準に従って行われなければならないものとする。(第十四条の三第三項関係)

(9) オンライン診療を行う医師又は歯科医師が勤務する病院又は診療所((10)において「オンライン診療実施病院等」という。)の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該医師又は歯科医師が行うオンライン診療を(6)の基準に適合させるために必要な措置を講じなければならないものとする。(第十四条の四関係)

(10) オンライン診療受診施設の設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該オンライン診療受診施設が(7)のロに掲げる事項に係る(6)の基準に適合する旨その他のオンライン診療実施病院等の管理者のオンライン診療受診施設の選択に資するものとして厚生労働省令で定める事項を公表しなければならないものとする。(第十四条の五関係)

(11) オンライン診療受診施設について、病院、診療所又は助産所に関する名称、休止及び廃止並びに都道府県知事による業務停止命令、立入検査及び閉鎖命令に係る規定に準じた改正その他所要の改正を行う。(第三条第四項、第八条の二、第九条、第二十四条の二、第二十五条第一項、第二項、第二十九条第一項関係)

2 美容を目的とした治療を行う病院等の報告等に関する事項(公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日施行)

(1) 美容を目的として人の皮膚若しくは歯牙を清潔にし、若しくは美化し、身体を整え、又は体重を減ずるための医学的処置、手術及びその他の治療を行う病院又は診療所であつて厚生労働省令で定めるものの管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療の安全を確保するための指針の策定その他の措置の状況その他の医療の安全の確保のために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を当該病院又は診療所の所在地の都道府県知事(診療所にあつては、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。以下この2において同じ。)に報告しなければならないものとする。(第六条の十二の二第一項関係)

(2) 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、(1)により報告され

た事項のうち医療の安全の確保のために特に必要な事項として厚生労働省令で定めるものを公表しなければならないものとする。(第六条の十二の二第四項関係)

(3) 都道府県知事は、(1)の病院又は診療所の管理者が(1)による報告等をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該病院又は診療所の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができるものとする。(第六条の十二の二第五項関係)

3 基準病床数に係る都道府県知事の権限の見直しに関する事項(令和9年4月1日施行)

(1) 都道府県知事は、病院の開設の許可(療養病床等(療養病床又は一般病床をいう。以下同じ。)に関するものに限る。)又は診療所の病床の設置の許可等の申請があった場合において、次のいずれにも該当するときは、当該申請をした者(以下この3において「申請者」という。)に対し、当該申請に係る病院又は診療所の所在地を含む6の(2)の口の構想区域において病院の開設、診療所の病床の設置等が必要である理由その他の厚生労働省令で定める事項(以下この3において「理由等」という。)を記載した書面を提出し、かつ、9の(1)の協議の場における協議に参加するよう求めるものとする。(第七条の二第三項関係)

イ 当該申請に係る病院又は診療所の所在地を含む地域(7の(1)の医療計画において定める医療法第三十条の四第二項第十二号に規定する区域(以下「二次医療圏」という。)をいう。)における療養病床及び一般病床の数の合計が、当該申請に係る病院の開設又は診療所の病床の設置等によって、7の(1)の医療計画において定めるその二次医療圏の療養病床及び一般病床に係る基準病床数に満たないと認めるとき。

ロ 当該申請に係る病院又は診療所の所在地を含む6の(2)の口の構想区域における療養病床及び一般病床の数の合計が、6の(1)の地域医療構想において定める当該構想区域における厚生労働省令で定めるところにより算定された病床の機能(病院又は診療所の病床において提供する患者の病状に応じた医療の内容をいう。以下同じ。)に応じ厚生労働省令で定める区分ごとの将来の病床数の必要量(以下単に「将来の病床数の必要量」という。)の合計に既に達しているか、又は当該申請に係る病院の開設若しくは診療所の病床の設置等によってこれを超えることになると認めるとき。

(2) 申請者は、(1)により都道府県知事から求めがあったときは、これに応ずるよう努めなければならないものとする。(第七条の二第四項関係)

(3) 都道府県知事は、(1)の協議の場における協議が調わないときその他の厚生労働省令で定めるときは、申請者に対し、都道府県医療審議会に出席し、理由等について説明をするよう求めることができるものとする。(第七条の二第五項関係)

(4) 申請者は、(3)により都道府県知事から求めがあったときは、都道府県医療審議会に出席し、理由等について説明をするよう努めなければならないものとする。(第七条の二第六項関係)

(5) 都道府県知事は、(1)の協議の場における協議の内容及び(4)の説明の内

容を踏まえ、6の（1）の地域医療構想の達成の推進のために当該申請に係る病床を必要としないと認めるときは、申請者（公的医療機関等に限る。）に対し、病院の開設又は診療所の病床の設置等の許可を与えないことができるものとする。（第七条の二第七項関係）

4 病床の機能の分化及び連携の推進のための協議に関する事項（令和9年4月1日施行）

（1）都道府県知事は、次のいずれかに該当するときは、6の（1）の地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携を推進する必要があると認めるイの構想区域又はロの二次医療圏に所在する病院（療養病床等を有するものに限る。）又は診療所（都道府県知事の許可を得て病床を設置するものに限る。）の開設者又は管理者に対し、9の（1）の協議の場における協議に参加するよう求め、病床の機能の分化及び連携の推進のために必要な事項について協議を行うことができるものとする。（第七条の四第一項関係）

イ 6の（2）のロの構想区域における療養病床及び一般病床の数の合計が、6の（1）の地域医療構想において定める当該構想区域における療養病床及び一般病床に係る将来の病床数の必要量の合計に既に達しているとき。

ロ 7の（1）の医療計画において定める二次医療圏における療養病床及び一般病床の数（医療法第七条の二第九項の補正が行われた既存の病床数をいう。）の合計が、7の（1）の医療計画において定める当該二次医療圏における療養病床及び一般病床に係る基準病床数に既に達しているとき。

（2）（1）の病院又は診療所の開設者又は管理者は、（1）に基づき9の（1）の協議の場における協議に参加するよう都道府県知事から求めがあった場合には、これに応ずるよう努めるとともに、当該協議の場において9の（1）の関係者間の協議（当該開設者又は管理者が参加した場合に限る。）が調った事項については、その実施に努めなければならないものとする。（第七条の四第二項関係）

5 基本方針に関する事項（公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日又は令和9年4月1日施行）

（1）厚生労働大臣は、第2の1の総合確保方針及び第2の6の（1）の医療情報化推進方針に即して、基本方針（良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制（以下この第1において「医療提供体制」という。）の確保を図るための基本的な方針をいう。以下この第1において同じ。）を定めるものとする。（第三十条の三第一項関係）

（2）基本方針において定める事項に、次に掲げる事項を追加する。（第三十条の三第二項第六号、第十二号関係）

イ 地域における医療機関機能（病院又は診療所ごとに地域の医療提供施設として提供する医療の内容をいう。以下同じ。）の分化及び連携並びに医療を受ける者に対する医療機関機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項

ロ 6の（1）の地域医療構想の作成及び進捗状況の評価に関する基本的な事項

6 地域医療構想の位置付けに関する事項（令和9年4月1日施行）

（1）都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県に

おける将来の医療提供体制に関する構想（以下「地域医療構想」という。）を定めるものとする。（第三十条の三の三第一項関係）

- (2) 地域医療構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。（第三十条の三の三第二項関係）
- イ 将來の医療提供体制の基本的な方向に関する事項
 - ロ 地域における医療機関機能及び病床の機能の分化及び連携を推進するための基準として厚生労働省令で定める基準に従い定める区域（以下「構想区域」という。）
 - ハ 構想区域における8の（1）の医療機関機能に応じ厚生労働省令で定める区分ごとの将来の医療機関機能の見通し（療養病床等に関する部分に限る。）
 - ニ 構想区域における将来の病床数の必要量（療養病床等に関する部分に限る。）
 - ホ 地域医療構想の達成に向けた医療機関機能及び病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項
 - ヘ イからホまでに掲げるもののほか、医療機関機能又は病床の機能の分化及び連携の推進のために必要なものとして厚生労働省令で定める事項
 - ト 医療機関機能及び病床の機能に関する情報の提供の推進に関する事項
- (3) 都道府県は、地域医療構想を作成するに当たっては、8の（1）の医療機関機能等報告対象病院等の管理者等による医療機関機能又は病床の機能等に関する報告の内容並びに人口構造の変化の見通しその他の医療の需要の動向並びに医療従事者及び医療提供施設の配置の状況の見通しその他の事情を勘案しなければならないものとする。（第三十条の三の三第三項関係）
- (4) 都道府県は、地域医療構想を作成するに当たっては、第2の1の都道府県計画及び第8の4の都道府県介護保険事業支援計画並びに第14の1の予防計画及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する都道府県行動計画との整合性の確保を図らなければならないものとする。（第三十条の三の三第四項関係）
- (5) 都道府県は、地域医療構想を作成するに当たっては、他の法律の規定による計画であって医療の確保に関する事項を定めるものとの調和が保たれるようになるとともに、公衆衛生、薬事、社会福祉その他医療と密接な関連を有する施策との連携を図るように努めなければならないものとする。（第三十条の三の三第五項関係）
- (6) 都道府県は、地域医療構想を作成するに当たって、当該都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に照らし必要があると認めるときは、関係都道府県と連絡調整を行うものとする。（第三十条の三の三第六項関係）
- (7) 都道府県は、医療に関する専門的科学的知見に基づいて地域医療構想の案を作成するため、診療又は調剤に関する学識経験者の団体の意見を聽かなければならないものとする。（第三十条の三の三第七項関係）
- (8) 都道府県は、地域医療構想を定め、又は（10）により地域医療構想を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会、市町村及び保険者協議会の意見を聽かなければならないものとする。（第三十条の三の三第八項関係）
- (9) 都道府県は、地域医療構想を定め、又は（10）により地域医療構想を変更した

ときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出するとともに、その内容を公示しなければならないものとする。（第三十条の三の三第九項関係）

- (10) 都道府県は、地域医療構想について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県の地域医療構想を変更するものとする。（第三十条の三の三第十項関係）
- (11) 厚生労働大臣は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から情報の収集、整理及び分析（以下この（11）において「収集等」という。）を行い、都道府県に対し、地域の実情に応じた地域医療構想の達成の推進に関する技術的事項について、当該収集等の結果の提供その他の必要な援助を行うものとする。（第三十条の三の三第十一項関係）
- (12) 厚生労働大臣は、地域医療構想の作成の手法その他地域医療構想の作成上重要な技術的事項について、都道府県に対し、必要な助言をすることができるものとする。（第三十条の三の三第十二項関係）

7 医療計画の策定事項の見直しに関する事項（公布日、令和8年4月1日又は令和9年4月1日施行）

- (1) 都道府県は、基本方針及び地域医療構想に即して、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。（第三十条の四第一項関係）
- (2) 医療計画において定める事項から、地域医療構想に関する事項を除く。（改正前の第三十条の四第二項第七号～第九号関係）
- (3) 医療計画において定める事項に、医師の確保に関する次に掲げる事項を追加する。（第三十条の四第二項第十一号関係）
 - イ 重点的に医師の確保を図る必要がある区域として厚生労働大臣が定める基準を参照して定める区域（以下「重点区域」という。）における医師の確保の方針（重点区域の設定が必要な場合に限る。）
 - ロ 重点区域において確保すべき医師の数の目標（重点区域を定めた場合に限る。）
 - ハ ロの目標の達成に向けた医師の派遣その他の医師の確保に関する施策（重点区域を定めた場合に限る。）
- (4) 厚生労働大臣は、医療計画において定められた、生活習慣病その他の国民の健康の保持を図るために特に広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる疾病として厚生労働省令で定めるものの治療又は予防に係る事業、救急医療等確保事業及び居宅等における医療の確保に関する事項の実施について、都道府県において達成すべきこれらの事業及び居宅等における医療の確保の目標の設定並びに当該目標の達成のための実効性のある取組及び当該取組の効果に係る評価の実施が総合的に推進されるよう、都道府県に対し、必要な助言を行うものとする。（第三十条の八第二項関係）

具体的には、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」（令和5年3月31日医政地発0331第14号「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」別紙）で示しているとおり、これらの事業及び居宅等における医療の医

療体制を構築するに当たっては、住民の健康状態や患者の状態といった成果（アウトカム）などを用いた評価を行うことが重要であることから、都道府県においては、施策や事業を実施したことにより生じた結果（アウトプット）が、成果（アウトカム）に対してどれだけの影響（インパクト）をもたらしたかという関連性を念頭に置きつつ、施策や事業の評価を1年ごとに行い、見直しを含めた改善を行うこと。加えて、この成果（アウトカム）に向けた評価及び改善の仕組み（PDCAサイクル等）を、政策循環の中に組み込んでいくことが重要であることから、施策の検討に当たっては、成果（アウトカム）と施策の結果（アウトプット）の関連性を明確にし、ロジックモデル等のツールの活用を積極的に検討すること。また、当該ロジックモデル等のツールを活用した評価を行い、必要に応じてその結果を施策に反映することによりPDCAサイクル等の実効性を確保すること。

このほか、これらの事業及び居宅等における医療に関するロジックモデルのより積極的な活用等については、追って必要な事項を示す予定である。

8 医療機関機能の報告に関する事項（令和8年10月1日施行）

- (1) 病床機能報告対象病院等の名称を医療機関機能等報告対象病院等に改め、地域における医療機関機能の分化及び連携の推進のため、医療機関機能等報告対象病院等の管理者が、当該医療機関機能等報告対象病院等の医療機関機能に応じ厚生労働省令で定める区分に従い、当該医療機関機能等報告対象病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない事項に、次に掲げる事項を追加する。（第三十条の十三第一項、第二項関係）
- イ 厚生労働省令で定める日（ロにおいて「基準日」という。）における医療機関機能
- ロ 基準日から厚生労働省令で定める期間が経過した日における医療機関機能の予定
- (2) 都道府県知事は、(1)による報告の内容等を踏まえ、地域における医療機関機能又は病床の機能の分化及び連携の推進のための措置をとることが必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当するときは、当該報告をした医療機関機能等報告対象病院等の開設者又は管理者に対し、当該報告の内容を変更するよう求めができるものとする。（第三十条の十三第七項関係）
- (3) 医療機関機能等報告対象病院等の開設者又は管理者は、(2)により都道府県知事から求めがあったときは、これに応ずるよう努めなければならないものとする。（第三十条の十三第八項関係）

9 協議の場の見直しに関する事項（令和9年4月1日施行）

- (1) 都道府県が構想区域その他の当該都道府県の知事が適当と認める区域（(2)において「構想区域等」という。）ごとに設ける協議の場において、連携を図りつつ、協議を行う関係者に、市町村等を追加するとともに、その協議を行う事項に、地域医療構想において定める将来の医療機関機能の見通しを踏まえた医療機関機能の分化及び連携を推進するための方策を追加する。（第三十条の十四第一項関係）
- (2) 都道府県は、構想区域等が10の(1)の区域と一致する場合には、当該構想区

域等における（1）の協議に代えて、当該区域における10の（1）の協議の場において、地域医療構想の達成を推進するために必要な事項（外来医療に係る医療提供体制の確保に関するものに限る。）について協議を行うことができるものとする。（第三十条の十四第四項関係）

（3）10の（1）の関係者は、（2）に基づき都道府県が行う協議に参加するよう都道府県から求めがあった場合には、これに協力するよう努めるとともに、当該協議の場において当該関係者間の協議が調った事項については、その実施に協力するよう努めなければならないものとする。（第三十条の十四第五項関係）

10 外来医師過多区域における都道府県知事の要請等に関する事項（令和8年4月1日施行）

（1）都道府県が二次医療圏その他の当該都道府県の知事が適當と認める区域ごとに設ける外来医療の協議の場において、関係者との協議を行い、その結果を取りまとめ、公表する事項に、地域において特に必要とされる外来医療（以下この10において「地域外来医療」という。）に関する事項を追加する。（第三十条の十八の五第一項関係）

（2）都道府県知事は、二次医療圏であって、外来医療を行う医師の数の、外来患者の数に対する比率に相当するものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した率その他厚生労働省令で定める指標が、厚生労働省令で定める基準を超える区域がある場合において、当該区域のうち、特に地域外来医療を確保する必要がある区域があると認めるときは、当該区域を指定し、公示するものとする。（第三十条の十八の六第一項、第二項関係）

（3）（2）の指定を受けた区域（以下「外来医師過多区域」という。）において、診療所（医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないものに限る。）を開設しようとする者は、やむを得ない場合として厚生労働省令で定める場合を除き、当該診療所を開設する日の六月前までに、厚生労働省令で定めるところにより、当該外来医師過多区域における地域外来医療の提供に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならないものとし、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の過料に処するものとする。（第三十条の十八の六第三項、第九十二条関係）

（4）都道府県知事は、外来医師過多区域において、（3）の届出をした者その他厚生労働省令で定める者（以下この10において「届出者等」という。）が当該外来医師過多区域における地域外来医療の提供をしない意向を示しているときは、当該届出者等に対し、（1）の協議の場における協議に参加し、当該提供をしない理由その他の厚生労働省令で定める事項（以下この10において「理由等」という。）について説明をするよう求めることができるものとする。（第三十条の十八の六第四項関係）

（5）届出者等は、（4）により都道府県知事から求めがあったときは、当該協議の場における協議に参加し、理由等について説明をするよう努めなければならないものとする。（第三十条の十八の六第五項関係）

（6）都道府県知事は、（5）の説明の内容を踏まえ、理由等がやむを得ないものと

認められないときは、届出者等に対し、期限を定めて、当該外来医師過多区域における地域外来医療の提供をすべきことを要請することができるものとする。(第三十条の十八の六第六項関係)

- (7) 都道府県知事は、(6)の要請を受けた届出者等により開設された診療所の開設者又は管理者が、当該要請に係る地域外来医療の提供をしていないと認めるときは、当該開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会に出席し、理由等について説明をするよう求めることができるものとする。(第三十条の十八の六第七項関係)
- (8) 当該診療所の開設者又は管理者は、(7)により都道府県知事から求めがあったときは、都道府県医療審議会に出席し、理由等について説明をするよう努めなければならないものとする。(第三十条の十八の六第八項関係)
- (9) 都道府県知事は、(8)の説明の内容を踏まえ、理由等がやむを得ないものと認められないときは、当該診療所の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、外来医師過多区域における地域外来医療の提供をすべきことを勧告することができるものとする。(第三十条の十八の六第九項関係)
- (10) 都道府県知事は、(9)の勧告をした場合において、当該勧告を受けた診療所の開設者又は管理者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができるものとする。(第三十条の十八の六第十項関係)
- (11) 都道府県知事は、(6)の要請を受けた届出者等がこれに応じなかったとき、(9)の勧告をしたとき又は当該勧告を受けた診療所の開設者若しくは管理者がこれに従わなかったときは、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。(第三十条の十八の六第十一項関係)

11 地域医療構想における精神病床の追加に関する事項（令和9年10月1日又は令和10年4月1日施行）

- (1) 8の(1)の医療機関機能等報告対象病院等の対象に精神病床を追加する。(第三十条の十三第一項関係)
- (2) 3、4並びに6の(2)のハ及びニに精神病床を追加する。(第七条の二第三項、第七条の四第三項、第三十条の三の三第二項第三号関係)

12 その他所要の改正を行う。

第2 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正

1 総合確保方針及び都道府県計画に関する事項（令和9年4月1日施行）

総合確保方針（地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針をいう。）に定める事項に、地域における医療及び介護の総合的な確保に関し、都道府県計画等及び地域医療構想の整合性の確保に関する事項を追加し、都道府県は、都道府県計画を作成するに当たっては、地域医療構想との整合性の確保を図らなければならないものとする。(第三条第二項、第四条関係)

2 病床数の削減を支援する事業等に関する事項（公布日施行）

- (1) 都道府県は、その地域の実情を踏まえ、医療機関がその経営の安定を図るために緊急に病床数を削減することを支援する事業を行うことができるものとする。

（第七条の二第一項関係）

（2）都道府県は、医療機関が（1）の事業に基づき病床数を削減したときは、厚生労働省令で定める場合を除き、医療計画において定める基準病床数を削減するものとする。（第七条の二第二項関係）

（1）の事業については、令和7年度補正予算案において、「病床数の適正化に対する支援」として示されていることから、当該予算案が成立した場合には、その後、速やかに具体的な内容を示すことになるところ、基準病床数の削減や厚生労働省令で定める場合の具体的な内容についても、追って速やかに示す予定である。

また、この2は、改正法に対する修正として追加された事項であるところ、その趣旨は、「医療法に関する三党合意書」（令和7年6月6日自由民主党、公明党、日本維新の会合意）において「2年後の新たな地域医療構想に向けて、不可逆的な措置を講じつつ、調査を踏まえて次の地域医療構想までに削減を図る」とされ、これを踏まえ、（1）の事業に基づき病床数を削減したときは、基準病床数を削減するとされたものであることから、都道府県においては、令和6年度補正予算（令和7年度当初予算へ繰越）における「病床数適正化支援事業」により削減した病床数に係る増床の取扱いについても、当該趣旨及び修正内容を踏まえ、適切に対応されたい。

3 病床数の削減を支援する事業に要する費用に係る国の負担に関する事項（公布日施行）

国は、医療保険の保険料に係る国民の負担の抑制を図りつつ持続可能な医療保険制度を構築するため、予算の範囲内において、2の（1）の事業に要する費用を負担するものとする。（第七条の三関係）

4 時限的措置に関する事項（公布日施行）

2及び3については、これを時限的な措置とするため、令和九年四月一日に廃止する。（第七条の二、第七条の三関係）

5 医師手当事業等に関する事項（公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日施行）

（1）都道府県は、重点区域において、当該重点区域に所在する病院又は診療所に勤務する医師の手当の支給に関する事業（以下「医師手当事業」という。）を行うことができるものとする。（第十条の二関係）

（2）医師手当事業が行われる場合において、都道府県又は市町村は、条例で定めるところにより、重点区域に所在する病院又は診療所に勤務する医師（地方公務員法第四条第一項に規定する職員に限る。）に対して、特定医師手当を支給することができるものとする。（第十条の三第一項関係）

（3）特定医師手当の月額は、厚生労働省令で定める基準を参考して条例で定めるものとする。（第十条の三第二項関係）

（4）医師手当事業に要する費用は、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「基盤機構」という。）が都道府県に対して交付する医師手当交付金をもって充てるものとする。（第十条の四第一項関係）

（5）医師手当交付金は、（6）により基盤機構が徴収する医師手当拠出金をもって

充てるものとする。（第十条の四第二項関係）

- (6) 基盤機構は、（7）の基盤機構の業務及び当該業務に関する事務の処理に要する費用に充てるため、年度ごとに、医療保険者等から医師手当拠出金及び医師手当関係事務費拠出金（以下「医師手当拠出金等」という。）を徴収し、医療保険者等は医師手当拠出金等を納付する義務を負うものとする。（第十条の五関係）
- (7) 医師手当拠出金等の額の算定方法及び手続並びに基盤機構の業務等の事項その他所要の規定の整備を行う。（第十条の六～第十条の十四、第二十四条～第三十四条の六、第三十八条の三～第三十八条の六、附則第一条の三関係）
- 6 医療情報化推進方針に関する事項（公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日施行）
- (1) 厚生労働大臣は、三年以上六年以内の期間において、地域における効率的かつ質の高い医療提供体制の構築その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の活用の推進並びにその基盤の整備及び運営（以下「医療情報化推進」という。）に関する方針（以下「医療情報化推進方針」という。）を定めなければならないものとする。（第十一条の二第一項関係）
- (2) 医療情報化推進方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。（第十一条の二第二項関係）
- イ 医療情報化推進の意義及び基本的な方向に関する事項
 - ロ 医療情報化推進に関し、国並びに基盤機構及び国民健康保険法に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）その他関係者が取り組むべき事項
 - ハ 医療情報化推進に関し、第23の7の（1）の中期計画の基本となるべき事項
 - ニ 医療情報化推進に関し、医療法に規定する基本方針及び介護保険法に規定する基本指針との整合性の確保に関する事項
 - ホ その他医療情報化推進に関し必要な事項
- 7 電子診療録等情報の利用等の推進に関する事項（公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日施行）
- (1) 医療機関その他の厚生労働省令で定める施設の開設者又は管理者は、国民に対し良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するため、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）又は連合会に対し、厚生労働省令で定めるところにより、診療録その他の心身の状況に関する記録に係る情報であって厚生労働省令で定めるもの（以下「電子診療録等情報」という。）を電磁的方法により提供することができるものとする。（第十二条の三第一項関係）
- (2) (1)により電子診療録等情報の提供を受けた支払基金又は連合会は、厚生労働省令で定めるところにより、国民が電磁的方法により自らの電子診療録等情報を閲覧することができるようになるとともに、電子診療録等情報の利用に関する患者の同意が得られた場合その他厚生労働省令で定める場合において、当該患者に医療を提供する医師その他厚生労働省令で定める者（以下この7において「医師等」という。）の求めに応じて、医師等に対し電子診療録等情報を用いて必要な情報を電磁的方法により提供し、又は閲覧することができるようしなければ

ならないものとする。（第十二条の三第二項関係）

（3）政府は、医療情報の共有を通じた効率的な医療提供体制の構築を促進するため、電子診療録等情報の電磁的方法による提供を実現しなければならないものとする。（第十二条の三第三項関係）

（4）政府は、令和十二年十二月三十一日までに、電子カルテの普及率（電子診療録等情報その他の心身の状況に関する記録に係る情報に係る電磁的記録を利用する体制を整備している医療機関の全ての医療機関に対する割合をいう。）が約百パーセントとなることを達成するよう、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の先端的な技術の活用を含め、医療機関の業務における情報の電子化を実現しなければならないものとする。（第十二条の三第四項関係）

（5）支払基金、連合会及び受託者は、支払基金電子診療録等情報管理業務（（6）のイからハまでに掲げる業務をいう。以下この7において同じ。）又は連合会電子診療録等情報管理業務（（7）の業務をいう。以下この7において同じ。）の遂行のため必要がある場合その他厚生労働省令で定める場合を除き、（1）により提供を受けた電子診療録等情報を利用し、又は提供してはならないものとする。（第十二条の四関係）

（6）支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法に規定する業務等のほか、保健事業等に資するため、次に掲げる業務を行うものとする。（第二十四条第三項関係）

イ　（1）により電子診療録等情報の提供を受け、（2）により国民が自らの電子診療録等情報を閲覧することができるようになるとともに、（2）により、医師等の求めに応じて、医師等に対し電子診療録等情報を用いて必要な情報を提供し、又は閲覧することができるようとする業務

ロ　（1）により提供を受けた電子診療録等情報を記録し、管理し、及び活用する業務

ハ　イ及びロに附帯する業務

（7）連合会は、国民健康保険法に規定する業務等のほか、保健事業等に資するため、（6）のイからハまでに掲げる業務を行うものとする。（第三十五条第三項関係）

（8）地域医療支援病院その他の厚生労働省令で定める病院の管理者は、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するため、支払基金電子診療録等情報管理業務及び連合会電子診療録等情報管理業務が円滑に実施されるよう、（1）による電子診療録等情報の提供及び電子診療録等情報を利用する体制の整備に努めなければならないものとする。（第三十八条第二項関係）

（9）支払基金電子診療録等情報管理業務及び連合会電子診療録等情報管理業務に要する費用は、政令で定めるところにより、医療保険者、後期高齢者医療広域連合その他法令の規定により医療に関する給付に係る事務を行う者その他の厚生労働省令で定める者が負担するものとする。（第三十九条の二関係）

8 地域における効率的かつ質の高い医療提供体制の構築のための調査、分析等並びに匿名電子診療録等情報及び仮名電子診療録等情報の利用又は提供に関する仕組みの創設に関する事項（公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日施行）

- (1) 厚生労働大臣は、地域における効率的かつ質の高い医療提供体制の構築に資するため、電子診療録等情報について調査及び分析を行うことができるものとし、基盤機構及び連合会は、厚生労働大臣に対し、電子診療録等情報を、厚生労働省令で定める方法により提供しなければならないものとする。(第十二条の五関係)
- (2) 国民保健の向上のための匿名電子診療録等情報の利用又は提供
- イ 厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、匿名電子診療録等情報（電子診療録等情報に係る患者その他の厚生労働省令で定める者（（3）及び（5）において「本人」という。）を識別すること及びその作成に用いる電子診療録等情報を復元することができないようにするために厚生労働省令で定める基準に従い加工した電子診療録等情報をいう。以下この8において同じ。）を利用し、又は厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる者であつて、匿名電子診療録等情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ次に定めるものを行うものに提供することができるものとする。（第十二条の六第一項関係）
- （イ）国の他の行政機関及び地方公共団体 適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査
- （ロ）大学その他の研究機関 疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究
- （ハ）民間事業者その他の厚生労働省令で定める者 医療分野の研究開発に資する分析その他の厚生労働省令で定める業務（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）
- ロ 厚生労働大臣は、イによる利用又は提供を行う場合には、当該匿名電子診療録等情報を高齢者の医療の確保に関する法律に規定する匿名医療保険等関連情報、介護保険法に規定する匿名介護保険等関連情報その他の厚生労働省令で定めるものと連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができるものとする。（第十二条の六第二項関係）
- (3) 匿名電子診療録等情報の適切な管理
- （2）のイにより匿名電子診療録等情報の提供を受け、これを利用する者（以下この8において「匿名電子診療録等情報利用者」という。）は、匿名電子診療録等情報を取り扱うに当たっては、当該匿名電子診療録等情報の作成に用いられた電子診療録等情報に係る本人を識別するために、当該電子診療録等情報から削除された記述等若しくは匿名電子診療録等情報の作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名電子診療録等情報を他の情報と照合してはならないもの等とする。（第十二条の七～第十二条の十関係）
- (4) 厚生労働大臣による匿名電子診療録等情報利用者に対する是正命令等
- イ 厚生労働大臣は、匿名電子診療録等情報利用者が（3）に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。（第十二条の十五関係）
- ロ イの命令等に違反した匿名電子診療録等情報利用者については、所要の罰則を定める。（第四十条の二、第四十条の三、第四十二条の二、第四十二条の三

関係)

(5) 国民保健の向上のための仮名電子診療録等情報の利用又は提供

イ 厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、仮名電子診療録等情報（電子診療録等情報に係る本人を他の情報と照合しない限り識別することができないようにするために厚生労働省令で定める基準に従い加工した電子診療録等情報をいう。以下この8において同じ。）を利用することができるものとする。

（第十二条の十一第一項関係）

ロ 厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、次に掲げる者であって仮名電子診療録等情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ次に定めるものを行うものが当該業務を行うために仮名電子診療録等情報を利用する必要があると認めるとときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該者に当該仮名電子診療録等情報を提供することができるものとする。（第十二条の十一第二項関係）

（イ） 国の他の行政機関及び地方公共団体 適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査

（ロ） 大学その他の研究機関 疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究

（ハ） 民間事業者その他の厚生労働省令で定める者 医療分野の研究開発に資する分析その他の厚生労働省令で定める業務（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）

ハ 厚生労働大臣は、イ又はロによる利用又は提供を行う場合には、当該仮名電子診療録等情報を第7の2の仮名医療保険等関連情報、第8の5の仮名介護保険等関連情報その他の厚生労働省令で定めるものと連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができるものとする。（第十二条の十一第三項関係）

(6) 仮名電子診療録等情報利用者に対する利用目的等の制限の要求等

イ 厚生労働大臣は、（5）のロにより仮名電子診療録等情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、仮名電子診療録等情報の提供を受け、これを利用する者（以下この8において「仮名電子診療録等情報利用者」という。）に対し、提供に係る仮名電子診療録等情報について、その利用の目的又は方法の制限その他必要な制限を付すものとする。（第十二条の十二第一項関係）

ロ 個人情報の保護に関する法律第六十八条及び第七十六条から第百七条までの規定は、厚生労働大臣が（5）のイ又はロにより仮名電子診療録等情報を利用し、又は提供する場合については、適用しないものとする。（第十二条の十二第二項関係）

ハ （3）は、仮名電子診療録等情報利用者による仮名電子診療録等情報の取扱いについて準用するものとする。（第十二条の十三関係）

(7) 厚生労働大臣による仮名電子診療録等情報利用者に対する是正命令等

仮名電子診療録等情報利用者について、（4）に準じた改正を行う。（第十二条の十五、第四十条の二、第四十条の三、第四十二条の二、第四十二条の三関係）

(8) その他所要の改正を行う。

9 その他所要の改正を行う。

第3 健康保険法の一部改正

1 保険医療機関の指定に関する事項

(1) 厚生労働大臣は、病院又は診療所の開設者から保険医療機関の指定について申請があった場合において、次のいずれにも該当する場合であつて、当該病院又は診療所の開設者又は管理者が医療法第三十条の十一第一項の規定による都道府県知事の勧告を受け、これに従わないときは、その申請に係る病床の全部又は一部を除いて、当該指定を行うことができるものとする。（第六十五条第四項第三号関係）（令和9年4月1日施行）

イ 当該申請に係る病床の種別に応じ、医療法第七条の二第一項に規定する地域における保険医療機関の病床数が、その指定により医療計画において定める基準病床数を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した数に満たないことになると認める場合

ロ 当該申請に係る病床の種別に応じ、構想区域における保険医療機関の病床数が、その指定により地域医療構想において定める将来の病床数の必要量を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した数を超えることになると認められる場合（その数を既に超えている場合を含む。）

(2) 厚生労働大臣は、診療所の開設者又は管理者が第1の10の（9）による都道府県知事の勧告を受けた場合等には、厚生労働省令で定めるところにより、保険医療機関の指定を行うに当たっては、三年以内の期限を付することができるものとする。（第六十八条の二第一項関係）（令和8年4月1日施行）

2 保険医療機関の管理者に関する事項（令和8年4月1日施行）

(1) 保険医療機関の管理者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならぬものとする。（第七十条の二第一項関係）

イ 保険医であること。

ロ 医師法の規定による臨床研修の修了後に保険医療機関（病院に限る。）において保険医として三年以上診療に従事した経験又は歯科医師法の規定による臨床研修の修了後に保険医療機関において保険医として三年以上診療に従事した経験その他の厚生労働省令で定める要件を備える者であること。

(2) 保険医療機関の管理者は、適正な医療の効率的な提供を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、当該保険医療機関に勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者を監督するとともに、当該保険医療機関の管理及び運営につき、必要な注意をしなければならぬものとする。（第七十条の二第二項関係）

(3) 厚生労働大臣による保険医療機関の指定及び保険医の登録の取消事由に、保険医療機関の管理者が（2）に違反したとき（当該違反を防止するため、当該保険医療機関の管理者として、相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）を追加する。（第八十条第二号、第八十一条第二号関係）

3 仮名診療等関連情報の利用又は提供等に関する事項（公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日施行）

仮名診療等関連情報について、第2の8の(5)から(7)までに準じた改正を行う。（第百五十条の七～第百五十条の十三、第二百七条の三関係）

4 医師手当拠出金等に関する事項（公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日施行）

（1）全国健康保険協会の行う業務に、医師手当拠出金等の納付に関する業務を追加する。（第七条の二第三項関係）

（2）健康保険事業に要する費用等について、医師手当拠出金等を対象とする。（第一百五十一条、第百五十三条、第百五十四条第一項、第百五十五条第一項、第百六十条第三項、第十四項、第百七十三条第一項、第百七十六条関係）

5 基盤機構等への事務の委託に関する事項（公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日施行）

保険者は、健康保険法第二百五条の四第一項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合は、他の医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第一条に規定する保険者、法令の規定により医療に関する給付に係る事務を行う者であって厚生労働省令で定めるもの並びに介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区その他厚生労働省令で定める者と共同して委託するものとする。（第二百五条の四第二項関係）

6 その他所要の改正を行う。

第4 船員保険法の一部改正

1 医師手当拠出金等に関する事項（公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日施行）

船員保険事業に要する費用等について、第3の4の(2)に準じた改正を行う。（第一百十二条第二項、第百十四条第一項、第百二十一条第二項関係）

2 基盤機構等への事務の委託に関する事項（公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日施行）

基盤機構等への事務の委託について、第3の5に準じた改正を行う。（第百五十三条の十第二項関係）

3 その他所要の改正を行う。

第5 国民健康保険法の一部改正

1 医師手当拠出金等に関する事項（公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日施行）

国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用等について、第3の4の(2)に準じた改正を行う。（第六十九条、第七十条第一項、第七十三条第一項、第二項、第七十五条、第七十五条の七第一項、第七十六条第一項、第二項、第八十一条の二第十項関係）

2 基盤機構等への事務の委託に関する事項（公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日施行）

基盤機構等への事務の委託について、第3の5に準じた改正を行う。（第百十三条の三第二項関係）

3 その他所要の改正を行う。

第6 地方税法の一部改正

- 1 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用について、第3の4の（2）に準じた改正を行う。（第七百三条の四関係）（公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日施行）
- 2 その他所要の改正を行う。

第7 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正

- 1 都道府県医療費適正化計画に関する事項（令和9年4月1日施行）
 - (1) 都道府県医療費適正化計画において定める事項に、当該都道府県の地域医療構想に基づく事業の実施を踏まえ、計画の期間において見込まれる医療機関機能及び病床の機能の分化及び連携の推進の成果に関する事項を追加する。（第九条第二項関係）
 - (2) 都道府県は、当該都道府県における医療費適正化の推進のために達成すべき目標に関する事項等を定めるに当たっては、地域における医療機関機能の分化及び連携の推進に向けた取組の重要性に留意するものとする。（第九条第四項関係）
 - (3) 都道府県医療費適正化計画は、地域医療構想と調和が保たれたものでなければならないものとする。（第九条第六項関係）
- 2 仮名医療保険等関連情報の利用又は提供等に関する事項（公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日施行）
仮名医療保険等関連情報について、第2の8の（5）から（7）までに準じた改正を行う。（第十六条の七～第十七条の二、第百六十七条の二関係）
- 3 医師手当拠出金等に関する事項（公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日施行）
後期高齢者医療に要する費用、前期高齢者交付金、後期高齢者交付金等について、第3の4の（2）に準じた改正その他所要の改正を行う。（第三十四条第一項、第三項、第四項、第六項、第三十五条第一項、第三項、第四項、第六項、第三十八条第一項、第二項、第三十九条第一項、第二項、第九十三条第一項、第百条第一項、第百四条第一項、第三項、第百十六条第二項、第百二十条第一項関係）
- 4 基盤機構等への事務の委託に関する事項（公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日施行）
基盤機構等への事務の委託について、第3の5に準じた改正を行う。（第百六十五条第二項関係）
- 5 その他所要の改正を行う。

第8 介護保険法の一部改正

- 1 医療法の準用に関する事項（令和8年4月1日施行）
第1の1の（9）は、介護老人保健施設及び介護医療院の管理者について準用するものとする。（第百五条、第百十四条の八関係）
- 2 基盤機構等への事務の委託に関する事項（公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日施行）
基盤機構等への事務の委託について、第3の5に準じた改正を行う。（第百十五条の四十七第十一項関係）

- 3 基本指針に関する事項（公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日施行）
厚生労働大臣が定める基本指針は、医療情報化推進方針に即して定めるものとする。
(第百十六条第一項関係)
- 4 都道府県介護保険事業支援計画に関する事項（令和9年4月1日施行）
都道府県介護保険事業支援計画は、地域医療構想との整合性の確保が図られたものでなければならないものとする。
(第百十八条第十項関係)
- 5 仮名介護保険等関連情報の利用又は提供等に関する事項（公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日施行）
仮名介護保険等関連情報について、第2の8の（5）から（7）までに準じた改正を行う。
(第百十八条の八～第百十八条の十四、第二百五条の三関係)
- 6 その他所要の改正を行う。
- 第9 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部改正（公布日施行）
厚生労働大臣が持分の定めのない医療法人へ移行しようとする医療法人の移行に関する計画の認定を行うことができる期限を令和11年12月31日まで延長する。
(附則第十条の三第五項関係)
- 第10 児童福祉法の一部改正
- 1 電子資格確認に関する事項（公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日施行）
(1) 医療費支給認定保護者が医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童に指定小児慢性特定疾病医療支援を受けさせるとき、又は医療費支給認定患者が指定小児慢性特定疾病医療支援を受けるときは、厚生労働省令で定めるところにより、医療受給者証の提示、電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法により、当該指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける者が医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等であることについて、指定小児慢性特定疾病医療機関の確認を受けるものとする。
(第十九条の三第九項関係)
(2) (1)の「電子資格確認」とは、医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、都道府県に対し、個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書を送信する方法その他の厚生労働省令で定める方法により、小児慢性特定疾病児童等に係る医療費支給認定の情報の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、都道府県から回答を受けて当該情報を指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける指定小児慢性特定疾病医療機関に提供し、当該指定小児慢性特定疾病医療機関から医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等であることの確認を受けることをいうものとする。
(第十九条の三第十項関係)
(3) 国及び都道府県並びに指定小児慢性特定疾病医療機関その他の関係者は、(2)の電子資格確認の仕組みの導入その他の医療に関する給付に係る手続における情報通信の技術の利用を推進し、もって医療保険各法等その他医療に関する給付を定める法令の規定により行われる事務の円滑な実施に資するよう、相互に連携を

図りながら協力するものとする。（第五十六条の六の二関係）

（4）肢体不自由児通所医療費及び障害児入所医療費の支給に係る電子資格確認の仕組みの導入について、（1）から（3）までに準じた改正を行う。（第二十一条の五の三十、第二十四条の二十一、第五十六条の六の二関係）

2 基盤機構等への事務の委託に関する事項（公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日施行）

（1）都道府県は、指定小児慢性特定疾病医療支援に係る小児慢性特定疾病児童等又は小児慢性特定疾病児童等であった者の情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務について、基盤機構又は連合会に委託することができるものとする。（第十九条の二十の二第一項関係）

（2）都道府県は、（1）により事務を委託する場合は、（1）により事務を委託する他の都道府県、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第一条に規定する保険者、当該事務以外の法令の規定による医療に関する給付に係る事務を行う者であって厚生労働省令で定めるもの並びに介護保険法第三条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区その他厚生労働省令で定める者と共同して委託するものとする。（第十九条の二十の二第二項関係）

（3）市町村は、肢体不自由児通所医療費に係る障害児又は障害児であった者の情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務について、基盤機構又は連合会に委託することができるものとする。（第二十一条の五の三十関係）

（4）都道府県は、障害児入所医療費に係る障害児又は障害児であった者の情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務について、基盤機構又は連合会に委託することができるものとする。（第二十四条の二十一関係）

（5）（3）及び（4）により事務を委託する場合について、（2）に準じた改正を行う。（第二十一条の五の三十、第二十四条の二十一関係）

3 仮名小児慢性特定疾病関連情報及び仮名障害児福祉等関連情報の利用又は提供等に関する事項（公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日施行）

（1）仮名小児慢性特定疾病関連情報について、第2の8の（5）から（7）までに準じた改正を行う。（第二十一条の四の七～第二十一条の四の十三、第六十条の三関係）

（2）仮名障害児福祉等関連情報について、第2の8の（5）から（7）までに準じた改正を行う。（第三十三条の二十三の八～第三十三条の二十三の十四、第六十条の三関係）

4 その他所要の改正を行う。

第11 予防接種法の一部改正

1 仮名予防接種等関連情報の利用又は提供等に関する事項（公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日施行）

仮名予防接種等関連情報について、第2の8の（5）から（7）までに準じた改正を行う。（第二十八条の二～第三十二条、第五十九条関係）

2 基盤機構等への事務の委託に関する事項（公布の日から起算して2年を超えない範

範囲において政令で定める日施行)

基盤機構等への事務の委託について、第3の5に準じた改正を行う。（第五十七条第二項関係）

3 その他所要の改正を行う。

第12 母子保健法の一部改正（公布の日から起算して2年を超えない範囲において政令で定める日施行）

1 養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、市町村長に申請しなければならないものとする。（第二十条第二項関係）

2 市町村長は、1による申請に係る未熟児が養育のため病院又は診療所に入院することを必要とすると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給をする旨を決定するものとする。（第二十条第三項関係）

3 保護者が2の決定を受けた未熟児に養育医療の給付を受けさせるときに関する電子資格確認の仕組みの導入について、第10の1の（1）から（3）までに準じた改正を行う。（第二十条第八項、第九項、第二十条の二関係）

4 市町村は、養育医療の給付の対象者又は対象者であった者に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務の全部又は一部を基盤機構又は連合会に委託することができるものとする。（第八条の三第一項関係）

5 市町村が、4により事務を委託する場合について、第10の2の（2）に準じた改正を行う。（第八条の三第三項関係）

6 その他所要の改正を行う。

第13 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部改正

1 医療の給付を受けようとする者又は被爆者一般疾病医療機関から医療を受けようとする被爆者に係る電子資格確認の仕組みの導入について、第10の1の（1）から（3）までに準じた改正を行う。（第十条第四項、第五項、第十八条第六項、第七項、第四十三条の三関係、公布の日から起算して2年を超えない範囲において政令で定める日施行）

2 厚生労働大臣は、医療の給付及び一般疾病医療費の支給に係る被爆者に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務を、基盤機構又は連合会に委託することができるものとする。（第四十三条の二第一項関係、公布の日から起算して2年を超えない範囲において政令で定める日施行）

3 厚生労働大臣が、2により事務を委託する場合について、第10の2の（2）に準じた改正を行う。（第四十三条の二第二項関係、公布の日から起算して2年を超えない範囲において政令で定める日施行）

4 その他所要の改正を行う。

第14 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正

1 予防計画に関する事項（令和9年4月1日施行）

都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更するに当たっては、地域医療構想との整合性の確保を図らなければならないものとする。（第十条第八項関係）

- 2 医師等の届出の基盤機構等の経由に関する事項（公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日施行）
届出をすべき医師等が、電磁的方法により行う当該届出（厚生労働省令で定める感染症に係るものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、基盤機構又は連合会を経由して行うことができるものとする。（第十二条第七項、第十一項、第十四条第四項、第十項、第四十四条の三の六第二項、第五十条の七第二項関係）
- 3 電子資格確認に関する事項（公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日施行）
医療を受けようとする結核患者、新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者及び新感染症外出自粛対象者に係る電子資格確認の仕組みの導入について、第10の1の（1）及び（2）に準じた改正を行う。（第三十七条の三、第四十四条の三の二第二項、第五十条の三第二項関係）
- 4 仮名感染症関連情報の利用又は提供等に関する事項（公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日施行）
仮名感染症関連情報について、第2の8の（5）から（7）までに準じた改正を行う。（第五十六条の四十六～第五十六条の五十二、第七十三条の三関係）
- 5 厚生労働大臣の調査及び研究に関する事項（公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日施行）
(1) 厚生労働大臣は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するとともに、患者に対する良質かつ適切な医療の確保に資するため、電子診療録等情報その他厚生労働省令で定める情報（（2）において「電子診療録等情報等」という。）について調査及び研究を行うものとする。（第五十六条の五十第一項関係）
(2) 基盤機構及び連合会は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、その求めに応じて、電子診療録等情報等を提供しなければならないものとする。（第五十六条の五十第二項関係）
(3) 厚生労働大臣は、（1）の調査及び研究に係る事務を国立健康危機管理研究機構に委託することができるものとする。（第五十六条の五十第三項関係）
- 6 基盤機構等への事務の委託に関する事項（公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日施行）
(1) 都道府県及び保健所設置市等は、次に掲げる事務を基盤機構又は連合会に委託することができるものとする。（第六十三条の五第一項関係）
イ 医療の費用の負担に係る決定を受けた結核患者又は結核患者であった者に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務
ロ 医療の費用の負担に係る新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者であった者に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務
ハ 医療の費用の負担に係る新感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者であった者に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務
(2) 都道府県及び保健所設置市等が、（1）により事務を委託する場合について、

第10の2の(2)に準じた改正を行う。(第六十三条の五第二項関係)

- 7 国、都道府県及び保健所設置市等並びに結核指定医療機関、第二種協定指定医療機関その他の関係者について、第10の1の(3)に準じた改正を行う。(第六十三条の六関係、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日施行)
- 8 その他所要の改正を行う。

第15 健康増進法の一部改正(公布の日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日施行)

- 1 市町村は、厚生労働省令で定める検診(以下この第15において「市町村検診」という。)その他厚生労働省令で定めるものの実施に努めるものとする。(第十九条の二第一項関係)

2 電子対象者確認に関する事項

- (1) 市町村は、市町村検診等を行うに当たっては、電子対象者確認の方法により、当該市町村検診等を受けようとする者が当該市町村検診等の対象者であることの確認を行うことができるものとする。(第十九条の二第二項関係)

- (2) (1)の「電子対象者確認」とは、市町村が、市町村検診等を受けようとする者の個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書の提供を受ける方法その他の厚生労働省令で定める方法により、当該者が当該市町村検診等の対象者であることを確認することをいうものとする。(第十九条の二第三項関係)

3 基盤機構等への事務の委託に関する事項

- (1) 市町村は、市町村検診等の対象者に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務の全部又は一部を基盤機構又は連合会に委託することができるものとする。(第十九条の三第一項関係)

- (2) 市町村が、(1)により事務を委託する場合について、第10の2の(2)に準じた改正を行う。(第十九条の三第二項関係)

4 国民の健康の増進を図るための調査、研究等並びに匿名市町村検診等関連情報及び仮名市町村検診等関連情報の利用又は提供に関する仕組みの創設に関する事項

(1) 国民の健康の増進を図るための調査、研究等

イ 厚生労働大臣は、市町村検診による疾病の早期発見の状況に関する調査その他の国民の健康の増進を図るために必要な調査及び研究を行うものとする。(第十九条の五第一項関係)

ロ 市町村検診を実施する市町村の長は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、市町村検診の実施状況に関する情報その他のイの調査及び研究の実施に必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供しなければならないものとする。(第十九条の五第二項関係)

- (2) 匿名市町村検診等関連情報について、第2の8の(2)から(4)までに準じた改正を行う。(第十九条の六～第十九条の十、第十九条の十四～第十九条の十七、第七十一条、第七十三条第一号、第七十五条、第七十七条、第七十八条関係)

- (3) 仮名市町村検診等関連情報について、第2の8の(5)から(7)までに準じた改正を行う。(第十九条の十一～第十九条の十七、第七十一条、第七十三条第一号、第七十五条、第七十七条、第七十八条関係)

5 その他所要の改正を行う。

第16 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正

1 電子資格確認に関する事項（公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日施行）

（1）支給認定を受けた障害児の保護者が当該障害児に指定自立支援医療を受けさせるとき、又は支給認定を受けた障害者が指定自立支援医療を受けるときに関する電子資格確認の仕組みの導入について、第10の1の（1）から（3）までに準じた改正を行う。（第五十八条第二項、第三項、第百五条の四関係）

（2）指定療養介護医療を受けようとする療養介護医療費支給対象障害者に係る電子資格確認の仕組みの導入について、第10の1の（1）から（3）までに準じた改正を行う。（第七十条第二項、第三項、第百五条の四関係）

2 都道府県障害福祉計画に関する事項（令和9年4月1日施行）

都道府県障害福祉計画は、地域医療構想等と相まって、精神科病院に入院している精神障害者の退院の促進に資するものでなければならないものとする。（第八十九条第七項関係）

3 仮名障害福祉等関連情報の利用又は提供等に関する事項（公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日施行）

仮名障害福祉等関連情報について、第2の8の（5）から（7）までに準じた改正を行う。（第八十九条の二の八～第八十九条の二の十四、第百九条の二関係）

4 基盤機構等への事務の委託に関する事項（公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日施行）

（1）市町村等は、療養介護医療費の支給に係る療養介護医療費支給対象障害者若しくは療養介護医療費支給対象障害者であった者又は自立支援医療費の支給に係る支給認定に係る障害者等若しくは支給認定に係る障害者等であった者に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務を、基盤機構又は連合会に委託することができるものとする。（第百五条の三第一項関係）

（2）市町村等が、（1）により事務を委託する場合について、第10の2の（2）に準じた改正を行う。（第百五条の三第二項関係）

5 その他所要の改正を行う。

第17 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部改正

1 電子資格確認に関する事項（公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日施行）

（1）独立行政法人環境再生保全機構は、被認定者が石綿健康被害医療手帳の提示、電子資格確認その他環境省令で定める方法により被認定者であることの確認を受け、医療を受けたときに限り、医療費を支給するものとする。（第十一条第一項関係）

（2）（1）の「電子資格確認」の定義について、第10の1の（2）に準じた改正を行う。（第十一条第二項関係）

（3）国及び独立行政法人環境再生保全機構並びに保険医療機関等その他の関係者について、第10の1の（3）に準じた改正を行う。（第十四条の二関係）

- 2 基盤機構等への事務の委託に関する事項（公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日施行）
(1) 独立行政法人環境再生保全機構は、医療費の支給に係る被認定者又は被認定者であった者に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務を、基盤機構又は連合会に委託することができるものとする。（第十四条第三項関係）
(2) 独立行政法人環境再生保全機構が、(1)により事務を委託する場合について、第10の2の(2)に準じた改正を行う。（第十四条第四項関係）
3 その他所要の改正を行う。
- 第18 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の一部改正（公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日施行）
1 関係県が水俣病被害者手帳の交付をした者に係る電子資格確認の仕組みの導入について、第10の1の(1)から(3)までに準じた改正を行う。（第六条第二項、第三項、第六条の三関係）
2 関係県は、療養費の支給に係る手帳所持者に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務を、基盤機構又は連合会に委託することができるものとする。（第六条の二第一項関係）
3 関係県が、2により事務を委託する場合について、第10の2の(2)に準じた改正を行う。（第六条の二第二項関係）
4 その他所要の改正を行う。
- 第19 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部改正
1 電子資格確認に関する事項（公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日施行）
(1) 特定無症候性持続感染者が、受給者証の提示、電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法により特定無症候性持続感染者であることの確認を受け、保険医療機関等から定期検査又は母子感染防止医療を受けた場合においては、基盤機構は、定期検査費又は母子感染防止医療費として当該特定無症候性持続感染者に支給すべき額の限度において、その者が当該定期検査又は母子感染防止医療に当該保険医療機関等に支払うべき費用を、当該特定無症候性持続感染者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができるものとする。（第十六条第二項関係）
(2) (1)の「電子資格確認」の定義について、第10の1の(2)に準じた改正を行う。（第十六条第三項関係）
(3) 国及び基盤機構並びに保険医療機関等その他の関係者について、第10の1の(3)に準じた改正を行う。（第十七条の二関係）
2 連合会への事務の委託に関する事項（公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日施行）
基盤機構が、1の(1)の支払に関する事務に係る特定無症候性持続感染者又は特定無症候性持続感染者であった者に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務を連合会等に委託する場合について、第10の2の(2)に準じた改正を行う。（第十七条第三項関係）

3 基盤機構の行う事務の一体的な実施に関する事項（公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日施行）

基盤機構は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第二十六条第一項の業務のうち、1の（1）による支払に関する事務に係る特定無症候性持続感染者又は特定無症候性持続感染者であった者に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務を行う場合は、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第十八条第一項第一号及び第二号並びに同条第二項第一号に規定する事務並びに同条第三項に規定する情報の収集及び整理並びに利用及び提供に関する事務と一体的に行うものとする。（第二十六条第三項関係）

4 その他所要の改正を行う。

第20 がん登録等の推進に関する法律の一部改正（公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日施行）

1 匿名がん情報の利用又は提供等に関する事項

（1）「匿名化」とは、がんに罹患した者に関する情報を当該がんに罹患した者の識別及び当該がんに罹患した者に関する情報の復元ができないように厚生労働省令で定める基準に従い加工することをいうものとする。（第二条第九項関係）

（2）厚生労働大臣は、がん登録等の推進に関する法律第十七条第一項の規定による匿名全国がん登録情報（全国がん登録情報の匿名化が行われた情報をいう。以下この1において同じ。）の利用又は提供を行う場合には、当該匿名全国がん登録情報を高齢者の医療の確保に関する法律に規定する匿名医療保険等関連情報その他の厚生労働省令で定めるもの（以下この1において「連結対象匿名情報」という。）と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができるものとする。（第十七条第二項関係）

（3）厚生労働大臣は、調査研究者から二以上の都道府県に係る匿名都道府県がん情報（都道府県がん情報の匿名化が行われた情報をいう。以下この1において同じ。）の提供の求めを受けた場合において、当該調査研究者が行う調査研究に必要な限度で、匿名全国がん登録情報の提供を行う場合には、当該匿名全国がん登録情報を連結対象匿名情報と連結して利用することができる状態で提供することができるものとする。（第二十一条第五項関係）

（4）厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事等から、当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、連結対象匿名情報と連結して利用することができる状態の匿名全国がん登録情報の提供の求めを受けたときは、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行うことができるものとする。（第二十一条第十五項関係）

（5）厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村の長等から、当該市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、連結対象匿名情報と連結して利用することができる状態の匿名全国がん登録情報の提供の求めを受けたときは、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行うことができるものとする。（第二十一条第十六項関係）

- (6) 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、調査研究者から連結対象匿名情報と連結して利用することができる状態の匿名都道府県がん情報の提供の求めを受けた場合において、当該調査研究が、がん医療の質の向上等に資するものとして厚生労働省令で定めるものである等の要件に該当するときは、当該調査研究者が行う調査研究に必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行うことができるものとする。 (第二十一条第十七項関係)
- (7) 匿名全国がん登録情報又は匿名都道府県がん情報（以下この1において「匿名がん情報」という。）の提供を受けた者は、匿名がん情報を取り扱うに当たっては、当該匿名がん情報の作成に用いられた全国がん登録情報又は都道府県がん情報に係るがんに罹患した者の識別をするために、当該全国がん登録情報又は当該都道府県がん情報から削除された記述等若しくは匿名がん情報の作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名がん情報を他の情報と照合してはならないもの等とする。 (第三十条関係)
- (8) 厚生労働大臣及び都道府県知事は、匿名がん情報の提供を受けた者が（7）に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。 (第三十八条第三項関係)
- (9) (8)の命令等に違反した者については、所要の罰則を定める。 (第五十四条、第五十五条、第五十七条、第五十八条、第五十九条第一項関係)

2 仮名がん情報の利用又は提供等に関する事項

- (1) 「仮名化」とは、がんに罹患した者に関する情報を他の情報と照合しない限り当該がんに罹患した者の識別ができないように厚生労働省令で定める基準に従い加工することをいうものとする。 (第二条第十三項関係)
- (2) 厚生労働大臣は、国のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、仮名全国がん登録情報（全国がん登録情報の仮名化が行われた情報をいう。以下この2において同じ。）を自ら利用し、又は厚生労働省令で定めるところにより、提供することができるものとする。 (第十七条第一項関係)
- (3) 厚生労働大臣が、仮名全国がん登録情報の利用又は提供を行う場合について、1の（2）に準じた改正を行う。 (第十七条第三項関係)
- (4) 都道府県知事は、当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、当該都道府県に係る都道府県がん情報に係る仮名都道府県がん情報（都道府県がん情報の仮名化が行われた情報をいう。以下この2において同じ。）を自ら利用し、又は厚生労働省令で定めるところにより、提供することができるものとする。 (第十八条第一項関係)
- (5) 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村の長等から、当該市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、当該都道府県に係る都道府県がん情報のうち当該市町村の

名称が記録されているがんに係る情報に係る仮名都道府県がん情報の提供の求めを受けたときは、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行うものとする。（第十九条第一項関係）

- (6) 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、調査研究者から二以上の都道府県に係る仮名都道府県がん情報の提供の求めを受けた場合において、当該がんに係る調査研究が、がん医療の質の向上等に資するものとして厚生労働省令で定めるものである等の要件に該当するときは、当該調査研究者が行う調査研究に必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、全国がん登録情報の仮名化及び仮名全国がん登録情報の提供を行うことができるものとする。（第二十一条第四項関係）
- (7) 厚生労働大臣が、(6)による仮名全国がん登録情報の提供を行う場合について、1の(3)に準じた改正を行う。（第二十一条第六項関係）
- (8) 厚生労働大臣は、全国がん登録データベースを用いて、(6)の提供の求めを受ける頻度が高いと見込まれる情報について、全国がん登録情報の仮名化を行い、当該仮名化を行った情報を全国がん登録データベースに記録することができるものとする。（第二十一条第九項、第十項関係）
- (9) 第7の2の仮名医療保険等関連情報その他の厚生労働省令で定めるものと連結して利用することができる状態の仮名全国がん登録情報又は仮名都道府県がん情報（以下この2において「仮名がん情報」という。）の提供について、1の(4)から(6)までに準じた改正を行う。（第二十一条第十五項～第十七項関係）
- (10) 厚生労働大臣若しくは国立がん研究センター又は都道府県知事は、仮名がん情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、仮名がん情報の提供を受ける者に対し、提供に係る仮名がん情報について、その利用の目的又は方法の制限その他必要な制限を付すものとする。（第二十六条の二関係）
- (11) 仮名がん情報の提供を受けた者について、1の(7)に準じた改正を行う。（第三十条関係）
- (12) 厚生労働大臣及び都道府県知事は、仮名がん情報の提供を受けた者が(10)又は(11)に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。（第三十八条第三項関係）
- (13) (12)の命令等に違反した者については、所要の罰則を定める。（第五十四条、第五十五条、第五十七条、第五十八条、第五十九条第一項関係）
- 3 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の病院等から届出がされた届出対象情報について、厚生労働省令で定めるところにより、審査及び整理（当該届出対象情報に医療保険被保険者番号等（健康保険法に規定する被保険者等記号・番号等その他の厚生労働省令で定める番号、記号その他の符号をいう。）が含まれる場合には、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十二条第一項に規定する保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを用いた審査及び整理）を行い、その結果得られた都道府県整理情報を厚生労働大臣に提

出しなければならないものとする。（第八条第一項関係）

4 その他所要の改正を行う。

第21 難病の患者に対する医療等に関する法律の一部改正

1 電子資格確認に関する事項（公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日施行）

支給認定を受けた指定難病の患者の保護者が当該患者に指定特定医療を受けさせるとき、又は支給認定を受けた指定難病の患者が指定特定医療を受けるときに関する電子資格確認の仕組みの導入について、第10の1の（1）から（3）までに準じた改正を行う。（第七条第六項、第七項、第三十一条の三関係）

2 仮名指定難病関連情報の利用又は提供等に関する事項（公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日施行）

仮名指定難病関連情報について、第2の8の（5）から（7）までに準じた改正を行う。（第二十七条の七～第二十七条の十三、第四十五条関係）

3 基盤機構等への事務の委託に関する事項（公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日施行）

（1）都道府県は、特定医療費の支給に係る支給認定を受けた指定難病の患者又は支給認定を受けた指定難病の患者であった者に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務を、基盤機構又は連合会に委託することができるものとする。（第三十一条の二第一項関係）

（2）都道府県が、（1）により事務を委託する場合について、第10の2の（2）に準じた改正を行う。（第三十一条の二第二項関係）

4 その他所要の改正を行う。

第22 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律の一部改正

1 認定仮名加工医療情報作成事業者は、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第三十六条第一項の規定により仮名加工医療情報を提供する場合においては、当該認定仮名加工医療情報利用事業者が第7の2により仮名医療保険等関連情報の提供を受けることができる者その他の政令で定める者であるときに限り、当該仮名加工医療情報について、仮名医療保険等関連情報その他の政令で定めるものと連結して利用することができる状態で提供することができるものとする。（第三十六条の二第一項関係、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日施行）

2 認定仮名加工医療情報作成事業者は、仮名加工医療情報を1の状態にするため、主務省令で定めるところにより、厚生労働大臣その他政令で定める大臣（3において「厚生労働大臣等」という。）に対し、仮名加工医療情報等を提供した上で、当該状態にするために必要な情報として主務省令で定めるものの提供を求めることができるものとする。（第三十六条の二第二項関係、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日施行）

3 厚生労働大臣等は、2による求めがあったときは、認定仮名加工医療情報作成事業者に対し、2の主務省令で定める情報を提供することができるものとする。（第三十

六条の二第三項関係、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日施行)

- 4 基盤機構等への委託、手数料の納付先、手数料収入の扱い及び基盤機構等を経由した連結可能仮名加工医療情報の提供の規定を定める。（第三十六条の二第四項～第七項関係、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日施行）
- 5 その他所要の改正を行う。

第23 社会保険診療報酬支払基金法の一部改正

- 1 題名を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に改め、法人の名称を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。（題名関係、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日施行）
- 2 基盤機構の目的のうち、基盤機構が収集、整理及び分析を行い、その結果の活用を促進する情報は、次に掲げる情報とともに、これらを行うための情報基盤の整備及び運営に関する事務を行うことを追加する。（第一条関係、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日施行）
 - (1) 患者に対する良質かつ適切な医療の確保その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報
 - (2) 医療機関等及び保険者における業務運営の効率化その他の医療の効率的な提供に資する情報
 - (3) 医療費適正化に資する情報
- 3 運営会議の設置等に関する事項（公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日施行）
 - (1) 基盤機構に、基盤機構の業務の方針を決定する機関として運営会議を置くものとする。（第八条第一項関係）
 - (2) 運営会議の委員は、次に掲げる者から選任するものとし、その数は、それぞれ次に定める員数以内とする。（第八条第二項関係）
 - イ 保険者を代表する者 三人
 - ロ 診療担当者を代表する者 三人
 - ハ 被保険者を代表する者 一人
 - ニ 地方公共団体を代表する者 一人
 - ホ 保健医療又は保健医療に係る情報システムに関する高い識見を有する者その他の学識経験者 一人
 - (3) 次に掲げる事項は、運営会議の議決を経なければならないものとする。（第九条第一項関係）
 - イ 定款の変更
 - ロ 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第二十九条第一項に規定する中期計画及び同法第三十条に規定する年度計画の作成又は変更
 - ハ 事業計画及び收支予算の作成又は変更
 - ニ 事業状況報告書及び財産目録の作成
 - ホ その他基盤機構の業務の運営に関する重要事項
 - (4) 厚生労働大臣又はその指名する職員その他の基盤機構の業務に係る関係者は、

定款で定めるところにより、運営会議において意見を述べることができるものとする。（第九条第三項関係）

4 審査支払運営委員会の設置等に関する事項（公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日施行）

- (1) 基盤機構は、審査支払運営委員会を置くものとする。（第十五条第一項関係）
- (2) 審査支払運営委員会は、理事長、理事（医療情報化推進担当理事を置く場合にあっては、当該医療情報化推進担当理事を除く。）及び審査支払運営委員で組織するものとする。（第十五条第二項関係）
- (3) 審査支払運営委員会は、運営会議の権限のうち、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第十八条第一項第八号から第十二号まで、第二項第二号から第五号まで及び第三項に規定する業務に係る重要事項その他の定款で定める重要な事項を決定するものとする。（第十五条第三項関係）

5 基盤機構の業務に関する事項

- (1) 基盤機構が、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第一条の目的を達成するために行う業務として、次の業務を追加する。（第十八条第一項関係、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日施行）
 - イ 保健事業等に資するために行う次に掲げる処方箋（書面に代えて当該処方箋に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成した場合における当該電磁的記録を含む。以下このイにおいて同じ。）の提供等に関する業務
 - (イ) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十二条の二第一項の規定により処方箋の提供を受け、同条第二項の規定に基づき当該処方箋に記録された情報を閲覧することができるようになるとともに、同項の規定により、患者又は現にその看護に当たっている者の求めに応じて、調剤を実施する薬局に対し当該処方箋を提供し、同条第三項及び第五項の規定により情報の提供を受ける業務
 - (ロ) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十二条の二第一項の規定により提供を受けた処方箋に記録された情報並びに同条第三項及び第五項の規定により提供を受けた情報を記録し、管理し、及び活用するとともに、処方され、又は調剤された薬剤に関する情報を医療機関及び薬局が相互に共有することに資する業務
 - (ハ) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十二条の二第四項の規定により、同項の厚生労働省令で定める者の求めに応じて、当該者に対し同条第三項の規定により提供を受けた情報を提供する業務
 - (二) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十二条の二第八項の規定により、医師若しくは歯科医師又は薬剤師の求めに応じて、同条第六項又は第七項に規定する情報を提供する業務
 - (ホ) 薬局の開設者からの委託を受けて、当該薬局で調剤済みとなった処方箋（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十二条

- の二第二項の規定により提供されたものに限る。) を保管する業務
- ロ 保健事業等に資するために行う次に掲げる電子診療録等情報に関する業務
- (イ) 第2の7の(1)により電子診療録等情報の提供を受け、第2の7の(2)に基づき国民が自らの電子診療録等情報を閲覧することができるようになるとともに、第2の7の(2)により、医師等の求めに応じて、医師等に対し電子診療録等情報を用いて必要な情報を提供し、又は閲覧することができるようとする業務
- (ロ) 第2の7の(1)により提供を受けた電子診療録等情報を記録し、管理し、及び活用する業務
- ハ 医療機関等が行う電子資格確認の実施に必要な費用その他地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するための医療機関等の提供する医療に係る情報化の促進に要する費用を補助する事務を行うこと。
- ニ 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十二条第二項の規定に基づき情報を提供する事務を行うこと。
- ホ 保健医療等関連情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用の促進並びにこれらのための情報基盤の整備及び運営に関する事務(イからニまでに掲げるものを除く。)を行うこと。
- (2) 基盤機構は、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第十八条第一項の業務のほか、生活保護法第八十条の四第一項、防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二条第三項(第二号に係る部分に限る。)その他の厚生労働省令で定める法律の規定により情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務を委託されたときは、その収集若しくは整理又は利用若しくは提供に必要な事務を行うものとする。(第十八条第二項関係、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日施行)
- (3) 基盤機構は、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第十八条第一項又は第二項の業務の遂行に支障のない範囲内で、国、都道府県、市町村又は独立行政法人その他厚生労働省令で定める者(以下この(3)において「委託者」という。)の委託を受けて、委託者が行う医療に関する給付について、当該給付の対象となる者若しくは対象であった者に係る情報の収集若しくは整理若しくは利用若しくは提供に関する事務又は医療機関が請求することができる費用の額の審査及び支払に関する事務であって、厚生労働大臣の定めるものを行うものとする。(第十八条第三項関係、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日施行)
- 6 業務のために取り扱う情報の安全管理措置等に関する事項(公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日施行)
- (1) 基盤機構は、業務のために取り扱う情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないものとする。(第二十六条関係)
- (2) 基盤機構は、(1)の情報の漏えい、滅失、毀損その他の当該情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい事態として厚生労

働省令で定めるものが生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該事態が生じた旨を厚生労働大臣に報告しなければならないものとする。（第二十七条関係）

7 中期計画及び年度計画の作成等に関する事項（公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日施行）

（1）基盤機構は、医療情報化推進方針に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、医療情報化推進業務の運営その他の医療情報化推進の実施に関する中期計画（以下この7において「中期計画」という。）を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならないものとする。（第二十九条第一項関係）

（2）中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。（第二十九条第二項関係）

イ 医療情報化推進方針に基づく医療情報化推進のために達成すべき目標に関する事項

ロ イの目標を達成するために取り組むべき措置に関する事項

ハ その他厚生労働省令で定める医療情報化推進業務の運営に必要な事項

（3）厚生労働大臣は、（1）により認可をした中期計画が医療情報化推進業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、基盤機構に対し、その中期計画を変更すべきことを命ずることができるものとする。（第二十九条第四項関係）

（4）基盤機構は、毎事業年度の開始前に、（1）の認可を受けた中期計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、その事業年度の医療情報化推進業務の運営に関する計画を定め、これを厚生労働大臣に届け出るとともに、公表しなければならないものとする。（第三十条関係）

（5）基盤機構は、毎事業年度の終了後、当該事業年度における医療情報化推進業務の実績等について、厚生労働大臣の評価を受けなければならないものとする。（第三十一条第一項関係）

（6）厚生労働大臣は、（5）の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、基盤機構に対し、医療情報化推進業務の運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができるものとする。（第三十一条第六項関係）

8 その他所要の改正を行う。

第24 施行期日等

1 施行期日

この法律は、令和九年四月一日から施行するものとする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行するものとする。（附則第一条関係）

（1）第1の7の（4）、第2の2及び3、第9並びに2の（2）及び（4） 公布の日

（2）第1の1、7の（3）及び10、第3の1の（2）及び2、第8の1並びに2の（1） 令和八年四月一日

（3）第2の7及び第14の5 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

- (4) 第1の8 令和八年十月一日
- (5) 第1の5の(1)、第2の6、第8の3並びに第23の1から4まで、5の(1)及び6から8まで 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日
- (6) 第1の2、第3の5、第4の2、第5の2、第7の4、第8の2、第10の1及び2、第11の2、第12、第13、第14の3、6及び7、第16の1及び4、第17の1及び2、第18、第19、第21の1及び3並びに第23の5の(2)及び(3) 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日
- (7) 第1の11の(1) 令和九年十月一日
- (8) 第1の11の(2) 令和十年四月一日
- (9) 第2の5及び8、第3の3及び4、第4の1、第5の1、第6の1、第7の2及び3、第8の5、第10の3、第11の1、第14の2及び4、第16の3、第20、第21の2並びに第22 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日
- (10) 第15 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

第三 検討規定

- (1) 政府は、第1の10の施行（令和八年四月一日）後三年を目途として、外来医師過多区域において、新たに開設された診療所（診療所のうち、医業を行う場所であって患者を入院させるための施設を有しないものに限る。以下この（1）において同じ。）の数が廃止された診療所の数を超える区域がある場合には、当該区域における新たな診療所の開設の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（附則第二条第一項関係、令和8年4月1日施行）
- (2) 政府は、都道府県が医師手当事業を行うに当たり、保険者協議会その他の医療保険者等が意見を述べることができる仕組みの構築について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（附則第二条第二項関係、公布日施行）
- (3) 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この（3）において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（附則第二条第三項関係、令和9年4月1日施行）
- (4) 政府は、この法律の公布後速やかに、介護・障害福祉従事者の賃金が他の業種に属する事業に従事する者と比較して低い水準にあること、介護・障害福祉従事者が従事する業務が身体的及び精神的な負担の大きいものであること、介護又は障害福祉に関するサービスを担う優れた人材の確保が要介護者等並びに障害者及び障害児に対するサービスの水準の向上に資すること等に鑑み、現役世代の保険料負担を含む国民負担の軽減を図りつつ介護・障害福祉従事者の人材の確保を図るため、介護・障害福祉従事者の適切な待遇の確保について、その待遇の状況等

を踏まえて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を機動的に講ずるものとする。（附則第二条第四項関係、公布日施行）

第四 経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の規定の整備を行う。（附則第三条～第五十九条関係）

なお、法案の内容については、以下の厚生労働省HP【医療法等の一部を改正する法律案（令和7年2月14日提出）】においても掲載しているため、参照されたい。

（参考）[第217回国会（令和7年常会）提出法律案 | 厚生労働省](#)

医療法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和七年十二月十二日

内閣総理大臣 高市 早苗

法律第八十七号

医療法等の一部を改正する法律

(医療法の一部改正)

第一条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

目次中「及び助産所」を「助産所等」に、「病床」を「医療機関機能及び病床」に、「第三十条の十八の五」を「第三十条の十八の六」に改める。

第一条の五第二項中「有しないもの」の下に「(オンライン診療受診施設であるものを除く。)」を加える。

第二条の次に次の二条を加える。

第二条の二 この法律において、「オンライン診療」とは、医師又は歯科医師の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)と患者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用し、映像及び音声の送受信により、医師又は歯科医師及び遠隔の地にある患者が相手の状態を相互に認識しながら通話することが可能な方法による診療をいう。

2 この法律において、「オンライン診療受診施設」とは、当該施設の設置者が、業として、オンライン診療を行う医師又は歯科医師の勤務する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に対して、その行うオンライン診療を患者が受ける場所として提供する施設をいう。

第三条第一項及び第二項中「附けて」を「付けて」に改め、同条に次の二項を加える。

4 オンライン診療受診施設でないものは、これにオンライン診療受診施設その他オンライン診療受診施設に紛らわしい名称を付けてはならない。

第五条第一項中「第八条」を「第八条第一項」に改める。

第六条中「助産所」の下に「並びに国が設置するオンライン診療受診施設」を加え、「の定」を「の定め」に改める。

第六条の五第三項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の二号を加える。
 第十五条 その勤務する医師又は歯科医師がオンライン診療受診施設を利用してオンライン診療を行ふ病院又は診療所にあつては、当該オンライン診療を行う旨及び当該オンライン診療の内容に関する事項

第六条の五第四項中「若しくは第十三号から第十五号まで」を「、第十三号、第十四号若しくは第十六号」に改める。

第六条の七の二 何人も、オンライン診療受診施設に関して、文書その他のいかなる方法によるを問わず、医療を受ける者による医療に関する適切な選択が阻害されるおそれが少ない場合として厚生労働省令で定める場合を除いては、広告をしてはならない。

第六条の八第一項中「若しくは助産所」を「助産所若しくはオンライン診療受診施設」に、前条を「前二条」に改め、同条第二項中「若しくは助産所」を「助産所若しくはオンライン診療受診施設」に、「又は前条第二項若しくは第三項」を「第六条の七第二項若しくは第三項又は前条」に改める。

第四章の章名中「及び助産所」を「助産所等」に改める。

第七条第一項中「第八条」を「第八条第一項」に、「第八条から第九条まで」を「第八条第一項」に、「第二十四条の二、第二十七条及び第二十八条から第三十条までの規定」を「第二十七条、第二十八条及び第二十九条第二項」に改める。

第八条に次の二項を加える。

2 オンライン診療受診施設の設置者は、設置後十日以内に、オンライン診療受診施設の所在地の都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）に届け出なければならない。

第三十条の八に次の二項を加える。

2 前項に定めるもののほか、厚生労働大臣は、医療計画において定められた第三十条の四第二項第四号から第六号までに掲げる事項の実施について、同項第一号の目標の設定並びに当該目標の達成のための実効性のある取組及び当該取組の効果に係る評価の実施が総合的に推進されるよう、都道府県に対し、必要な助言を行うものとする。

第三十条の十一に次の二項を加える。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた病院若しくは診療所を開設しようとする者又は病院若しくは診療所の開設者若しくは管理者がこれに従わなかつたときは、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

第五章第三節の節名中「病床」を「医療機関機能及び病床」に改める。

第三十条の十三第一項中「(以下「病床機能報告対象病院等」という。)」を削り、「地域における」の下に「医療機関機能(病院又は診療所ごとに地域の医療提供施設として提供する医療の内容をいいう。以下この条において同じ。)及び」を加え、「病床機能報告対象病院等の病床の機能」を「病院又は診療所の医療機関機能に応じ厚生労働省令で定める区分及び病床の機能」に、「病床機能報告対象病院等の所在地」を「病院又は診療所の所在地」に改め、同項中第四号を第六号とし、同項第三号中「病床機能報告対象病院等」を「病院又は診療所」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「から」の下に「(第二号の)」を加え、同号を同項第四号とし、同項第一号中「厚生労働省令で定める日(次号において「基準日」という。)」を「基準日」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 厚生労働省令で定める日(次号から第四号までにおいて「基準日」という。)における医療機関機能の予定(次項において「基準日から厚生労働省令で定める期間が経過した日における医療機関機能の予定」といいう。)

二 基準日から厚生労働省令で定める期間が経過した日における医療機関機能の予定(次項において「基準日後医療機関機能」といいう。)

第三十条の十三第二項中「病床機能報告対象病院等の管理者は、前項」を「前項に規定する病院又は診療所(以下「医療機関機能等報告対象病院等」という。)の管理者は、同項」に改め、「報告した」の下に「基準日後医療機関機能又は」を加え、「当該病床機能報告対象病院等」を「当該医療機関機能等報告対象病院等」に改め、同条第三項、第五項及び第六項中「病床機能報告対象病院等」を「医療機関機能等報告対象病院等」に改め、同条に次の二項を加える。

7 都道府県知事は、第一項又は第三項の規定による報告の内容を踏まえ、地域における医療機関機能又は病床の機能の分化及び連携の推進のための措置をとることが必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当するときは、当該報告をした医療機関機能等報告対象病院等の開設者又は管理者に対し、当該報告の内容を変更するよう求めることができる。

8 医療機関機能等報告対象病院等の開設者又は管理者は、前項の規定により都道府県知事から求めがあつたときは、これに応ずるよう努めなければならない。

第三十条の十四第一項中「第二項」の下に「、第三十条の六第四項及び第五項」を加える。

第三十条の十五第一項中「病床機能報告対象病院等」を「医療機関機能等報告対象病院等」に改め、「及び次条」を削り、同条第四項中「その他の」を「その他の」に改め、同条第六項中「第四項」を「前項」に改める。

第三十条の十六第一項中「その他の」を「その他の」に、「病床機能報告対象病院等」を「医療機関機能等報告対象病院等」に改め、同条第二項中「病床機能報告対象病院等」を「医療機関機能等報告対象病院等」に改める。

第三十条の十七、第三十条の十八、第三十条の二第一項及び第三項並びに第三十条の十八の二第一項及び第三項の三第二項中「病床機能報告対象病院等」を「医療機関機能等報告対象病院等」に改める。

第三十条の十八の五第一項第一号中「外来医療に係る医療提供体制の状況に関する」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ 地域において特に必要とされる外来医療(次条において「地域外来医療」という。)に関する事項

□ 外来医療に係る医療提供体制の状況に関する事項

第五章第四節に次の二項を加える。

第三十条の十八の六 都道府県知事は、第三十条の四第二項第十四号に規定する区域であつて、外来医療を行う医師の数の、外来患者の数に対する比率に相当するものとして厚生労働省令で定めることにより算定した率その他の厚生労働省令で定める指標が、厚生労働省令で定める基準を超えるものがある場合において、当該区域のうち、特に地域外来医療を確保する必要がある区域があると認めるときは、当該区域を指定するものとする。

2 都道府県知事は、前項の指定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の指定を受けた区域において、診療所(医業を行う場所であつて、患者を入院させるための施設を有しないものに限る。)を開設しようとする者は、やむを得ない場合として厚生労働省令で定める場合を除き、当該診療所を開設する日の六月前までに、厚生労働省令で定めるところにより、当該区域における地域外来医療の提供に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、第一項の指定を受けた区域において、前項の届出をした者その他の厚生労働省令で定める者(以下この条において「届出者等」という。)が当該区域における地域外来医療の提供をしない意向を示しているときは、当該届出者等に対し、前条第一項に規定する協議の場における協議に参加し、当該提供をしない理由その他の厚生労働省令で定める事項(以下この条において「理由等」という。)について説明をするよう求めることができる。

5 届出者等は、前項の規定により都道府県知事から求めがあつたときは、当該協議の場における協議に参加し、理由等について説明をするよう努めなければならない。

6 都道府県知事は、前項の説明の内容を踏まえ、理由等がやむを得ないものと認められないときは、届出者等に対し、期限を定めて、当該区域における地域外来医療の提供をすべきことを要請することができる。

7 都道府県知事は、前項の規定による要請を受けた届出者等により開設された診療所の開設者は管理者が、当該要請に係る地域外来医療の提供をしていないと認めるときは、当該開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会に出席し、理由等について説明をするよう求めることができる。

8 当該診療所の開設者又は管理者は、前項の規定により都道府県知事から求めがあつたときは、都道府県医療審議会に出席し、理由等について説明をするよう努めなければならない。

9 都道府県知事は、前項の説明の内容を踏まえ、理由等がやむを得ないものと認められないときは、当該診療所の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、当該区域における地域外来医療の提供をすべきことを勧告することができる。

10 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた診療所の開設者は又は管理者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

11 都道府県知事は、第六項の規定による要請を受けた届出者等がこれに応じなかつたときは、第九項の規定による勧告をしたとき又は当該勧告を受けた診療所の開設者若しくは管理者がこれに従わなかつたときは、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

第三十八条の七第二項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

第九十二条中「者又は」を「者」に改め、「違反した者」の下に「又は第三十条の十八の六第三項の規定に違反して、届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者」を加える。

第九十六条第一項中「第八条」を「第八条第一項」に改め、同条第二項中「第八条」を「第八条第一項」に改め、同項たゞし書中「但し」を「ただし」に改める。

(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正)

第四条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章の三 再編計画の認定(第十二条の二の二—第十二条の十)」を「第三章の三 電子診療録等情報の利用等の推進(第十二条の三・第十二条の四)」に、「第十三条」を「第十三条の十」に改める。

第七条の次に次の二条を加える。

(病床数の削減を支援する事業等)

第七条の二 都道府県は、その地域の実情を踏まえ、医療機関がその経営の安定を図るために緊急に病床数を削減することを支援する事業を行うことができる。

2 都道府県は、医療機関が前項に規定する事業に基づき病床数を削減したときは、厚生労働省令で定める場合を除き、医療計画において定める医療法第三十条の四第二項第十七号に規定する基準病床数を削減するものとする。

(病床数の削減を支援する事業に要する費用に係る国の負担)

第七条の三 国は、医療保険の保険料に係る国民の負担の抑制を図りつつ持続可能な医療保険制度を構築するため、予算の範囲内において、前条第一項に規定する事業に要する費用を負担するものとする。

第十二条の二第一項中「をいう」の下に「次条第四項において同じ」を加え、「この条及び第三十八条において」を削る。

第十三条を第十三条の十とし、第三章の三中第十二条の十を第十三条の九とし、第十二条の九を第十三条の八とする。

第十二条の二第一項中「第十二条の三各号」を「第十三条の二各号」に改め、同条第二項中「第十二条の四及び第十二条の五」を「第十三条の三及び第十三条の四」に改め、同条を第十三条の七とし、第十二条の七を第十三条の六とする。

第十二条の六第三項中「第十二条の二の二第三項」を「第十三条第三項」に改め、同条を第十三条の五とし、第十二条の五を第十三条の四とし、第十二条の四を第十三条の三とし、第十二条の三を第十三条の二とし、第十二条の二を第十三条とする。

第三章の三を第三章の四とし、第三章の二の次に次の二章を加える。

第三章の三 電子診療録等情報の利用等の推進

第十二条の三 医療機関その他の厚生労働省令で定める施設の開設者又は管理者は、国民に対し良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するため、支払基金又は連合会に対し、厚生労働省令で定めるところにより、診療録その他の心身の状況に関する記録に係る情報であつて厚生労働省令で定めるもの(以下「電子診療録等情報」という)を電磁的方法により提供することができる。

2 前項の規定により電子診療録等情報の提供を受けた支払基金又は連合会は、厚生労働省令で定めるところにより、国民が電磁的方法により自らの電子診療録等情報を閲覧することができるよう

うにすることも、電子診療録等情報の利用に関する患者の同意が得られた場合その他厚生労働省令で定める場合において、当該患者に医療を提供する医師その他厚生労働省令で定める者(以下この項及び第二十四条第三項第一号において「医師等」という。)の求めに応じて、医師等に対し電子診療録等情報を用いて必要な情報を電磁的方法により提供し、又は閲覧することができるようしなければならない。

3 政府は、医療情報の共有を通じた効率的な医療提供体制の構築を促進するため、電子診療録等情報の電磁的方法による提供を実現しなければならない。

4 政府は、令和十二年十二月三十一日までに、電子カルテの普及率(電子診療録等情報その他の心身の状況に関する記録に係る情報に係る電磁的記録を利用する体制を整備している医療機関の全ての医療機関に対する割合をいう)が約百パーセントとなることを達成するよう、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術(官民データ活用推進基本法(平成二十八年法律第百三号)第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう)その他先端的な技術の活用を含め、医療機関の業務における情報の電子化を実現しなければならない。

第十二条の四 支払基金及び第三十一条第一項に規定する支払基金業務受託者並びに連合会及び第三十七条第二項に規定する連合会業務受託者は、支払基金電子診療録等情報管理業務(第二十五条第一項に規定する支払基金電子診療録等情報管理業務をいう。又は連合会電子診療録等情報管理業務(第三十六条に規定する連合会電子診療録等情報管理業務をいう。)の遂行のため必要がある場合その他厚生労働省令で定める場合を除き、前条第一項の規定により提供を受けた電子診療録等情報を利用し、又は提供してはならない。

第二十四条第二項中「第三十五条第二項」を「次項並びに第三十五条第二項及び第三項」に改め、同条に次の二項を加える。

3 支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法第十五条に規定する業務並びに第一項各号及び前項各号に掲げる業務のほか、第一条に規定する目的を達成するとともに、保健事業等に資するため、次に掲げる業務を行う。

一 第十二条の三第一項の規定により電子診療録等情報の提供を受け、同条第二項の規定に基づき国民が自らの電子診療録等情報を閲覧することができるようにするとともに、同項の規定により、医師等の求めに応じて、医師等に対し電子診療録等情報を用いて必要な情報を提供し、又は閲覧することができるようする業務

二 第十二条の三第一項の規定により提供を受けた電子診療録等情報を記録し、管理し、及び活用する業務

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

第二十五条第一項中「並びに同条第二項各号」を「同条第二項各号」に、「に關し」を「並びに同条第三項各号に掲げる業務(以下「支払基金電子診療録等情報管理業務」という。)に關し」に改める。

第二十六条、第二十七条、第二十八条第一項、第二十九条及び第三十条第一項中「及び支払基金電子処方箋管理業務」を「支払基金電子処方箋管理業務及び支払基金電子診療録等情報管理業務」に改める。

第三十一条第一項中「受託者」を「支払基金業務受託者」に、「及び支払基金電子処方箋管理業務」を「支払基金電子処方箋管理業務及び支払基金電子診療録等情報管理業務」に改め、同項ただし書中「受託者」を「支払基金業務受託者」に改める。

第三十二条及び第三十四条中「及び支払基金電子処方箋管理業務」を「支払基金電子処方箋管理業務及び支払基金電子診療録等情報管理業務」に改める。

第三十五条に次の二項を加える。

3 連合会は、国民健康保険法第八十五条の三に規定する業務及び前二項に規定する業務のほか、第一条に規定する目的を達成するとともに、保健事業等に資するため、第二十四条第三項各号に掲げる業務を行う。

第三十六条中「同条第一項に規定する」を「第十二条第二項の規定に基づき情報を提供する業務及びこれに附帯する」に、「及び前条第二項」を「前条第二項」に、「に係る」を「並びに同条第三項に規定する業務(以下「連合会電子診療録等情報管理業務」という。)に係る」に改める。

第三十七条第一項中「及び連合会電子処方箋管理業務」を削り、「これらの」を「その」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 厚生労働大臣は、連合会又は次条の規定による委託を受けた者（以下「連合会業務受託者」という。）について、連合会電子処方箋管理業務及び連合会電子診療録等情報管理業務に關し必要があると認めるときは、これらの業務又は財産の状況に関する報告をさせ、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。ただし、連合会業務受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。

第三十七条の二中「連合会電子処方箋管理業務」の下に「及び連合会電子診療録等情報管理業務」を加える。

第三十八条に次の二項を加える。

2 医療法第四条第一項に規定する地域医療支援病院その他厚生労働省令で定める病院の管理者は、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するため、支払基金電子診療録等情報管理業務及び連合会電子診療録等情報管理業務が円滑に実施されるよう、第十二条の三第一項の規定による電子診療録等情報の提供及び電子診療録等情報を利用する体制の整備に努めなければならない。

3 医療法第四条第一項中「及び連合会電子処方箋管理業務」を「及び支払基金電子診療録等情報管理業務並びに連合会電子処方箋管理業務及び連合会電子診療録等情報管理業務」に「その他の」を「に係る」に「であつて」を「その他の」に「もの」を「者」に改める。

第四十条中「職員又は」を「職員若しくは」に改め、「者」の下に「又は支払基金業務受託者若しくは連合会業務受託者の役員若しくはこれらの職員その他の当該受託業務に従事する者若しくはこれらの人者であつた者」を加え、「若しくは支払基金電子処方箋管理業務」を「支払基金電子処方箋管理業務若しくは支払基金電子診療録等情報管理業務」に、「若しくは連合会電子処方箋管理業務」を「連合会電子処方箋管理業務若しくは連合会電子診療録等情報管理業務」に改める。

第四十一条第一号中「受託者」を「支払基金業務受託者」に改め、同条に次の二号を加える。

4 連合会又は連合会業務受託者の役員又は職員が、第三十七条第二項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第四十二条第一項中「第十二条の七」を「第十三条の六」に改める。

第四十三条第二号中「若しくは支払基金電子処方箋管理業務」を「支払基金電子処方箋管理業務若しくは支払基金電子診療録等情報管理業務」に改める。

第五条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

「同条の規定により行う同条第二項各号」と「同条第三項各号」とあるのは「同条の規定により行う同条第三項各号」に改める。

第五条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「・第十二条」を「第十二条」に、「第五章 社会保険診療報酬支払基金の業務（第二十一条第三十四条）」を「第五章 削除」に、「第三十九条の二」を「第三十九条の三」に改める。

第十一条の二中「社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）を「機構又は連合会」に改め、「及び第二十四条第一項第一号」を削り、第三章中同条を第十一条の三とし、同条の前に次の二項を加える。

（医療情報化推進方針）

第十一条の二 厚生労働大臣は、三年以上六年以内の期間において、地域における効率的かつ質の高い医療提供体制の構築その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の活用の推進並びにその基盤の整備及び運営（次項において「医療情報化推進」という。）に関する方針（以下この条において「医療情報化推進方針」という。）を定めなければならない。

2 医療情報化推進方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 医療情報化推進の意義及び基本的な方向に関する事項

二 医療情報化推進に關し、国並びに医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「機構」という。）及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）その他関係者が取り組むべき事項

三 医療情報化推進に關し、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）第二十九条第一項に規定する中期計画の基本となるべき事項

四 医療情報化推進に關し、医療法第三十三条の三第一項に規定する基本方針及び介護保険法第六十六条第一項に規定する基本指針との整合性の確保に関する事項

五 その他医療情報化推進方針の案を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。厚生労働大臣は、医療情報化推進方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第六条第一項に規定する基本指針の整合性の確保に関する事項

3 第十二条の二中「支払基金」を「機構」に改める。

第十二条の三第一項中「支払基金」を「機構」に、第十二条の三第三項第一号を「第三十五条第三項第一号」に改める。

4 第十二条の四中「支払基金及び第三十一条第一項に規定する支払基金業務受託者」を「機構及び医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第二十八条第一項の規定による委託を受けた者」に、「支払基金電子診療録等情報管理業務（第二十五条第一項に規定する支払基金電子診療録等情報管理業務をいう。）又は連合会電子診療録等情報管理業務」を「同法第十八条第一項第四号に規定する業務又は電子診療録等情報管理業務」に、「連合会電子診療録等情報管理業務を」を「電子診療録等情報管理業務を」に改める。

第五章を次のように改める。

第五章 削除

第二十四条から第三十四条まで 削除

第三十五条第二項中「保健事業等に資するため、第二十四条第二項各号」を「医療保険者が行う高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法の規定による保健事業若しくは福祉事業、後期高齢者医療広域連合（同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。第三十九条の二第一項において同じ。）が行う同法第二百二十五条第一項に規定する高齢者保健事業又は法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う者であつて厚生労働省令で定めるものが行つ健康の保持及び増進を図るための厚生労働省令で定める事業（次項において「保健事業等」と総称する。）に資するため、次」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第十二条の二第一項の規定により処方箋の提供を受け、同条第二項の規定に基づき当該処方箋に記録された情報を閲覧することができるようになるとともに、同項の規定により、患者又は現にその看護に当たつている者の求めに応じて、調剤を実施する薬局に対し当該処方箋を提供し、同条第三項及び第五項の規定により情報の提供を受ける業務

二 第十二条の二第一項の規定により提供を受けた処方箋に記録された情報並びに同条第三項及び第五項の規定により提供を受けた情報の提供を受けた処方箋に記録し、管理し、及び活用するとともに、処方され、又は調剤された薬剤に関する情報を医療機関及び薬局が相互に共有することに資する業務

三 第十二条の二第四項の規定により提供を受けた情報の提供を受けた処方箋に記録し、管理し、及び活用するとともに、処方され、又は調剤された薬剤に関する情報を医療機関及び薬局が相互に共有することに資する業務

四 第十二条の二第八項の規定により、医師若しくは歯科医師又は薬剤師の求めに応じて、同条第六項又は第七項に規定する情報を提供する業務

五 薬局の開設者からの委託を受け、当該薬局で調剤済みとなつた処方箋（第十二条の二第二項の規定により提供されたものに限る。）を保管する業務

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務

第三十五条第三項中「第二十四条第三項各号」を「次」に改め、同項に次の各号を加える。

第十二条の三第一項の規定により電子診療録等情報の提供を受け、同項第二項の規定に基づき国民が自らの電子診療録等情報を閲覧することができるようとするとともに、同項の規定により、医師等の求めに応じて、医師等に対し電子診療録等情報を用いて必要な情報を提供し、又は閲覧することができるようとする業務

二 第十二条の三第一項の規定により提供を受けた電子診療録等情報を記録し、管理し、及び活用する業務

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

第三十六条中「連合会連絡情報提供業務」を「連絡情報提供業務」に、「前条第二項に規定する」

「前条第二項各号に掲げる」に、「連合会電子処方箋管理業務」に、「同

条第三項に規定する」を「同条第三項各号に掲げる」に、「連合会電子診療録等情報管理業務」を「電子診療録等情報管理業務」に改める。

第三十七条第一項中「連合会連絡情報提供業務」を「連絡情報提供業務」に改め、同条第二項中「以下」の下に「この項及び第四十条において」を加え、「連合会電子処方箋管理業務及び連合会電子診療録等情報管理業務」を「電子処方箋管理業務及び連合会電子診療録等情報管理業務」に改め、同条

第三項を次のように改める。

3 前二項の規定による検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、

かか、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第二項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十七条の二中「連合会電子処方箋管理業務及び連合会電子診療録等情報管理業務」を「電子

処方箋管理業務及び電子診療録等情報管理業務」に、「支払基金」を「機構」に改める。

第三十八条第一項中「支払基金電子処方箋管理業務及び連合会電子処方箋管理業務」を「医療情

報基盤・診療報酬審査支払機構法第十八条第一項第三号に規定する業務及びこれに附帯する業務並

びに電子処方箋管理業務」に改め、同条第二項中「支払基金電子診療録等情報管理業務及び連合会電子診療録等情報管理業務」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第十八条第一項第四号に

規定する業務及びこれに附帯する業務並びに電子診療録等情報管理業務」に改める。

第三十九条中「支払基金」を「機構」に改める。

第三十九条の二第一項中「支払基金電子処方箋管理業務及び支払基金電子診療録等情報管理業務」を「医療情報基盤・診療

報酬審査支払機構法第十八条第一項第三号及び第四号に規定する業務並びにこれに附帯する業

務、電子処方箋管理業務並びに電子診療録等情報管理業務」に改め、同条第二項中「支払基金又は

「機構又は」に、「第二十四条第二項の規定により支払基金が行う同項第五号に掲げる業務」を「医

療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第十八条第一項第三号の規定により機構が行う同号亦に掲げ

(医療情報化支援基金)

第三十九条の三 機構は、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第十八条第一項第五号に掲げる

業務及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるために医療情報化支援基金を設け、第五項の規定により交付を受けた補助金をもつてこれに充てるものとする。

2 医療情報化支援基金の運用によつて生じた利子その他の収入金は、医療情報化支援基金に充てるものとする。

3 機構は、次の方法によるほか、医療情報化支援基金に係る余裕金を運用してはならない。

一 国債その他厚生労働大臣が指定する金融機関への預金

二 信託業務を営む金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四

三 十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう)への金銭信託で元本補填の契約があるもの

4 厚生労働大臣は、前項第一号又は第二号の指定をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

5 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、医療情報化支援基金に充てる資金を補助することができる。

6 前項の規定により政府が交付する補助金の財源については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入をもつて充てるものとする。

第四十条中「支払基金若しくは」及び「支払基金業務受託者若しくは」を削り、「これらの職員」を「職員」に、「支払基金連絡情報提供業務、支払基金電子処方箋管理業務若しくは連合会電子診療録等情報管理業務又は連合会連絡情報提供業務、連合会電子処方箋管理業務又は電子診療録等情報管理業務」に改める。

第四十一条中「次の各号のいずれかに該当する場合には」を「第三十七条第一項又は第二項の規定により報告を求められて、報告せず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは」に改め、同条各号を削る。

第四十三条中「支払基金の役員が次の各号のいずれかに該当するときは」を「第三十九条の三第三項の規定に違反して医療情報化支援基金に係る余裕金を運用したときは、当該違反行為をした機構の役員」に改め、同条各号を削る。

附則第一条の三を削る。

第六条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条の四」を「第十二条の十七」に、「第五章 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構の業務」(第二十四条第三十四条の六)に改める。

第三条第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号中「前二号」を「第二号及び第三号」に、「医療法」を「医療法第三十条の三の三第一項に規定する地域医療構想(以下「地域医療構想」という)及び同法」に「」及び「」を「」並びに「」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第十条の二に規定する事業に関する基本的な事項

第四条第二項第二号イ中「医療法第三十条の四第二項第七号に規定する地域医療構想(以下単に「地域医療構想」という)」を「地域医療構想」に改め、同号ロ中「第三十条の三第二項第六号」を「第三十条の三第二項第七号」に改め、同条第三項中「医療計画及び」を「地域医療構想及び医療計画並びに」に改める。

第七条の二及び第七条の三を削る。

第十条の次に次の十三条を加える。

(医師手当事業)

第十条の二 都道府県は、医療法第三十条の四第二項第九号イ(2)に掲げる区域において、当該区域に所在する病院又は診療所に勤務する医師の手当の支給に関する事業(以下「医師手当事業」という)を行うことができる。

(特定医師手当)

第十条の三 医師手当事業が行われる場合において、都道府県又は市町村は、条例で定めるところにより、医療法第三十条の四第二項第九号イ(2)に掲げる区域に所在する病院又は診療所に勤務する医師(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第四条第一項に規定する職員に限る)に対して、特定医師手当を支給することができる。

2 特定医師手当の月額は、厚生労働省令で定める基準を参照して条例で定める。

(費用)

第十条の四 医師手当事業に要する費用は、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構(以下「機構」という)が都道府県に対して交付する医師手当交付金をもつて充てるものとする。

2 医師手当交付金は、次条第一項の規定により機構が徴収する医師手当拠出金をもつて充てるものとする。

（医師手当拠出金等の徴収及び納付義務）
第十条の五 機構は、第二十四条各号に掲

(医師手当拠出金等の徴収及び納付義務)

第十条の五 機構は、第二十四条各号に掲げる業務に要する費用に充てるため、年度ごとに、医療保険者（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の定めるところにより都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険にあつては、都道府県。第十条の八及び第十条の十四第二項において同じ。）及び後期高齢者医療広域連合（高齢者の医療の確保に関する法律（昭

3 機構は、第一項の規定による督促を受けた医療保険者等がその指定期限までにその督促に係る医師手当拠出金等及び次条の規定による延滞金を完納しないときは、政令で定めるところにより、その徴収を、厚生労働大臣又は都道府県知事に請求するものとする。

4 前項の規定による徴収の請求を受けたときは、厚生労働大臣又は都道府県知事は、国税滞納処分の例により処分することができる。

和五十七年法律第八十号 第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。第十条の十四第一項及び第三十五条第二項において同じ。(以下「医療保険者等」という。)から医師手当拠出金を徴収する。

2 機構は、第二十四条各号に掲げる業務に関する事務の処理に要する費用に充てるため、年度ごとに、医療保険者等から医師手当関係事務費拠出金を徴収する。

3 医療保険者等は、医師手当拠出金及び医師手当関係事務費拠出金(以下「医師手当拠出金等」という。)を納付する義務を負う。

(医師手当拠出金の額)
第十条の六 前条第一項の規定により医療保険者等から徴収する医師手当拠出金の額は、医療法第三十条の四第二項第九号口に規定する指標を踏まえ同号イ2)に掲げる区域において医師を確保するために必要な手当の額として政令で定めるところにより算定した額を基礎として、厚生労働省令で定めるところにより算定した医療保険者等に係る当該年度の前々年度の診療報酬の支払額の割合に応じ、厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。

(医師手当関係事務費拠出金の額)

第十条の七
第十条の五第二項の規定により医療保険者等から徴収する医師手当関係事務費拠出金の額は、当該年度における第二十四条各号に掲げる業務に関する事務の処理に要する費用の見込みを基準として、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該年度における医療保険者等に係る高齢者の医療の確保に関する法律第七条第四項に規定する加入者及び同法第五十条に規定する後期高齢者医療の被保険者の見込みに応じ、厚生労働省令で定めるところにより算定しある。

する。従其高齢者因病の被保険者の見、及被保険者に付する。

三

第十条の八 合併又は分割により成立した医療保険者、合併又は分割後（医療保険者の合併等の場合における医師手当拠出金等の額の特例）

存続する医療保険者及び解

散をした医療保険者の権利義務を承継した医療保険者に係る医師手当拠出金等の額の算定の特例については、改めて定める。

（医師手当拠出金等の決定、通知等）

第十条の九 機構は、年度ごとに医療保険者等が納付すべき医師手当拠出金等の額を決定し、当該医療保険者等に対し、当該医療保険者等が納付すべき医師手当拠出金等の額、納付の方法及び

2 納付すべき期限その他必要な事項を通知しなければならない。
前項の規定による医師手当廻出金等の額が定められた後、医師手当廻出金等の額を変更する必

3 認医療保険者等に対し、変更後の医師手当拠出金等の額を通知しなければならない
機構は、医療保険者等が納付した医師手当拠出金等の額（以下この項において「納付した額」

いう。が前項の規定による変更後の医師手当拠出金等の額（以下この項において「変更後の額」といふ）に満たない場合は、その不足する額について、前項の規定による通知とともに納付の

方法及び納付すべき期限その他必要な事項を通知し、納付した額が変更後の額を超える場合にはその超える額について、未納の医師手当拠出金等があるときはこれに充当し、なお残余があれば還付し、未納の医師手当拠出金等がないときはこれを還付しなければならない。

（督促及び滞納処分）

第十条の十 機構は医療保険者等が納付すべき期限までに医師手当拠出金等を納付しないときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 機構は、前項の規定により督促をするときは、当該医療保険者等に対し、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

4 前項の規定による徴収の請求を受けたときは、厚生労働大臣又は都道府県知事は、国税滞納処分の例により処分することができる。

(延滞金)

第十条の十一 前条第一項の規定により医師手当拠出金等の納付を督促したときは、機構は、その督促に係る医師手当拠出金等の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期日の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、その督促に係る医師手当拠出金等の額が千円未満であるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、医師手当拠出金等の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる医師手当拠出金等の額は、その納付のあつた医師手当拠出金等の額を控除した額とする。

3 延滞金の計算において、前二項の医師手当拠出金等の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 前三項の規定によつて計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、徴収しない。ただし、第三号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に對応する部分の金額に限る。

一 督促状に指定した期限までに医師手当拠出金等を完納したとき。

二 延滞金の額が百円未満であるとき。

三 医師手当拠出金等について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。

四 医師手当拠出金等を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(納付の猶予)

第十条の十二 機構は、やむを得ない事情により、医療保険者等が医師手当拠出金等を納付することができ著しく困難であると認められるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該医療保険者等の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けて、その納付すべき期限から一年以内の期間を限り、その一部の納付を猶予することができる。

2 機構は、前項の規定による猶予をしたときは、その旨、その猶予に係る医師手当拠出金等の額、猶予期間その他の必要な事項を医療保険者等に通知しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による猶予をしたときは、その猶予期間内は、その猶予に係る医師手当拠出金等につき新たに第十条の十第一項の規定による督促及び同条第三項の規定による徴収の請求をすることができない。

(報告の徴収等)

第十条の十三 厚生労働大臣又は都道府県知事は、医療保険者等について、医師手当拠出金等の額の算定に關し必要があると認めるときは、その業務に關する報告をさせ、又は当該職員に實地にその状況を検査させることができる。

2 前項の規定による検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(相殺)

(是正命令)

第十二条の十五 厚生労働大臣は、匿名・仮名電子診療録等情報利用者が第十二条の七から第十二条の十までの規定(これらの規定を第十二条の十三において準用する場合を含む。)又は第十二条の十二第一項の規定(次条第二項において準用する場合を含む。)により付した制限に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(機構等への委託)

第十二条の十六 厚生労働大臣は、第十二条の五第一項に規定する調査及び分析並びに第十二条の六第一項並びに第十二条の十一第一項及び第二項の規定による利用及び提供に係る事務の全部又は一部を機構又は連合会その他厚生労働省令で定める者(次条において「機構等」という。)に委託することができる。

2 第十二条の十二第一項の規定は、前項の規定による委託を受けた者が当該委託に基づいて仮名電子診療録等情報の提供を行う場合について準用する。

3 個人情報の保護に関する法律第六十八条及び第七十六条から第百七条までの規定は、第一項の規定による委託を受けた者が当該委託に基づいて仮名電子診療録等情報を利用し、又は提供する場合については、適用しない。

(手数料)

第十二条の十七 匿名電子診療録等情報利用者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(前条第一項の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、機構等が第十二条の六第一項の規定による匿名電子診療録等情報の提供に係る事務の全部を行なう場合にあっては、機構等)に納めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の手数料を納めようとする者が都道府県その他の国民保健の向上のため特に重要な役割を果たす者として政令で定める者であるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

3 第一項の規定により機構等に納められた手数料は、機構等の収入とする。

4 前三项の規定は、仮名電子診療録等情報利用者が第十二条の十一第二項の規定による仮名電子診療録等情報の提供を受ける場合の手数料について準用する。

(機構の業務)

第五章 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構の業務

第二十四条 機構は、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第十八条に規定する業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務(以下「医師手当事業関係業務」という。)を行なう。

一 医療保険者等から医師手当拠出金等を徴収する業務
二 都道府県に対し、医師手当交付金を交付する業務
三 前二号に掲げる業務に附帯する業務
(業務方法書)

第二十五条 機構は、医師手当事業関係業務に關し、当該業務の開始前に、業務方法書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生労働省令で定める。

(報告等)

第二十六条 機構は、医療保険者等に対し、毎年度、加入者数その他の厚生労働省令で定める事項に関する報告を求めるほか、第二十四条第一号に掲げる業務に關し必要があると認めるときは、文書その他の物件の提出を求めることができる。

(区分経理)

第二十七条 機構は、医師手当事業関係業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区別して、特別の会計を設けて行わなければならない。

(予算等の認可)

第二十八条 機構は、医師手当事業関係業務に關し、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

(財務諸表等)

第二十九条 機構は、医師手当事業関係業務に關し、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を厚生労働大臣に提出するときは、厚生労働省令で定めるところにより、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書及び財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、主たる事務所に備えて置き、厚生労働省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十条 機構は、医師手当事業関係業務に關し、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 機構は、医師手当事業関係業務に關し、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理しなければならない。

3 機構は、予算をもつて定める金額に限り、第一項の規定による積立金を第二十四条第二号に掲げる業務に要する費用に充てることができる。

(借入金及び債券)

第三十一条 機構は、医師手当事業関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は債券を発行することができる。

2 前項の規定による長期借入金及び債券は、二年以内に償還しなければならない。

3 第一項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

4 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

5 機構は、第一項の規定による債券を発行する場合においては、割引の方法によることができる。

6 第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

7 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

8 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、第一項の規定による債券の発行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

9 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

10 第一項、第二項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項の債券に關し必要な事項は、政令で定める。

11 厚生労働大臣は、第一項、第三項ただし書又は第八項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

(政府保証)

第三十二条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかる、国会の議決を経た金額の範囲内で、機構による医師手当交付金の円滑な交付のために必要があると認めるときは、前条（第一項を除く。）の規定による機構の長期借入金、短期借入金又は債券に係る債務について、必要と認められる期間の範囲において、保証することができる。

(余裕金の運用)

第三十三条 機構は、次の方針によるほか、医師手当事業関係業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他厚生労働大臣が指定する有価証券の保有

二 銀行その他厚生労働大臣が指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。第二十九条の二第三項第三号において同じ。）への金銭信託

2 厚生労働大臣は、前項第一号又は第二号の指定をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

(厚生労働省令への委任)

第三十四条 この章に定めるもののほか、医師手当事業関係業務に係る機構の財務及び会計に必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(報告の徴収等)

第三十四条の二 厚生労働大臣又は都道府県知事は、機構又は次条の規定による委託を受けた者以下この項において「機構業務受託者」という。について、医師手当事業関係業務に關し必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に関する報告をさせ、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。ただし、機構業務受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。

2 第十条の十三第二項の規定による検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

3 都道府県知事は、機構につき医師手当事業関係業務に關し医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第三十九条の規定による処分が行われる必要があると認めるとき、又は機構の役員につき医師手当事業関係業務に關し同法第十四条第三項若しくは第四項の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

第三十四条の三 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、医師手当事業関係業務の一部を連合会その他厚生労働省令で定める者に委託することができる。

(医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法の適用の特例)

第三十四条の四 医師手当事業関係業務は、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第四十三条第一項の規定の適用については、同法第十八条に規定する業務とみなす。

第三十四条の五 この法律に基づく機構の処分又はその不作為に不服のある者は、厚生労働大臣に対し、審査請求をることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政所とみなす。

(厚生労働省令への委任)

第三十四条の六 第二章及びこの章に定めるもののほか、医師手当事業に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三十五条 第二項中「（同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。第三十九条の二第一項において同じ。）」を削る。

第三十七条第三項を次のように改める。

3 第十条の十三第二項の規定は前二項の規定による検査について、同条第三項の規定は前二項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第三十七条第四項を削る。

第三十八条の二の次に次の四条を加える。

(事務の区分)

第三十八条の三 第十条の十第四項、第十条の十三及び第三十四条の二の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(先取特権の順位)

第三十八条の四 医師手当拠出金等及び第十条の十一第一項に規定する延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(時効)

第三十八条の五 医師手当拠出金等を徴収し、又はその還付を受ける権利、第十条の十一第一項に規定する延滞金を徴収する権利及び医師手当事業に要する費用を受ける権利は、これらを行使することができる時から二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 医師手当拠出金等及び第十条の十一第一項に規定する延滞金の徴収の告知又は督促は、時効の更新の効力を生ずる。

(期間の計算)

第三十八条の六 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

第三十九条の二 第一条中「医療保険者、後期高齢者医療広域連合」を「医療保険者等」に改める。第三十九条の三第三項第三号中「（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）」を削る。

第四十条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十二条の十の規定に違反して、匿名電子診療録等情報の利用に關して知り得た匿名電子診療録等情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用したとき。

二 第十二条の十三において準用する第十二条の十の規定に違反して、匿名電子診療録等情報の利用に關して知り得た仮名電子診療録等情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用したとき。

三 第十二条の十五の規定による命令に違反したとき。

第四十条の三 第十二条の十四第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

四 第十一条中「第三十七条第一項又は第二項の規定により報告を求められて、報告せず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。各号のいずれかに該当する場合には」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第十条の十三第一項、第三十四条の二第一項又は第三十七条第一項若しくは第二項の規定により報告を求められて、報告せず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第二十六条の規定による報告若しくは文書その他の物件の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の物件を提出したとき。

若しくは虚偽の報告をし、又は虚偽の報告をせず、又は虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

「の規定による利用又は」を「並びに第百五十条の七第一項及び第二項の規定による利用及び」に、「を基金」を「基盤機構」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第百五十条の八第一項の規定は、前項の規定による委託を受けた者が当該委託に基づいて仮名診療等関連情報の提供を行う場合について準用する。

3 個人情報の保護に関する法律第六十八条及び第七十六条から第百七条までの規定は、第一項の規定による委託を受けた者が当該委託に基づいて仮名診療等関連情報を利用し、又は提供する場合については、適用しない。

第一百五十条の九を第百五十条の十二とする。

第一百五十条の八中「匿名診療等関連情報利用者」を「匿名・仮名診療等関連情報利用者」に改め、「規定」の下に「これらの規定を第百五十条の九において準用する場合を含む。」又は第百五十条の八第一項の規定(次条第二項において準用する場合を含む。)により付した制限を加え、同条を第一百五十条の六の次に次の三条を加える。

(国民保健の向上のための仮名診療等関連情報の利用又は提供)

第一百五十条の七第一項中「(国)」を「及び仮名診療等関連情報(診療等関連情報に係る本人を他の情報と照合しない限り識別することができないようとするために厚生労働省令で定める基準に従い加工した診療等関連情報をいう。以下同じ。)」を利用することができる。

2 厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、次の各号に掲げる者であつて仮名診療等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務として当該各号に定めるものを行つものが当該業務を行うために仮名診療等関連情報を利用する必要があると認めるとときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該者に当該仮名診療等関連情報を提供することができる。

一 国の他の行政機関及び地方公共団体 適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査

二 大学その他の研究機関 疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他公衆衛生の向上及び増進に関する研究

三 民間事業者その他の厚生労働省令で定める者 医療分野の研究開発に資する分析その他の厚生労働省令で定める業務(特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。)

3 厚生労働大臣は、前二項の規定による利用又は提供を行う場合には、当該仮名診療等関連情報を高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の七第一項に規定する仮名医療保険等関連情報、介護保険法第百八十八条の八第一項に規定する仮名介護保険等関連情報その他の厚生労働省令で定めるものと連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる。

4 厚生労働大臣は、第二項の規定により仮名診療等関連情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。(仮名診療等関連情報の提供を受ける者に対する利用目的等の制限の要求等)

第一百五十条の八 厚生労働大臣は、前条第二項の規定に基づき、仮名診療等関連情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、同項の規定により仮名診療等関連情報の提供を受け、これを利用する者(以下「仮名診療等関連情報利用者」という。)に対し、提供に係る仮名診療等関連情報について、その利用の目的又は方法の制限その他必要な制限を付すものとする。

2 百七条までの規定は、厚生労働大臣が前条第一項又は第二項の規定により仮名診療等関連情報を利用し、又は提供する場合については、適用しない。

(準用)

第一百五十条の九 第百五十条の三から第百五十条の六までの規定は、仮名診療等関連情報利用者による仮名診療等関連情報の取扱いについて準用する。

第一百五十一条中「介護納付金」を「医師手当拠出金等、介護納付金」に改める。

第一百五十二条の二中「基金」を「基盤機構」に改める。

第一百五十三条中「額並びに」の下に「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の規定による医師手当拠出金(次条第一項において「医師手当拠出金」という。)及び」を加え、「(同法)」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改める。

第一百五十四条第一項中「額並びに」の下に「医師手当拠出金及び」を加える。

第一百五十五条第一項中「介護納付金」を「医師手当拠出金等、介護納付金」に改める。

第一百五十六条第三項第二号中「後期高齢者支援金等」の下に「医師手当拠出金等」を加え、同条

第十四項中「後期高齢者支援金等の額」の下に「医師手当拠出金等の額」を加える。

第一百七十三条第一項及び第一百七十六条中「介護納付金」を「医師手当拠出金等、介護納付金」に改める。

第一百七十五条の四の見出し中「基金等」を「基盤機構等」に改め、同条第一項中「基金」を「基盤機構」に改め、同条第二項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「その他の」を「に係る」に、「と共同して」を「その他厚生労働省令で定める者と共に同して」に改める。

第一百七十七条の三第二号中「第一百五十条の八」を「第一百五十条の十一」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

2 第百五十条の九において準用する第一百五十条の六の規定に違反して、仮名診療等関連情報の利用に関する知識を得た仮名診療等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用したとき。

第一百五十三条の二第一号中「第一百五十条の七第一項」を「第一百五十条の十第一項」に改める。

附則第二条第一項中「日雇払金」の下に「医師手当拠出金等」を加える。

附則第二条の二中「介護保険法」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に改める。

第八条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第一百十二条第二項中「介護保険法」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)」の規定による医師手当拠出金等(第一百四十四条第一項及び第一百二十二条第二項第二号において「医師手当拠出金等」という。)、介護保険法に改める。

第一百十二条の二第一項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法に、「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構(に、「基金」を「基盤機構」に改める。)

第一百二十四条第一項中「介護納付金」を「医師手当拠出金等、介護納付金」に改める。

第一百二十二条第二項第二号中「並びに」を「医師手当拠出金等並びに」に改める。

第一百五十三条の十の見出し中「基金等」を「基盤機構等」に改め、同条第一項中「基金」を「基盤機構」に改め、同条第二項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「その他の」を「に係る」に、「と共同して」を「その他厚生労働省令で定める者と共に同して」に改める。

附則第七条中「介護保険法」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に改める。

第九条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第五項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構(以下「機構」という。)」に改める。

第五十八条第三項中「支払基金」を「機構」に改める。

第六十九条中「介護保険法」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(平成元年法律第六十四号)の規定による医師手当拠出金等(以下「医師手当拠出金等」といふ。)、「介護保険法」に改める。

第七十条第一項各号列記以外の部分中「介護納付金」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の規定による医師手当拠出金(第二号及び第七十三条において「医師手当拠出金、介護納付金」といふ。)、「介護納付金」に改め、同項第二号中「介護納付金」を「医師手当拠出金、介護納付金」に改める。

第七十三条第一項及び第二項中「支払基金」を「機構」に改める。

第七十三条第一項中「支払基金」を「医師手当拠出金等、介護納付金」に改める。

第七十五条中「介護納付金」を「医師手当拠出金等、介護納付金」に改める。

第七十五条の三及び第七十五条の四中「支払基金」を「機構」に改める。

第七十五条の五第一項中「社会保険診療報酬支払基金法第十六条第一項」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第十九条第一項」に、「第二十一条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

第七十五条の七第一項、第七十六条第一項及び第二項並びに第八十二条の二第二十項第四号及び第五号中「介護納付金」を「医師手当拠出金等、介護納付金」に改める。

第八十二条第十四項第一号及び第八十五条の二中「支払基金」を「機構」に改める。

第一百十三条の三の見出し及び同条第一項中「支払基金」を「機構」に改め、同条第二項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「その他の」を「に係る」に、「と共同して」を「その他厚生労働省令で定める者と共同して」に改める。

(地方税法の一部改正)
第十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第一号中「介護保険法」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(平成元年法律第六十四号)の規定による医師手当拠出金等、介護保険法」に改め、「介護保険法」を「出産育児関係事務費拠出金」に改め、「介護保険法」に改める。

第十一条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

目次中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

第八条第四項第五号中「医療計画(医療法)」を「地域医療構想(医療法)」に改め、「病床の機能」を「医療機関機能及び病床の機能」に規定する地域医療構想をいう。以下同じ。」及び医療計画(同法)に改め、「見込まれる」の下に「医療機関機能」(同法第三十条の三第二項第六号に規定する医療機関機能をいう。以下同じ。)及びを加え、「同法第三十条の三第二項第六号」を「同項第七号」に改め、同条第五項中「病床の機能」を「医療機関機能及び病床の機能」に改める。

第九条第二項第三号中「医療計画」を「地域医療構想及び医療計画」に、「病床の機能」を「医療機関機能及び病床の機能」に改め、同条第四項中「病床の機能」を「医療機関機能及び病床の機能」に改め、「規定」の下に「(これら)の規定を第十六条の九において準用する場合を含む」又は第十六条の八第一項の規定(次条第二項において準用する場合を含む)により付した制限」を加え、同条を第十六条の十一とする。

第十六条の七第一項中「国」を「及び仮名医療保険等関連情報利用者」といふに、「匿名医療保険等関連情報利用者」に改め、同条を第十六条の八第一項中「匿名医療保険等関連情報利用者」の下に「(これら)の規定を第十六条の九において準用する場合を含む」又は第十六条の八第一項の規定(次条第二項において準用する場合を含む)により付した制限」を加え、同条を第十六条の十とする。

第十六条の六の次に次の三条を加える。
(国民保健の向上のための仮名医療保険等関連情報の利用又は提供)

第十六条の七 厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、仮名医療保険等関連情報(医療保険等関連情報に係る本人を他の情報と照合しない限り識別することができないようにするために厚生労働省令で定める基準に従い加工した医療保険等関連情報をいう。以下同じ。)を利用することができます。

厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、次の各号に掲げる者であつて仮名医療保険等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務として当該各号に定めるものを行うものが当該業務を行うために仮名医療保険等関連情報を利用する必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該者に当該仮名医療保険等関連情報を提供することができます。

一 国の他の行政機関及び地方公共団体 適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査

二 大学その他の研究機関 疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究

三 民間事業者その他の厚生労働省令で定める者 医療分野の研究開発に資するため厚生労働省令で定める業務(特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。)

4 厚生労働大臣は、前二項の規定による利用又は提供を行う場合には、当該仮名医療保険等関連情報を健康保険法第百五十条の七第一項に規定する仮名診療等関連情報及び介護保険法第百十八条の八第一項に規定する仮名介護保険等関連情報その他の厚生労働省令で定めるものと連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる。

5 厚生労働大臣は、第二項の規定により仮名医療保険等関連情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、社会保険審議会の意見を聴かなければならない。

(仮名医療保険等関連情報の提供を受ける者に対する利用目的等の制限の要求等)

第六条の八 厚生労働大臣は、前条第二項の規定に基づき、仮名医療保険等関連情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、同項の規定により仮名医療保険等関連情報の提供を受け、これを利用する者(以下「仮名医療保険等関連情報利用者」という)に対し、提供に係る仮名医療保険等関連情報について、その利用の目的又は方法の制限その他の必要な制限を付すものとする。

2 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第六十八条及び第七十六条から第二百七十三条までの規定は、厚生労働大臣が前条第一項又は第二項の規定により仮名医療保険等関連情報を利用し、又は提供する場合については、適用しない。

(準用)

第十六条の九 第十六条の三から第十六条の六までの規定は、仮名医療保険等関連情報利用者による仮名医療保険等関連情報の取扱いについて準用する。

第十七条の見出し中「支払基金等」を「機構等」に改め、同条中「の規定による利用又は」を「並びに第十六条の七第一項及び第二項の規定による利用及び」に、「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「社会保険診療報酬支払基金」(以下「支払基金」)を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」(以下「機構」)に、「支払基金等」を「機構等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第十六条の八第一項の規定は、前項の規定による委託を受けた者が当該委託に基づいて仮名医療保険等関連情報の提供を行う場合について準用する。

3 個人情報の保護に関する法律第六十八条及び第七十六条から第二百七十三条までの規定は、第一項の規定による委託を受けた者が当該委託に基づいて仮名医療保険等関連情報を利用し、又は提供する場合については、適用しない。

第一百二十条第一項第一号中「保険納付対象額の見込額」を「イ及びロに掲げる額の合計額」に、「イ」を「ハに」に、「ロに」を「ニに」に改め、同号中ロを二とし、イをハとし、同号ハの前に次のよう^にに加える。

イ 保険納付対象額の見込額

ロ 負担対象手当拠出金額に「から第百条第二項の後期高齢者負担率及び百分の五十を控除して得た率を乗じて得た額並びに特定医師手当拠出金の額に「から同項の後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額の合計額の見込額

第一百二十条第一項第一号中「保険納付対象額の見込額」を「前号イ及びロに掲げる額の合計額」に改める。

第一百二十二条、第百二十三条第一項、第百二十四条の二第一項、第百二十四条の四第一項及び第二項、第百二十四条の五第一項、第百二十四条の六、第百二十四条の七並びに第百二十四条の九中「支払基金」を「機構」に改める。

第一百三十四条第三項及び第百三十七条第三項中「第十六条の七第二項」を「第十六条の十第二項」に改める。

第五章の章名中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

第五章の章名中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

第一百三十九条の見出し中「支払基金」を「機構」に改め、同条第一項中「支払基金は、社会保険診療報酬支払基金第十五条」を「機構は、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第十八条」に改め、同条第二項中「支払基金」を「機構」に改める。

第一百四十条、第一百四十二条第一項、第一百四十二条から第百四十六条まで、第百四十七条第一項、第百四十九条並びに第百五十一条中「支払基金」を「機

第五項、第六項及び第八項、第百四十八条、第百四十九条並びに第百五十一条中「支払基金」を「機構」に改める。

第一百五十二条第一項中「支払基金」を「機構」に改め、同条第二項中「第十六条の七第二項」を「第十六条の十第二項」に改め、同条第三項中「支払基金」を「機構」に、「社会保険診療報酬支払基金法第二十九条」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第三十九条」に「支払基金の

理事長、理事若しくは監事」を「機構の役員」に、「第十一条第二項若しくは第三項」を「第十四条第三項若しくは第四項」に改める。

第一百五十三条の見出し中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に改め、同条中「社会保険診療報酬支払基金法第十一条第二項及び第三項」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第十四条第三項及び第四項」に、「第二十九条」を「第三十九条」に、「第三十二条第二項」を「第四十三条第二項」に、「第十五条」を「第十八条」に改める。

第一百五十四条中「支払基金」を「機構」に改める。

第一百五十五条の三第二項中「第十六条の七第二項」を「第十六条の十第二項」に改める。

第一百五十六条の二中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「者」を「とき」に改め、同条第二号中「第十六条の八」を「第十六条の十二」に「者」を「とき」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の「一号」を加える。

二 第十六条の九において準用する第十六条の六の規定に違反して、仮名医療保険等関連情報の利用に関して知り得た仮名医療保険等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目

的を利用していたとき。

第一百五十八条第二項中「支払基金」を「機構」に改め、同条第三項中「第十六条の七第一項」を

「第十六条の十第一項」に「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第一百七十七条の二中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「者」を「とき」に改め、「規定」の下に「(これらの規定を第百十八条の十において準用する場合を含む。)」又は第百十

八条の九第一項の規定(次条第二項において準用する場合を含む。)により付した制限」を加え、同条を第百十八条の十二とする。

第一百八十二条第一項中「(国)」を「及び仮名介護保険等関連情報利用者」を「匿名・仮名介護保険等関連情報利用者」に改め、「規定」の下に「(これらの規定を第百十八条の十において準用する場合を含む。)」又は第百十

八条の九第一項の規定(次条第二項において準用する場合を含む。)により付した制限」を加え、同号を第百十八条の十一とする。

二 第十六条の九において準用する第十六条の六の規定に違反して、仮名医療保険等関連情報の利用に利用して知り得た仮名医療保険等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目

的を利用していたとき。

第一百五十八条第二項中「支払基金」を「機構」に改め、同条第三項中「第十六条の七第一項」を

「第十六条の十第一項」に「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第一百七十七条第一項中「(国)」を「及び仮名介護保険等関連情報利用者」を「匿名・仮名介護保険等関連情報(介護保険等関連情報に係る本人を他の情報と照合しない限り識別することができる)」に改め、「規定」の下に「(これらの規定を第百十八条の十において準用する場合を含む。)」又は第百十

八条の九第一項の規定(次条第二項において準用する場合を含む。)により付した制限」を加え、同号を第百十八条の十一とする。

（介護保険法の一部改正）

第十一条 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に改める。

第一百五十六条の八中「開設者について、同法」の下に「第十四条の四並びに」を加える。

第一百五十五条の四十七第十項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」）を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「機構」）に、第百十八条の十及び第百十八条の十二」を「第百十八条の十三及び第百十八条の十四」に、「支払基金等」を「機構等」に改め、同条第十一項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「その他の」を「に係る」に改め、「定めるもの」の下に「その他厚生労働省令で定める者」を加える。

第一百六十六条第一項中「総合確保方針」の下に「及び同法第十二条の二第一項に規定する医療情報化推進方針」を加える。

第一百八条第十項中「及び医療法」を「並びに医療法第三十条の三の三第一項に規定する地域医療構想及び同法」に改める。

第一百八条の三第一項中「次条」の下に「及び第百十八条の八第一項」を加える。

第一百八条の十一第一項中「前条」を「前条第一項」に、「支払基金等」を「機構等」に改め、同条第三項中「支払基金等」を「機構等」に改め、同条に次の「一項」を加える。

4 前三項の規定は、仮名介護保険等関連情報利用者が当百十八条の八第二項の規定による仮名介護保険等関連情報の提供を受ける場合の手数料について準用する。

第一百八条の十一を「第百十八条の十四」とする。

第一百八条の十の見出し中「支払基金等」を「機構等」に改め、同条中「の規定による利用又は」を「並びに第百十八条の八第一項及び第二項の規定による利用及び」に、「支払基金等」を「機構等」に改め、同条に次の「二項」を加える。

2 第百十八条の九第一項の規定は、前項の規定による委託を受けた者が当該委託に基づいて仮名介護保険等関連情報の提供を行なう場合について準用する。

3 個人情報の保護に関する法律第六十八条及び第七十六条から第百七条までの規定は、第一項の規定による委託を受けた者が当該委託に基づいて仮名介護保険等関連情報を利用し、又は提供する場合については、適用しない。

第一百八条の十を「第百十八条の十三」とする。

第一百八条の九中「匿名介護保険等関連情報利用者」を「匿名・仮名介護保険等関連情報利用者」に改め、「規定」の下に「(これらの規定を第百十八条の十において準用する場合を含む。)」又は第百十

八条の九第一項の規定(次条第二項において準用する場合を含む。)により付した制限」を加え、同条を第百十八条の十二とする。

第一百八十二条第一項中「(国)」を「及び仮名介護保険等関連情報利用者」を「匿名・仮名介護保険等関連情報利用者」に改め、「規定」の下に「(これらの規定を第百十八条の十において準用する場合を含む。)」又は第百十

八条の九第一項の規定(次条第二項において準用する場合を含む。)により付した制限」を加え、同号を第百十八条の十一とする。

（国民の保健医療の向上及び福祉の増進のための仮名介護保険等関連情報の利用又は提供）

第一百五十八条の八 厚生労働大臣は、国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資するため、仮名介護保険等関連情報（介護保険等関連情報に係る本人を他の情報と照合しない限り識別することができる）

きないようにするため厚生労働省令で定める基準に従い加工した介護保険等関連情報をいう。以下同じ。」を利用ることができる。

- 2 厚生労働大臣は、国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資するため、次の各号に掲げる者であつて仮名介護保険等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務として当該各号に定めるものを行うものが当該業務を行うために仮名介護保険等関連情報を利用する必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該者に当該仮名介護保険等関連情報を提供することができる。
- 一 国の他の行政機関及び地方公共団体 保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策の企画及び立案に関する調査
- 二 大学その他の研究機関 国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上並びに介護保険事業に関する研究
- 三 民間事業者その他の厚生労働省令で定める者 介護分野の調査研究に関する分析その他の厚生労働省令で定める業務（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）
- 4 厚生労働大臣は、前二項の規定による利用又は提供を行う場合には、当該仮名診療等関連情報及び高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の七第一項に規定する仮名医療保険等関連情報その他の厚生労働省令で定めるものと連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる。
- 4 厚生労働大臣は、第二項の規定により仮名介護保険等関連情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならぬ。
- （仮名介護保険等関連情報の提供を受ける者に対する利用目的等の制限の要求等）
- 第五百一十八条の九 厚生労働大臣は、前条第二項の規定に基づき、仮名介護保険等関連情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、同項の規定により仮名介護保険等関連情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、同項の規定により仮名介護保険等の他必要な制限を付すものとする。
- 2 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十八条及び第七十六条から第一百八十八条の十 第百十八条の四から第一百十八条の七までの規定は、仮名介護保険等関連情報利用者による仮名介護保険等関連情報の取扱いについて準用する。
- 百七条までの規定は、厚生労働大臣が前条第一項又は第二項の規定により仮名介護保険等関連情報を利用し、又は提供する場合については、適用しない。（準用）
- 第一百八十八条の十 第百十八条の四から第一百十八条の七までの規定は、仮名介護保険等関連情報利用者による仮名介護保険等関連情報の取扱いについて準用する。
- 第一百五十五条第一項及び第四項、第一百二十六条、第一百四十八条第二項、第一百五十条第一項、第一百五十五条、第一百五十六条第一項から第三項まで、第一百五十七条第一項、第一百五十八条並びに第一百五十九条第一項中「支払基金」を「機構」に改める。
- 第九章の章名中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に改める。
- 第一百六十二条第一項、第一百六十三条及び第一百六十四条中「支払基金」を「機構」に改める。
- 第一百六十五条第一項中「支払基金」を「機構」に改め、同条第二項中「支払基金が」を「機構が」に、「社会保険診療報酬支払基金法第二十五条第一項」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第三十四条第一項」に改める。
- 第三十三条第一項に改める。

- 第一百六十六条第一項から第三項までの規定中「支払基金」を「機構」に改め、同条第四項中「支払基金が」を「機構が」に、「社会保険診療報酬支払基金法第二十五条第一項」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第三十四条第一項」に改める。
- 第一百六十七条、第一百六十八条第一項、第五項、第六項及び第八項、第一百六十九条、第一百七十条並びに第一百七十二条第一項中「支払基金」を「機構」に改め、同条第三項中「支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第三十四条第一項」に改める。
- 第一百七十二条第一項中「支払基金」を「機構」に改め、同条第三項中「支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第三十四条第一項」に改める。
- （社会保険診療報酬支払基金法第二十九条）を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第三十九条」に、「支払基金の理事長、理事若しくは監事」を「機構の役員」に、「第十二条第二項若しくは第三項」を「第十四条第三項若しくは第四項」に改める。
- 第一百七十三条の見出し中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に改め、同条中「社会保険診療報酬支払基金法第三十二条第二項」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第四十三条第二項」に、「第十五条」を「第十八条」に改める。
- 第一百七十四条中「支払基金」を「機構」に改める。
- 第一百五十五条の三第二号中「第一百十八条の九」を「第一百十八条の十二」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。
- 二 第百十八条の十において準用する第一百十八条の七の規定に違反して、仮名介護保険等関連情報の利用に関して知り得た仮名介護保険等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用したとき。
- 第三百六条の二第四号中「第一百十八条の八第一項」を「第一百十八条の十一第一項」に改める。
- 第二百七十七条第二項及び第二百十二条中「支払基金」を「機構」に改める。
- （良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部改正）
- 第十三条 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。
- 附則第十条の三第五項中「令和八年十二月三十一日」を「令和十一年十二月三十一日」に改める。
- （児童福祉法の一部改正）
- 第十九条の三第九項を次のよう改める。
- 第十四条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六百六十四号）の一部を次のように改正する。
- 第十九条の三第九項を次のよう改める。
- 医療費支給認定保護者が医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童に指定小児慢性特定疾病医療支援を受けるとき、又は医療費支給認定患者が指定小児慢性特定疾病医療支援を受けるときは、厚生労働省令で定める方法により、当該指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける者が医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等であることについて、第五項の規定により定められた指定小児慢性特定疾病医療機関の確認を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合には、当該確認を受けることを要しない。
- 第十九条の三第十項中「に医療受給者証を提示した」を「による第九項の規定による確認を受けた」に改め、同条第九項の次に次の一項を加える。
- 前項の「電子資格確認」とは、医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、都道府県に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法その他の厚生労働省令で定める方法により、小児慢性特定疾病児童等に係る医療費支給認定の情報（小児慢性特定疾病医療費の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、都道府県から回答を受けて当該情報を指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける指定小児慢性特定疾病医療機関に提供し、当該指定小児慢性特定疾病医療機関から医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等であることの確認を受けることをいう。

第十九条の二十第一項中「第十九条の三第十項」を「第十九条の三第十一項」に改め、同条第三項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に改め、同条第四項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第十九条の二十一の二 都道府県は、指定小児慢性特定疾病医療支援に係る小児慢性特定疾病児童等又は小児慢性特定疾病児童等であつた者の情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務について、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又は連合会に委託することができる。

都道府県は、前項の規定により事務を委託する場合は、同項の規定により事務を委託する他の

都道府県、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第一条に規定する保険者、当該事務以外の法

令の規定による医療に関する給付に係る事務を行う者であつて厚生労働省令で定めるもの及び介

護保険法(平成九年法律第百二十三号)第三条の規定により介護保険を行う市町村その他厚生労

働省令で定める者と共同して委託するものとする。

第十九条の四の二第一項中「次条」の下に「及び第二十一条の四の七第一項」を加え、同条第

二項中「当該匿名小児慢性特定疾病関連情報を削り、「もの」を「情報」に改め、「と連結して」

及び「状態で」の下に「当該匿名小児慢性特定疾病関連情報を加える。

第二十一条の四の十第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

前三項の規定は、仮名小児慢性特定疾病関連情報利用者が第二十一条の四の七第二項の規定による仮名小児慢性特定疾病関連情報の提供を受ける場合の手数料について準用する。

第二十一条の四の十を第二十一条の四の十三とする。

第二十一条の四の八第一項の規定は、前項の規定による委託を受けた者が当該委託に基づいて

仮名小児慢性特定疾病関連情報の提供を行う場合について準用する。

個人情報の保護に関する法律第六十八条及び第七十六条から第百七条までの規定は、第一項の

規定による委託を受けた者が当該委託に基づいて仮名小児慢性特定疾病関連情報を利用し、又は

提供する場合については、適用しない。

第二十一条の四の九を第二十一条の四の十二とする。

第二十一条の四の八中「匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者」を「匿名・仮名小児慢性特定疾

病関連情報利用者」に改め、「規定」の下に「(これら)の規定を第二十一条の四の九において準用する場合を含む。」又は第二十一条の四の八第一項の規定(次条第二項において準用する場合を含む。)に

より付した制限」を加え、同条を第二十一条の四の十一とする。

第二十一条の四の七第一項中「(国)を「及び仮名小児慢性特定疾病関連情報利用者(国)に、同

じ」を「匿名・仮名小児慢性特定疾病関連情報利用者」という」に、「匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者」を「匿名・仮名小児慢性特定疾病関連情報利用者」に改め、同条を第二十一条の四

の十とする。

第二十一条の四の六の次に次の三条を加える。

第二十一条の四の七 厚生労働大臣は、小児慢性特定疾病に関する調査及び研究の推進並びに国民

保健の向上に資するため、仮名小児慢性特定疾病関連情報(同意小児慢性特定疾病関連情報に係

る本人を他の情報と照合しない限り識別することができないよう)に於けるために厚生労働省令で定

める基準に従い加工した同意小児慢性特定疾病関連情報をいう。以下同じ)を利用することができる。

厚生労働大臣は、小児慢性特定疾病に関する調査及び研究の推進並びに国民保健の向上に資す

るため、次の各号に掲げる者であつて仮名小児慢性特定疾病関連情報の提供を受けて行うことに

ついて相当の公益性を有すると認められる業務として当該各号に定めるものを行ふものが当該業

務を行うために仮名小児慢性特定疾病関連情報を利用する必要があると認めるときは、厚生労働

省令で定めるところにより、当該者に当該仮名小児慢性特定疾病関連情報を提供することができ

る。

国(他の行政機関及び地方公共団体 小児慢性特定疾病に係る対策に関する施策の企画及び

立案に関する調査

二 大学その他の研究機関 小児慢性特定疾病児童等に対する良質かつ適切な医療の確保又は小児慢性特定疾病児童等の療養生活の質の維持向上に資する研究

三 民間事業者その他の厚生労働省令で定める者 小児慢性特定疾病児童等に対する医療又は小児慢性特定疾病児童等の福祉の分野の研究開発に資する分析その他の厚生労働省令で定める業務(特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。)

厚生労働大臣は、前二項の規定による仮名小児慢性特定疾病関連情報の利用又は提供を行う場合に、難病の患者に対する医療等に関する法律第二十七条の七第一項に規定する仮名指定難病関連情報その他の厚生労働省令で定める情報と連結して当該仮名小児慢性特定疾病関連情報を利用し、又は連結して利用することができる状態で当該仮名小児慢性特定疾病関連情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

厚生労働大臣は、第二項の規定により仮名小児慢性特定疾病関連情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、社会保険審議会の意見を聴かなければならない。

厚生労働大臣は、前条第二項の規定に基づき、仮名小児慢性特定疾病関連情報を提供する場合には、難病の患者に対する医療等に関する法律第二十七条の七第一項に規定する仮名指定難病関連情報の提供を受け、これを利用する者(以下「仮名小児慢性特定疾病関連情報利用者」という)に対し、提供に係る仮名小児慢性特定疾病関連情報について、その利用の目的又は方法の制限その他必要な制限を付すものとする。

個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第六十八条及び第七十六条から第百七条までの規定は、厚生労働大臣が前条第一項又は第二項の規定により仮名小児慢性特定疾病関連情報を利用し、又は提供する場合については、適用しない。

第二十一条の四の九 第二十一条の四の三から第二十一条の四の六までの規定は、仮名小児慢性特定疾病関連情報利用者による仮名小児慢性特定疾病関連情報の取扱いについて準用する。

第二十一条の五の五の二十九第一項中「(平成九年法律第二百二十三号)」を削る。

第二十一条の五の二十九第一項中「この款」の下に「及び第五十六条の六の二」を、「この条」の下に「及び次条」を加える。

第二十一条の五の三十中「第十九条の十二及び」を「第十九条の三第九項及び第十項の規定は通所給付決定保護者が通所給付決定に係る障害児に肢体不自由児通所医療を受けさせるときについて、第十九条の十二及び」に改め「支給について」の下に「第十九条の二十の二の規定は肢体不自由児通所医療に係る障害児又は障害児であつた者の情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に係る事務について」を「おいて」の下に「第十九条の三第九項及び第十項、第十九条の二

十四項及び第十九条の二十の二第二項中「厚生労働省令」とあるのは「内閣府令」とを加え、「第十九条の二十第四項中「厚生労働省令」とあるのは「内閣府令」とを削る。

第二十四条の二十一中「第十九条の十二及び」を「第十九条の三第九項及び第十項の規定は入所給付決定保護者が入所給付決定に係る障害児に障害児入所医療を受けさせるときについて、第十九条の十二及び」に改め「支給について」の下に「第十九条の二十の二の規定は障害児入所医療に係る障害児又は障害児であつた者の情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に係る事務について」を「おいて」の下に「第十九条の三第九項及び第十項、第十九条の二十第四項及び第十九条の二十の二第二項中「厚生労働省令」とあるのは「内閣府令」とを加え、「第十九条の二十第四項及び第十九条の二十の二第二項中「厚生労働省令」とあるのは「内閣府令」とを削る。

第二十四条の二十一中「この条、次条及び第二十四条の二十三」を「この款及び第五十六条の六の二」に改め、「(以下この節)」の下に「及び次条」を加える。

第二十四条の二十一中「第十九条の十二及び」を「第十九条の三第九項及び第十項の規定は入所給付決定保護者が入所給付決定に係る障害児に障害児入所医療を受けさせるときについて、第十九条の十二及び」に改め「支給について」の下に「第十九条の二十の二の規定は障害児入所医療に係る障害児又は障害児であつた者の情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に係る事務について」を「おいて」の下に「第十九条の三第九項及び第十項、第十九条の二十第四項及び第十九条の二十の二第二項中「厚生労働省令」とあるのは「内閣府令」とを加え、「第十九条の二十第四項及び第十九条の二十の二第二項中「厚生労働省令」とあるのは「内閣府令」とを削る。

第二十四条の二十一中「第十九条の十二及び」を「第十九条の三第九項及び第十項、第十九条の二十第四項及び第十九条の二十の二第二項中「厚生労働省令」とあるのは「内閣府令」とを加え、「第十九条の二十第四項及び第十九条の二十の二第二項中「厚生労働省令」とあるのは「内閣府令」とを削る。

第二十三条の二十三の二第一項第一号中「次条第一項第一号及び第二号」及び「同項第一号及び第二号」を「(以下この節)」に改める。

第二十三条の二十三の三第一項中「次条」の下に「及び第三十三条の二十三の八第一項を加え、「同条第一項中「当該匿名障害児福祉等関連情報を削り、「もの」を「情報」に改め、「と連結して」及び「状態で」の下に「当該匿名障害児福祉等関連情報を加える。

立案に関する調査

第三十三条の二十三の十一第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。
 前三項の規定は、仮名障害児福祉等関連情報利用者が第三十三条の二十三の八第一項の規定による仮名障害児福祉等関連情報の提供を受ける場合の手数料について準用する。
 第三十三条の二十三の十を第三十三条の二十三の十四とする。

第三十三条の二十三の十中「の規定による利用又は」を「並びに第三十三条の二十三の八第一項

及び第二項の規定による利用及び」に改め、同条に次の二項を加える。

第三十三条の二十三の九第一項の規定は、前項の規定による委託を受けた者が当該委託に基づ

て仮名障害児福祉等関連情報の提供を行う場合について準用する。

個人情報の保護に関する法律第六十八条及び第七十六条から第百七条までの規定は、第一項の

規定による委託を受けた者が当該委託に基づいて仮名障害児福祉等関連情報を利用し、又は提供

する場合については、適用しない。

第三十三条の二十三の十を第三十三条の二十三の十三とする。

第三十三条の二十三の九中「匿名障害児福祉等関連情報利用者」を「匿名・仮名障害児福祉等関

連情報利用者」に改め、「規定」の下に「これらの規定を第三十三条の二十三の十において準用する

場合を含む。」又は第三十三条の二十三の九第一項の規定(次条第二項において準用する場合を含む。)により付した制限」を加え、同条を第三十三条の二十三の十二とする。

第三十三条の二十三の八第一項中「(国)」を「及び仮名障害児福祉等関連情報利用者(国)」に、「同

じ」を「匿名・仮名障害児福祉等関連情報利用者」に、「匿名障害児福祉等関連情報利用者」の「」を「匿名・仮名障害児福祉等関連情報利用者」に改め、同条を第三十三条の二十三の十一と

する。

第三十三条の二十三の七の次に次の三条を加える。

第三十三条の二十三の八 内閣総理大臣は、障害児の福祉の増進に資するため、仮名障害児等

関連情報(障害児福祉等関連情報に係る本人を他の情報と照合しない限り識別することができるな

い)ようにするために内閣府令で定める基準に従い加工した障害児福祉等関連情報をいう。以下同

じ。)を利用することができます。

内閣総理大臣は、障害児の福祉の増進に資するため、次の各号に掲げる者であつて仮名障害児

福祉等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務として

い。)によるものを行つものが当該業務を行うために仮名障害児福祉等関連情報を利用する

必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該者に当該仮名障害児福祉等関

連情報を提供することができる。

一 国の他の行政機関及び地方公共団体 障害児の福祉の増進並びに障害児通所給付費等及び障

害児入所給付費等に関する施策の企画及び立案に関する調査

二 大学その他の研究機関 障害児の福祉の増進並びに障害児通所給付費等及び障害児入所給付

費等に関する研究

三 民間事業者その他の内閣府令で定める者 障害福祉分野の調査研究に関する分析その他の内

閣府令で定める業務 (特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。)

一 国の他の行政機関及び地方公共団体 障害児の福祉の増進並びに障害児通所給付費等及び障

害児入所給付費等に関する施策の企画及び立案に関する調査

二 大学その他の研究機関 疾病の原因並びに疾病的予防、診断及び治療の方法に関する研究そ

の他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究

三 生労省令で定める業務 (特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。)

個人情報の保護に関する法律第六十八条及び第七十六条から第百七条までの規定は、内閣総理大臣が前条第一項又は第二項の規定により仮名障害児福祉等関連情報を利用し、又は提供する場合については、適用しない。
 第三十三条の二十三の十 第三十三条の二十三の四から第三十三条の二十三の七までの規定は、仮名障害児福祉等関連情報利用者による仮名障害児福祉等関連情報の取扱いについて準用する。
 第五十六条の六の次に次の二項を加える。
 第五十六条の六の二 国、都道府県及び市町村並びに指定小児慢性特定疾病医療機関、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設等その他の関係者は、第十九条の三第十項(第二十一条の五の三十及び第二十四条の二十一において準用する場合を含む。)に規定する電子資格確認の仕組みの導入その他の医療に関する手続における情報通信の技術の利用を推進し、もつて高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七条第一項に規定する医療保險各法、高齢者の医療の確保に関する法律その他医療に関する給付を定める法令の規定により行われる事務の円滑な実施に資するよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。
 第六十条の三第三号を同条第四号とし、同条第二号中「第二十一条の四の八又は第三十三条の二十三の九」を「第二十二条の四の十一又は第三十三条の二十三の十二」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。
 二 第二十一条の四の九において準用する第二十二条の四の六の規定に違反して、仮名小児慢性特定疾病関連情報の利用について知り得た仮名小児慢性特定疾病関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用したとき。
 三 第二十二条の四の九において準用する第二十二条の四の六の規定に違反して、仮名小児慢性特定疾病関連情報の利用について知り得た仮名小児慢性特定疾病関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用したとき。

第五十三条の二十三の十において準用する第三十三条の二十三の七の規定に違反して、仮名

障害児福祉等関連情報の利用について知り得た仮名障害児福祉等関連情報の内容をみだりに他

人に知らせ、又は不当な目的に利用したとき。

第十五条 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のよう改正する。

第十六条の五第一項中「第二十二条の四の七第一項」を「第二十二条の四の十第一項」に、「第

三十三条の二十三の八第一項」を「第三十三条の二十三の十一第一項」に改める。

第五十三条の二十三の八第一項を「第三十三条の二十三の十一第一項」に改める。

第五十四条第一項中「この項及び次条において」を削り、「次条」を「(次条及び第二十八条の二第一項)に改める。

第二十八条の次に次の二条を加える。

(国民保健の向上のための仮名予防接種等関連情報の利用又は提供)

第二十八条の二 厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、仮名予防接種等関連情報(予防接種等関連情報に係る本人を他の情報と照合しない限り識別することができない)を利用して行うものを行つが当該業務を行つために仮名予防接種等関連情報をいう。以下同じ。)を利用することができる。

2 厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、次の各号に掲げる者であつて仮名予防接種等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務として当該各号に定めるものを行つが当該業務を行つために仮名予防接種等関連情報を利用する必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該者に当該仮名予防接種等関連情報を提供することができる。

一 国の他の行政機関及び地方公共団体 適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査

二 大学その他の研究機関 疾病の原因並びに疾病的予防、診断及び治療の方法に関する研究そ

の他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究

三 生労省令で定める業務 (特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。)

(母子保健法の一部改正)

第十六条 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第六条の三の見出し中「及び」を「又は」に改め、同条第一項中「第十二条第一項若しくは第十三条第一項の健康診査(次項において「健康診査」という。)又は第十七条の二第一項に規定する産後ケア事業(次項において「産後ケア事業」という。)の対象者」を「次に掲げる者」に「及び」を「又は」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第十二条第一項若しくは第十三条第一項の健康診査(次項において「健康診査」という。)又は第十七条の二第一項に規定する産後ケア事業(次項において「産後ケア事業」という。)の対象者は第十七条の二第一項に規定する産後ケア事業(次項において「産後ケア事業」という。)の対象者。

二 第十二条第一項に規定する養育医療の給付の対象者又は対象者である者

(関係者の連携及び協力)

第二十二条の二 国及び市町村並びに指定養育医療機関その他の関係者は、前条第九項に規定する電子資格確認の仕組みの導入その他の医療に関する給付に係る手続における情報通信の技術の利用を推進し、もつて高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七条第一項に規定する医療保険各法、高齢者の医療の確保に関する法律その他医療に関する給付を定める法令の規定により行われる事務の円滑な実施に資するよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

第二十二条の二第一号中「の規定」を「(第一号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の規定」に改める。

第二十二条の十四第一号中「及び」を「(第一号に係る部分に限る。)及び」に改める。

第二十七条第一項中「第二十条第七項」を「第二十条第十一項」に改める。

附則第二条第二項中「第二十条第五項」を「第二十条第七項」に改める。

(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部改正)

第十七条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第十条に次二項を加える。

4 第一項に規定する医療の給付を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定医療機関から、電子資格確認その他の厚生労働省令で定める方法により、次条第一項の認定を受けた被爆者であるとの確認を受けるものとする。

5 前項の「電子資格確認」とは、第一項に規定する医療の給付を受けようとする者が、都道府県知事及び厚生労働大臣に対し、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カード)をいう。第十八条第七項において同じ。)に記録された利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機関の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。第十八条第七項において同じ。)を送信する方法その他の厚生労働省令で定める方法により、被爆者健康手帳の交付及び次条第一項の認定の情報第一項に規定する医療の給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、都道府県知事及び厚生労働大臣から回答を受けて当該情報を第一項に規定する医療の給付を受ける指定医療機関に提供し、当該指定医療機関から次条第一項の認定を受けた被爆者であることの確認を受けることをいう。

6 第十五条第三項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に改め、同条第四項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

7 第十八条に次二項を加える。

6 被爆者は、第一項に規定する負傷又は疾病について被爆者一般疾病医療機関から医療を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、被爆者一般疾病医療機関から、電子資格確認その他の厚生労働省令で定める方法により、被爆者であるとの確認を受けるものとする。

7 前項の「電子資格確認」とは、被爆者が、都道府県知事に対し、個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書を送信する方法その他の厚生労働省令で定める方法により、被爆者健康手帳の交付の情報(一般疾病医療費の請求に必要な情報を含む。)の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、都道府県知事から回答を受けた当該情報を医療を受ける被爆者一般疾病医療機関に提供し、当該被爆者一般疾病医療機関から被爆者であることの確認を受けることをいう。

第二十条第一項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に改め、同条第二項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

第二十条第一項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に改め、同条第二項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

第七章中第四十四条の前に次の二条を加える。

(医療情報基盤・診療報酬審査支払機構等への事務の委託)

第四十三条の二 厚生労働大臣は、第十一条第四項に規定する事務のほか、第十一条第一項に規定す

る医療の給付及び一般疾病医療費の支給に係る被爆者に係る情報の収集若しくは整理又は利用若

しくは提供に関する事務を、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又は国民健康保険団体連合会

に委託することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により事務を委託する場合は、医療情報基盤・診療報酬審査支払

機構法第一条に規定する保険者、法令の規定により医療に関する給付に係る事務を行う者であつ

て厚生労働省令で定めるもの並びに介護保険法第三条の規定により介護保険を行つ市町村及び特

別区その他厚生労働省令で定める者と共同して委託するものとする。

(関係者の連携及び協力)

第四十三条の三 国及び都道府県並びに指定医療機関、被爆者一般疾病医療機関その他の関係者は、

第十一条第五項及び第十八条第七項に規定する電子資格確認の仕組みの導入その他手続における情

報通信の技術の利用を推進し、もつて高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する

医療保険各法、高齢者の医療の確保に関する法律その他医療に関する給付を定める法令の規定に

より行われる事務の円滑な実施に資するよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正)

第十八条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)の

一部を次のように改正する。

目次中「第五十六条の四十九」を「第五十六条の五十」に改める。

第五十六条の四十六第一項中「及び第五十六条の四十」を「第五十六条の四十及び第五十六条

の五十」に改める。

第十二条に次の二条を加える。

(感染症の発生の予防及び患者に対する良質かつ適切な医療の確保のための調査及び研究)

第五十六条の五十 厚生労働大臣は、感染症の発生を予防し、又はその蔓延を防止するとともに、

患者に対する良質かつ適切な医療の確保に資するため、地域における医療及び介護の総合的確

保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第十二条の三第一項に規定する電子診療録等

情報その他厚生労働省令で定める情報(次項において「電子診療録等情報等」という。)について

調査及び研究を行う。

2 支払基金及び国保連合会は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、その

求めに応じて、電子診療録等情報を提供しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項に規定する調査及び研究に係る事務を国立健康危機管理研究機構に委

託することができる。

第十九条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一条第八項中「昭和二十三年法律第二百五号」の下に「第三十条の三の三第一項に規定する地

域医療構想及び同法」を加え、及び「を「並びに」に改める。

第三十六条の九第二項中「社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)を「医療情報基盤・診

療報酬審査支払機構(以下「基盤機構」という。)に改める。

第三十六条の十三、第三十六条の十八、第三十六条の十九

第一項から第三項まで、第三十六条の二十第一項、第三十六条の二十一並びに第三十六条の二十三

第三項中「支払基金」を「基盤機構」に改める。

第三十六条の二十五の見出し中「支払基金」を「基盤機構」に改め、同条第一項中「支払基金」を、

社会保険診療報酬支払基金法を「基盤機構」に改め、同条第二項中「支払基金」を「基盤機構」に改める。

第三十六条の二十六第一項、第三十六条の二十七から第三十六条の三十一まで、第三十六条の三

十二第一項、第五項、第六項及び第八項、第三十六条の三十三、第三十六条の三十四並びに第三十

六条の三十六中「支払基金」を「基盤機構」に改める。

第三十六条の三十七第一項中「支払基金」を「基盤機構」に改め、同条第三項中「支払基金」を「基盤機構」に改め、社会保険診療報酬支払基金法第二十九条を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第三十九条」に「支払基金の理事長、理事若しくは監事」を「基盤機構の役員」に「第十二条第二項若しくは第三項」を「第十四条第三項若しくは第四項」に改める。

第三十六条の三十八の見出し中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審

査支払機構法」に改め、同条中「社会保険診療報酬支払基金法第三十二条第二項」を「医療情報基

盤・診療報酬審査支払機構法第四十三条第二項」に「第十五条」を「第十八条」に改める。

第三十六条の三十九中「支払基金」を「基盤機構」に改める。

第三十七条の二の次に次の二条を加える。

(結核患者の電子資格確認)

第三十七条の三 前条第一項に規定する医療を受けようとする結核患者は、厚生労働省令で定める

ところにより、結核指定医療機関から、電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法により、

同条第三項の決定を受けた結核患者であることの確認を受け、当該医療を受けるものとする。た

だし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、当該確認を受けることを要し

ない。

2 前項の「電子資格確認」とは、前条第三項の決定を受けた結核患者が、都道府県に対し、個人

番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二

十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)に記録された利用者証

明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成

十四年法律第百五十三号)第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)を送

信する方法その他の厚生労働省令で定める方法により、結核患者に係る前条第三項の決定の情報

(同条第一項の規定による負担に係る費用の請求に必要な情報を含む。)の照会を行い、電子情報

処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、都道府県から回答を受

けて当該情報同条第一項に規定する医療を受ける結核指定医療機関に提供し、当該結核指定医

療機関から同条第三項の決定を受けた結核患者であることの確認を受けることをいう。

第三十八条第三項中「前二条」を「第三十七条及び第三十七条の二」に改め、同条第九項中「前

三条第一項」を「第三十七条の二第一項」に改め、同条第十一項中「前二条」を「第三十七条及び第

三十七条の二」に改める。

2 第四十一条第五項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に改め、同条第六項中「支払基金」を「基盤機構」に改める。

第四十四条の二の第二項中「申請について」の下に「第三十七条の三」を加え、同項に後段

として次のように加える。

この場合において、第三十七条の三第一項中「前条第一項」とあるのは「第四十四条の二

第一項」と「結核指定医療機関」とあるのは「第二種協定指定医療機関」と「同条第三項の決定

を受けた」とあるのは「同項の規定による費用の負担を受ける」と、同条第二項中「前条第三項の決定を受けた」とあるのは「第四十四条の二第一項の規定による費用の負担を受ける」と、

「前条第三項の決定の情報(同条第一項)」とあるのは「第四十四条の二第一項の申請に係る情報(同項)」と「同条第一項に」とあるのは「同項に」と「結核指定医療機関」とあるのは「第二種協定指定医療機関」と「同条第三項の決定を受けた」とあるのは「第五十条の三第一項の規定による費用の負担を受ける」と「前条第三項の決

定の情報(同項)」とあるのは「第五十条の三第一項の申請に係る情報(同項)と、同条第一項に」とあるのは「同項に」と「結核指定医療機関」とあるのは「第二種協定指定医療機関」と「同条第三項の決定を受けた」とあるのは「同項の規定による費用の負担を受ける」と読み替えるものとする。

2 第五十条の三第二項中「申請について」の下に「第三十七条の三」を加え、同項に後段として

次のように加える。

この場合において、第三十七条の三第一項中「前条第一項」とあるのは「第五十条の三第一項」と「結核指定医療機関」とあるのは「第二種協定指定医療機関」と「同条第三項の決定を受けた」とあるのは「同項の規定による費用の負担を受ける」と、同条第二項中「前条第三項の決定を受けた」とあるのは「第五十条の三第一項の規定による費用の負担を受ける」と「前条第三項の決

定の情報(同項)」とあるのは「第五十条の三第一項の申請に係る情報(同項)と、同条第一項に」とあるのは「同項に」と「結核指定医療機関」とあるのは「第二種協定指定医療機関」と「同条第三項の決定を受けた」とあるのは「同項の規定による費用の負担を受ける」と読み替えるものとする。

この場合において、第三十七条の三第一項中「前条第一項」とあるのは「第五十条の三第一項」と「結核指定医療機関」とあるのは「第二種協定指定医療機関」と「同条第三項の決定を受けた」とあるのは「同項に」と「結核指定医療機関」とあるのは「第二種協定指定医療機関」と「同条第三項の決定を受けた」とあるのは「同項の規定による費用の負担を受ける」と読み替えるものとする。

3 厚生労働大臣は、前二項の規定による仮名感染症関連情報の利用又は提供を行う場合には、当該反応感染症関連情報を高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の七第一項に規定する反応医

（仮名感染症関連情報の提供を受ける者に対する利用目的等の制限の要求等）

け、これを利用する者（以下「仮名感染症関連情報利用者」という。）に対し、提供に係る仮名感染症関連情報について、その利用の目的又は方法の制限その他必要な制限を付するものとする。

百七条までの規定は、厚生労働大臣が前条第一項又は第二項の規定により仮名感染症関連情報を利用し、又は提供する場合については、適用しない。

第五十六条の四十八 第五十六条の四十二から第五十六条の四十五までの規定は
情報利用者による仮名感染症関連情報の取扱いについて準用する。

第六十五条の四第一項第一号中「第九項及び第十項」を「第十項及び第十一項」に改め、同項第十七号中「第四十四条の三の六」を「第四十四条の三の六第一項」に改め、同項第二十三号中「第

第七十三条の三第二号中「第五十六条の四十七」を「第五十六条の五十」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

連情報の利用に関して知り得た仮名感染症関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用したとき。

（健康増進法の一部改正）
二十九条 健康増進法（平成十四年法律第二百三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条の五」を「第十九条の十九」に、「第八章 罰則(第六十八条—第六十九条)」を「第九章 罰則(第六十七条—第六十八条)」に

第十九章 雜則(第六十八条・第六十九条)
第一章 罰則(第七十条・第八十二条)

第十九条の二中「であつて」の下に「厚生労働省令で定める検診（以下「市町村検診」という。）その他」を加え、同条に次の二項を加える。

「田村林語」に「田村林語以外の「田村林が実施する例」は、(周をうけ合ひて定めるものに限る)。(以下この条及び次条において「市町村検診等」という)。を行うに当たつては、電子対象者確認の方法により、当該市町村検診等を受けようとする者が当該市町村検診等の対象者であることの確認を行うことができる。

3 前項の「電子対象者確認」とは、市町村が、市町村検診等を受けようとする者の個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等）に関する法律（平成二十五年法律）

法律第百五十三条号)第二十二条第一項に規定する利用者説明用電子説明書をいう)の提供を受け
る方法その他の厚生労働省令で定める方法により、当該者が当該市町村検診等の対象者であるこ

十九とし、第十九条の四を第十九条の十八とす。第十九条の三中「前条」を「第十九条の二第一項」に改め、同条を第十九条の四とし、同条の次

（厚生労働大臣の調査等）

2 事実本格検査を実施する市町村の長は、生産労働省令で定めることとにより、生産労働大臣は、市町村検診の実施状況に関する情報は、他の機関の前項で規定による調査及び研究の実施に必要な情報として厚生省労働省令で定めるものを提供しなければならない。

第十九条の六 厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、匿名市町村検診等関連情報（市町村検診等関連情報（前条第三項の規定により提供される情報）をいう。以下同じ。）に係る特定の市町村食塗り対象者（以下「厚生労働省令で定める者」（以下「次条又は第十九条の二第一項に掲げる「本件」）

人」という)を識別すること及びその作成に用いる市町村検診等関連情報を復元することができるよう)にするために厚生労働省令で定める基準に従い加工した市町村検診等関連情報をいう。以下同じ)を利用し、又は厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者であつて、

業務としてそれぞれ当該各号に定めるものを行うものに提供することができる。
一　國の他の行政機關及び地方公共團體　國民の健康の増進及び健康増進事業に関する施策の企
画及び立案に関する調査

三 民間事業者その他の厚生労働省令で定める者 保健分野の調査研究に関する分析その他の厚生労働省令で定める業務（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く）

2
厚生労働省は、前項の規定による利用又は提供を行ふ場合には、当該団体名前林本格等を関連情報を作成する医療及び介護の総合的な情報の促進に関する法律(平成元年法律第六十号)
第十二条の六第一項に規定する匿名化資料等の情報、高齢者等の助成金等の確保に関する法律第十六
条第二項第一項に規定する匿名化資料等の情報、

3 利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる。
厚生労働大臣は、第一項の規定により匿名市町村検診等関連情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。

第十九条の七 前条第一項の規定により匿名市町村検診等関連情報の提供を受け、これを利用する者（以下「匿名市町村検診等関連情報利用者」という。）は、匿名市町村検診等関連情報を取り扱

る本人を識別するために、当該市町村検診等関連情報から削除された記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式）、磁気的方式その他の）の記録）については認識することが

その他の方法を用いて表された「一切の事項をいふ」若しくは匿名市町村検証等関連情報の作成に用いられた方法に関する情報を取得し、又は当該匿名市町村検証等関連情報を他の情報と照合してはならない。

(消去)

第十九条の八 匿名市町村検診等関連情報利用者は、提供を受けた匿名市町村検診等関連情報を利用する必要がなくなつたときは、遅滞なく、当該匿名市町村検診等関連情報を消去しなければならない。

(安全管理措置)

第十九条の九 匿名市町村検診等関連情報利用者は、匿名市町村検診等関連情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該匿名市町村検診等関連情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

(利用者の義務)
第十九条の十 匿名市町村検診等関連情報利用者又は匿名市町村検診等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(国民保健の向上のための仮名市町村検診等関連情報の利用又は提供)

第十九条の十一 厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、仮名市町村検診等関連情報(市町村検診等関連情報に係る本人を他の情報と照合しない限り識別することができないよう)するため厚生労働省令で定める基準に従い加工した市町村検診等関連情報をいう。以下同じ。)を利用することができる。

2 厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、次の各号に掲げる者であつて仮名市町村検診等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務として当該各号に定めるものを行つものが当該業務を行うために仮名市町村検診等関連情報を利用する必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該者に当該仮名市町村検診等関連情報を提供することができる。

一 国の他の行政機関及び地方公共団体
二 大学その他の研究機関
三 民間事業者その他の厚生労働省令で定める者
四 生労働省令で定める業務(特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行つもの)を除く。)

3 厚生労働大臣は、前二項の規定による利用又は提供を行う場合には、当該仮名市町村検診等関連情報を地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十二条の十一第一項に規定する仮名電子診療録等情報、高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の七第一項に規定する仮名医療保険等関連情報その他の厚生労働省令で定めるものと連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる。

4 厚生労働大臣は第二項の規定により仮名市町村検診等関連情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならぬ。

第十九条の十二 厚生労働大臣は、前条第二項の規定に基づき、仮名市町村検診等関連情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、同項の規定により仮名市町村検診等関連情報の提供を受け、これを利用する者(以下「仮名市町村検診等関連情報利用者」という)に対し、提供

供に係る仮名市町村検診等関連情報について、その利用の目的又は方法の制限その他必要な制限を付すものとする。

2 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第六十八条及び第七十六条から第七十七条までの規定は、厚生労働大臣が前条第一項又は第二項の規定により仮名市町村検診等関連情報を利用し、又は提供する場合については、適用しない。

第十九条の十三 第十九条の七から第十九条の十までの規定は、仮名市町村検診等関連情報利用者による仮名市町村検診等関連情報の取扱いについて準用する。

(立入検査等)

第十九条の十四 厚生労働大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、匿名市町村検診等関連情報利用者及び仮名市町村検診等関連情報利用者(國の他の行政機関を除く。以下この項及び次条において「匿名・仮名市町村検診等関連情報利用者」という。)に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対する質問させ、若しくは匿名・仮名市町村検診等関連情報利用者の事務所その他の事業所に立ち入り、匿名・仮名市町村検診等関連情報利用者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(是正命令)

第十九条の十五 厚生労働大臣は、匿名・仮名市町村検診等関連情報利用者が第十九条の七から第十九条の十までの規定(これらの規定を第十九条の十三において準用する場合を含む。)又は第十九条の十二第一項の規定(次条第二項において準用する場合を含む。)により付した制限に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 第十九条の十二第一項の規定は、前項の規定による委託を受けた者が当該委託に基づいて仮名市町村検診等関連情報の提供を行う場合について準用する。

3 個人情報の保護に関する法律第六十八条及び第七十六条から第百七条までの規定は、第一項の規定による委託を受けた者が当該委託に基づいて仮名市町村検診等関連情報を利用し、又は提供する場合については、適用しない。
(手数料)

第十九条の十七 匿名市町村検診等関連情報利用者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(前条第一項の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、機構等が第十九条の六第一項の規定による匿名市町村検診等関連情報の提供に係る事務の全部を行つ場合は、機構等)に納めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の手数料を納めようとする者が都道府県その他の国民保健の向上のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める者であるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

3 第一項の規定により機構等に納められた手数料は、機構等の収入とする。

4 前三項の規定は、仮名市町村検診等関連情報利用者が第十九条の十一第一項の規定による仮名市町村検診等関連情報の提供を受ける場合の手数料について準用する。
(機構等への事務の委託)

第十九条の三 市町村は、市町村検診等の対象者に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務の全部又は一部を医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法(昭和二十三年法律第二百一十九号)による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構(以下「機構」という。)又は国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)に委託することができる。

2 市町村は、前項の規定により事務を委託する場合は、同項の規定により事務を委託する他の市町村、医療情報基盤、診療報酬審査支払機構法第一条に規定する保険者、法令の規定により医療に関する給付に係る事務を行う者であつて厚生労働省令で定めるもの及び介護保険法第三条の規定により介護保険を行つた市町村その他厚生労働省令で定める者と共同して委託するものとする。

3 市町村は、市町村検診等の実施に関する事務を委託した者に対する当該事務の処理に要する費用の支払に関する事務の全部又は一部を連合会に委託することができる。

第五十二条第一項中「第七十八条第三号」を「第八十二条第三号」に改める。

第六十四条中「第七十二条第二号」を「第七十三条第三号」に改める。

第五十七条に次の二項を加える。

5 機構若しくは連合会の役員若しくは職員若しくはこれらの職にあつた者又は機構業務受託者若しくは連合会業務受託者（これらの者が法人である場合には、その役員。第七十五条において同じ。）若しくはこれらの職員その他の当該受託業務に従事する者若しくはこれらの人であつた者が、正当な理由がないのに、機構市町村検診等対象者情報収集等業務若しくは機構市町村検診等調査等業務又は連合会市町村検診等対象者情報収集等業務若しくは連合会市町村検診等調査等業務に関して知り得た秘密を漏らしたときは、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第六十七条を第八十二条とし、第七十七条を第八十条とし、第七十六条を第七十九条とする。

第七十五条中「法人の代表者」を「法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない団体等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない団体等の管理人を含む。）」に「第七十二条又は前条」を「第七十二条又は前条」に、「刑」を「罰金刑」に改め、同条に次の二項を加える。

2 人格のない団体等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない団体等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十五条を第七十八条とする。

第七十四条中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき」に改め、同条を第七十六条とする。

第七十七条 第七十二条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

第七十三条 第七十二条の罪は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

第七十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構若しくは連合会の役員若しくは職員又は機構業務受託者若しくは連合会業務受託者若しくはこれらの職員その他の当該受託業務に従事する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第六十七条の九第一項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第六十七条の十五第一項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第六十七条の九第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第六十七条を第七十三条とし、第七十二条を第七十二条とし、第七十七条の次に次の二項を加える。

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十九条の十の規定に違反して、匿名市町村検診等関連情報の利用に関する知識を得た匿名市町村検診等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用したとき。

二 第十九条の十三において準用する第十九条の十の規定に違反して、匿名市町村検診等関連情報の利用に関する知識を得た匿名市町村検診等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用したとき。

三 第十九条の十五の規定による命令に違反したとき。

第九章を第十一章とし、第八章を第十章とし、第七章の次に次の二章を加える。

第六十七条の二 機構は、医療情報基盤、診療報酬審査支払機構法第十八条に規定する業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行つ。

一 第十九条の三第一項の規定により市町村から委託を受けて行つ同項に規定する事務に関する業務

二 第十九条の十六第一項の規定により厚生労働大臣から委託を受けて行つ次に掲げる業務

イ 第十九条の五第一項の規定による調査及び研究に係る事務に関する業務

ロ 第十九条の六第一項の規定による匿名市町村検診等関連情報の利用及び提供に係る事務に関する業務

ハ 第十九条の十一第一項及び第二項の規定による匿名市町村検診等関連情報の利用及び提供に係る事務に関する業務

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

（業務の委託）

第六十七条の三 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、前条の規定により行つ同条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務（以下「機構市町村検診等対象者情報収集等業務」という。）並びに同条の規定により行つ同条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務（以下「機構市町村検診等調査等業務」という。）の全部又は一部を連合会その他厚生労働省令で定める者に委託することができる。

（業務方法書）

第六十七条の四 機構は、機構市町村検診等対象者情報収集等業務及び機構市町村検診等調査等業務に係る、これらの業務の開始前に、業務方法書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更するときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、厚生労働省令で定める。

（区分経理）

第六十七条の五 機構は、機構市町村検診等対象者情報収集等業務及び機構市町村検診等調査等業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分して、特別の会計を設けて行わなければならない。

（予算等の認可）

第六十七条の六 機構は、機構市町村検診等対象者情報収集等業務及び機構市町村検診等調査等業務に係る、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

（財務諸表等）

第六十七条の七 機構は、機構市町村検診等対象者情報収集等業務及び機構市町村検診等調査等業務に係る、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を厚生労働大臣に提出するときは、厚生労働省令で定めるところにより、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、主たる事務所に備えて置き、厚生労働省令で定める期間、一般的の閲覧に供しなければならない。

(余裕金の運用)

第六十七条の八 機構は、次の方針によるほか、機構市町村検診等対象者情報収集等業務及び機構市町村検診等調査等業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他厚生労働大臣が指定する有価証券の保有

二 銀行その他厚生労働大臣が指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼營等に関する法律(昭和十八年法律第四十�号)第一項の認可を受けた金融機関をいう)への金銭信託

2 厚生労働大臣は、前項第一号又は第二号の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

(報告の微収等)

第六十七条の九 厚生労働大臣は、機構又は第六十七条の三の規定による委託を受けた者(以下「機構業務受託者」という。)について、機構市町村検診等対象者情報収集等業務及び機構市町村検診等調査等業務に係る業務又は財産の状況に関する報告をさせ、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。ただし、機構業務受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。

2 第十九条の十四第二項の規定は前項の規定による検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法の適用の特例)

第六十七条の十 機構市町村検診等対象者情報収集等業務及び機構市町村検診等調査等業務は、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第四十三条第二項の規定の適用については、同法第十八条

に規定する業務とみなす。

(厚生労働省令への委任)

第六十七条の十一 この章に規定するもののほか、機構市町村検診等対象者情報収集等業務及び機構市町村検診等調査等業務に係る必要な事項は、厚生労働省令で定める。

2 第十九条の三第一項及び第三項の規定により市町村から委託を受けて行うこれらの規定に規定する事務に関する業務

(連合会の業務)

第六十七条の十二 連合会は、国民健康保険法第八十五条の三に規定する業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 第十九条の三第一項及び第三項の規定により市町村から委託を受けて行うこれらの規定に規定する事務に関する業務

2 第十九条の十六第一項の規定により厚生労働大臣から委託を受けて行う次に掲げる業務

イ 第十九条の五第一項の規定による調査及び研究に係る事務に関する業務

ロ 第十九条の六第一項の規定による匿名市町村検診等関連情報の利用及び提供に係る事務に関する業務

ハ 第十九条の十一第一項及び第二項の規定による仮名市町村検診等関連情報の利用及び提供に係る事務に関する業務

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

(業務の委託)

第六十七条の十三 連合会は、前条の規定により行う同条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務(以下「連合会市町村検診等対象者情報収集等業務」という。)並びに同条の規定により行う同条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務(以下「連合会市町村検診等調査等業務」という。)の全部又は一部を機構その他厚生労働省令で定める者に委託することができる。

(区分経理)

第六十七条の十四 連合会は、連合会市町村検診等対象者情報収集等業務及び連合会市町村検診等調査等業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

(報告の微収等)

第六十七条の十五 厚生労働大臣は、連合会又は第六十七条の十三の規定による委託を受けた者(以下「連合会市町村検診等調査等業務受託者」という。)について、連合会市町村検診等対象者情報収集等業務及び連合会市町村検診等調査等業務に係る必要な事項は、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

2 第十九条の十四第二項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(厚生労働省令への委任)

第六十七条の十六 この章に規定するもののほか、連合会市町村検診等対象者情報収集等業務及び連合会市町村検診等調査等業務に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

2 第十九条の八第一項の規定に違反して機構市町村検診等対象者情報収集等業務又は機構市町村検診等調査等業務に係る業務上の余裕金を運用したとき。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正)

第二十二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正(平成十七年法律第三号)の一部を次のよう改定する。

2 支給認定を受けた障害児の保護者が当該障害児に指定自立支援医療を受けさせると、又は支給認定を受けた障害者が指定自立支援医療を受けるときは、主務省令で定めるところにより、医療受給者証の提示、電子資格確認その他の主務省令で定める方法により、当該指定自立支援医療を受ける者が支給認定に係る障害者等であることについて、指定自立支援医療機関の認可を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

第五十八条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の「電子資格確認」とは、支給認定に係る障害者等が、市町村等に対し、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第七十条第三項において同じ。)記録された利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システムの認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。第七十条第三項において同じ。)を送信する方法その他の主務省令で定める方法により、障害者等に係る支給認定の情報(自立支援医療費の請求に必要な情報を含む。)の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、市町村等から回答を受けて当該情報を指定自立支援医療を受ける指定自立支援医療機関に提供し、当該指定自立支援医療機関から支給認定に係る障害者等であることの確認を受けることをいう。

第三十六条第一項中「支払基金」を「機構」に改め、同条第二項中「受給者証を提示して」を「受給者証の提示、電子資格確認その他の厚生労働省令で定める方法(第五項において「受給者証の提示等」という。)により特定無症候性持続感染者であることの確認を受け」に、「支払基金」を「機構」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の「電子資格確認」とは、特定無症候性持続感染者が、機構に対し、個人番号カード(行 政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)に記録された利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第二百五十三号)第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)を送信する方法その他、厚生労働省令で定める方法により、受給者証の交付の情報(定期検査費又は母子感染防止医療費の支給に係る費用の請求に必要な情報を含む。)の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、機構から回答を受けて当該情報を定期検査又は母子感染防止医療を受ける保険医療機関等に提供し、当該保険医療機関等から定期検査費又は母子感染防止医療費を受給する特定無症候性持続感染者であることの確認を受けることをいう。

第十七条第一項中「支払基金は」を「機構は」に、「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に改め、同条第二項中「支払基金」を「機構」に改め、同条に次の一項を加える。

3 機構は、前項の規定により前条第二項の規定による支払に関する事務に係る特定無症候性持続感染者又は特定無症候性持続感染者であつた者に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務を委託する場合は、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第一条に規定する保険者、法令の規定により医療に関する給付に係る事務を行つ者であつて厚生労働省令で定める第十七条の次に次の二項を加える。

(関係者の連携及び協力)

第十七条の二 国及び機構並びに保険医療機関等その他の関係者は、第十六条第三項に規定する電子資格確認の仕組みの導入その他手続における情報通信の技術の利用を推進し、もつて健康保険法等その他医療に関する給付を定める法令の規定により行われる事務の円滑な実施に資するよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

第十八条、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三項並びに第二十五条中「支払基金」を「機構」に改める。

第三章の章名中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

第二十六条の見出し中「支払基金」を「機構」に改め、同条第一項中「支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法第十五条」を「機構は、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第十八条」に改め、同条に次の一項を加える。

3 機構は、第一項の業務のうち、第十六条第二項の規定による支払に関する事務に係る特定無症候性持続感染者又は特定無症候性持続感染者であつた者に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務を行つ場合は、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第十八条第一号及び第二号並びに同条第二項第一号に規定する事務並びに同条第三項に規定する情報の収集及び整理並びに利用及び提供に関する事務と一体的に行うものとする。

第二十七条第一項、第二十八条から第三十一項まで、第三十二条第一項、第三十三条及び第三十五条第一項中「支払基金」を「機構」に改める。

第三十六条の見出し中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に改め、同条第一項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「第十六条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条第二項中「社会保険診療報酬支払基金法第三十二条第二項」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第四十三条第二項」に、「第十五条」を「第十八条」に改める。

第三十七条第一項及び第四項、第三十八条、第三十九条、第四十一条、第四十三条並びに第四十条並びに附則第四条第一項及び第三項並びに第五条中「支払基金」を「機構」に改める。

第二十六条 がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十条」を「第五十九条」に改める。

第二条第五項、第七項及び第八項中「匿名化」の下に「又は仮名化」を加え、同条第九項中「第十五条第一項及び第十七条第一項において」を「以下」に改め、「同じ。」の下に「及び当該がんに罹患した者に関する情報の復元」を加え、「加工する」を「厚生労働省令で定める基準に従い加工する」に改め、同条第十項中「第十五条第一項」を「匿名全国がん登録情報のうち、第十五条に、第二十一条第五項及び第六項」を「第二十二条第七項及び第八項」に改め、同項を同条第十二条とし、同条第九項の次に次の二項を加える。

10 この法律において「匿名全国がん登録情報」とは、全国がん登録情報の匿名化が行われた情報をいう。

11 この法律において「匿名都道府県がん情報」とは、都道府県がん情報の匿名化が行われた情報をいう。

12 この法律において「仮名全国がん登録情報」とは、全国がん登録情報の仮名化が行われた情報をいう。

13 この法律において「仮名化」とは、がんに罹患した者に関する情報を他の情報と照合しない限り当該がんに罹患した者の識別ができないよう厚生労働省令で定める基準に従い加工することをいう。

14 この法律において「仮名全国がん登録情報」とは、全国がん登録情報の仮名化が行われた情報をいう。

15 この法律において「仮名都道府県がん情報」とは、都道府県がん情報の仮名化が行われた情報をいう。

16 この法律において「特定仮名化情報」とは、仮名全国がん登録情報のうち、第二十二条第九項及び第十項の規定により全国がん登録データベースに記録された情報をいう。

17 第十五条第一項中「第十五条第一項」を「第十五条」に、「並びに第二十二条第五項及び第六項」を「及び第二十二条第七項から第十項まで」に改める。

18 この法律において「仮名都道府県がん情報」とは、都道府県がん情報の仮名化が行われた情報をいう。

19 この法律において「厚生労働省令で定めるところにより、」を、「及び整理」の下に「(当該届出対象情報に医療保険被保険者番号等(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第百九十四条の二第一項に規定する被保険者等記号・番号等その他の厚生労働省令で定める番号、記号その他の符号をいう。)が含まれる場合には、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第十二条第一項に規定する保健医療等情報を正確に連絡するため必要な情報として厚生労働省令で定めるものを用いた審査及び整理)」を加える。

20 第十五条第二項及び第三項を削る。

21 第十五条第一項中「特定匿名化情報」を「匿名全国がん登録情報若しくは仮名全国がん登録情報」に、「次に」を「厚生労働省令で定めるところにより、次に」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「第十五条第二項に規定する審議会等」を「審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百一十号)第八条に規定する機関をいう。)」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

22 厚生労働大臣は、前項の規定による匿名全国がん登録情報の利用又は提供を行つ場合には、当該匿名全国がん登録情報と高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第十一条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報その他の厚生労働省令で定めるもの(以下「対象匿名情報」という。)と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による仮名全国がん登録情報の利用又は提供を行う場合には、当該仮名全国がん登録情報の漏洩の防止のため、当該登録情報の漏洩を防止するための措置を講じなければならない。

5 前項に規定する審議会等の委員その他の構成員には、がん、がん医療等又はがんの予防に関する名医療保険等関連情報その他の厚生労働省令で定めるもの（以下「連結対象仮名情報」という。）と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる。

る学識経験のある者及び個人情報の保護に関する学識経験のある者が含まれるものとする。
第十八条第一項中「特定匿名化情報」を「匿名都道府県がん情報若しくは仮名都道府県がん情報に、次に」を「厚生労働省令で定めるところにより、次に」に改める。
第十九条第一項中「都道府県知事は」の下に「厚生労働省令で定めるところにより」を加え、「桂

都道府県がん情報又は仮名都道府県がん情報」に「当該がんに係る」を「当該調査研究者ががんに係る」に「当該匿名化を行った情報」を「匿名全国がん登録情報」に改め「提供」の下に「又は全国がん登録情報の仮名化及び仮名全国がん登録情報の提供」(当該提供の求めを受けた情報が特定仮名化情報である場合にあつては、その提供)を加え、同項第一号中「がんに係る」を削り、「もの」の

下に「として前項第一号の厚生労働省令で定めるもの」を加え、同項第二号中「がんに係る調査研究を行う者」を「調査研究者」に、「全国がん登録情報の匿名化が行われた情報」を「匿名全国がん登録情報又は仮名全国がん登録情報」に、「当該匿名化が行われた情報」を「当該匿名全国がん登録情報又は当該仮名全国がん登録情報」に改め、「必要な」の下に「ものとして厚生労働省令で定める

究者が行う)に、「当該匿名化を行つた情報」を「匿名都道府県がん情報」に改め、「提供」の下に、「は都道府県がん情報の仮名化及び仮名都道府県がん情報の提供(当該提供の求めを受けた情報が切道府県がん情報に係る特定仮名化情報である場合にあっては、その提供)」を加え、「同項第一号中、(b)に係る」を削り、「(もの)」の下に「として第三項第一号の厚生労働省令で定めるもの」を加え、〔

る調査研究を行う者】を【調査研究者】に改め、同項第三号中【がんに係る調査研究を行う者】を【調査研究者】に改め、同項第三号中【がんに係る調査研究を行う者】を【調査研究者】に改め、同項第四号

中「がんに係る調査研究を行ふ者」を「調査研究者」に、「がんに係る調査研究の」を「調査研究の」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項中「第三項」を「第四項」に改め、「第四項の規定による匿名化若しくは提供又は第五項の規定による匿名化」を削り、「第十五条第一項」を「第十七条第四項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第六項を第八項とし、同項の次に次の二項を

9 厚生労働大臣は、全国がん登録データベースを用いて、第四項の提供の求めを受ける頻度が高いと見込まれる情報について、あらかじめ、全国がん登録情報の仮名化を行い、当該仮名化を行った情報を全国がん登録データベースに記録することができる。

10 厚生労働大臣は第四項の規定により仮名化を行つた情報が同項の提供の求めを受ける頻度が高いと見込まれる情報であるときは、当該情報を全国がん登録データベースに記録することができる。

第二十一条第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 厚生労働大臣は、前項の規定による匿名全国がん登録情報の提供を行う場合には、当該匿名全国がん登録情報を連結対象匿名情報と連結して利用することができる状態で提供することができる。

15 全国がん登録情報を連絡対象仮名情報と連結して利用することができる状態で提供することができる。

第二十一条に次の四項を加える。

厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事又は第十八条第一項各号

に掲げる者から、当該都道府県のがん対策の企画立案案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、連結対象匿名情報と連結して利用することができる状態の匿名全国がん登録情報又は連結対象仮名情報と連結して利用することができる状態の仮名全国がん登録情報の提供の求めを受けたときは、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行うことができる。

る。この場合には、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。
厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、第十九条第一項各号に掲げる者から、当該市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、連結対象匿名情報と連結して利用することができる状態の署名全国がん登録情報又は連結対象仮名情報と連結し

17 て利用することができる状態の仮名全国がん登録情報の提供の求めを受けたときは、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行うことができる。この場合には、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。

結して利用することができる状態の匿名都道府県がん情報又は連結対象仮名情報と連結して利用することができる状態の仮名都道府県がん情報の提供の求めを受けた場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、当該調査研究者が行う調査研究に必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行うことができる。この場合には、第十七条第一項

ただし書の規定を準用する。

一 当該調査研究が、がん医療の質の向上等に資するものとして第三項第一号の厚生労働省令で定めるものであること。

二 当該調査研究者が、当該提供を受ける匿名都道府県がん情報又は仮名都道府県がん情報を取り扱うに当たつて、当該匿名都道府県がん情報又は当該仮名都道府県がん情報について、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要なものとして厚生労働省令で定める措置を講じてること。

18 厚生労働大臣は、前三項の規定による提供を行おうとするときは、あらかじめ、第十七条第四項

項に規定する審議会等の意見を聽かなければならぬ。

第二十二条第三項中「第十五条规定第一項」を「第十五条」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「前条规定第一項及び第二項」を「前条规定第一項及び第三項」に、「特定匿名化情報」とあるのは「特定匿名化情報若しくは」を「匿名都道府県がん情報」とあるのは「匿名都道府県がん情報若しくは」に「前条规定第一項中」を「前条规定第一項中」に、「同条规定第一項」を「同条规定第三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第二十三条第一項第一号中「並びに第十五項第一項及び第二項」を「及び第十五項」に改め、同項第二号中「の提供の決定及び」を「又は連結対象匿名情報と連結して利用することができる状態の仮名全国がん登録情報と連結して利用することができる状態の仮名全国がん登録情報の提供の決定及び」に、「並びに同項第一項、第六項及び第七項」を「同項第一項、第六項及び第七項」に改め、「までの規定による」の下に「全国がん登録情報の」を、「に規定する権限及び事務」の下に「並びに同項第一項から第十七項までの規定による提供に

「、第十七条第四項」に、「同条第三項」を「同条第五項」に、「第十七条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「国立研究開発法人国立がん研究センター」と、「第十五条第二項に規定する審議会等」とあるのは「第二十三条第二項の規定により読み替えて適用する第十五条第二項の合議制の機関」と、第二十二条第七項を「第二十二条第一項の規定まで」を「第四項まで」に改め、

第一項の規定による匿名化若しくは提供又は第五項の規定による匿名化を「第一項、第一項による匿名化若しくは提供又は第五項による匿名化」に、「第十五条第二項」を「匿名全国がん登録情報又は仮名全国がん登録情報の提供」と、「第十七条第四項」に、「第十五条第二項の合議制の機関」とする」を「第十七条第四項の合議制の機関」とする」に改める。

第二十四条第一項第一号中「第二十一条第八項及び第九項」を「第二十二条第十二項及び第十三項」に改める。

第二十五条第一項中「及びその匿名化を行つた情報」を「並びに匿名全国がん登録情報及び仮名都道府県がん情報及び仮名都道府県がん情報」に改め、同条第二項中「及びその匿名化を行つた情報」を「並びに匿名全国がん登録情報」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(仮名がん情報の提供を受ける者に対する利用目的等の制限の要求等)
第二十六条の一 厚生労働大臣又は国立がん研究センターは、第十七条第一項又は第二十一条第一項、第二項、第四項若しくは第十五項から第十七項までの規定に基づき、仮名がん情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、これらの規定により仮名がん情報の提供を受ける者に対し、提供に係る仮名がん情報について、その利用の目的又は方法の制限その他必要な制限を付すものとする。

2 都道府県知事（第二十四条第一項の規定により権限及び事務の委任を受けた者を含む。第三十九条第一項、第三十五年の二及び第四十二条第一項において同じ。）は、第十八条第一項、第十九条第一項又は第二十一条第十三項の規定に基づき、仮名都道府県がん情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、これらの規定により仮名都道府県がん情報の提供を受ける者に對し、提供に係る仮名都道府県がん情報をついて、その利用の目的又は方法の制限その他必要な制限を付すものとする。

第二十九条中「これらの情報の匿名化を行つた情報」を「匿名がん情報若しくは仮名がん情報」に改める。

第二十八条第二項中「第十五条第二項に」を「第十七条第四項に」に、第十五条第二項の合議制を「第十七条第四項の合議制」に「第十七条第二項」を「同項」に、第二十一条第七項を「第二十一条第十一項」に「又は第二十三条第二項の規定により読み替えて適用する第十五条第二項」を

〔又は第二十一条第十八項〕に「に関する」を〔又は都道府県がん情報に関する〕に改め、同条第四項中「第二十一条第十項又は第二十二条第四項」を「〔又は第二十一条第十四項〕」に改める。

第二十九条第一項中「その匿名化が行われた情報」を「匿名全国がん登録情報若しくは仮名全国がん登録情報」に改め、同条第二項中「第十五条第二項」を「第十七条第四項に」に、「第十五条第二項の合議制」を「第十七条第四項の合議制」に、「第十七条第二項」を「同項」に、「第二十二条

第七項」を「第二十一条第十一項」に、「又は第二十三条第二項の規定により読み替えて適用する第十五条第二項」を「又は第二十一条第十八項」に改め、「全国がん登録情報」の下に「若しくは都道府県がん情報」を加え、「その匿名化が行われた情報」を「匿名がん情報若しくは仮名がん情報」に

改め、同条第三項中「その匿名化が行われた情報」を「匿名都道府県がん情報若しくは仮名都道府県がん情報」に改め、同条第四項中「第二十二条第十項又は第二十二条第四項」を「又は第二十二条第十四項」に「その匿名化が行われた情報」を「匿名都道府県がん情報若しくは仮名都道府県がん情報」に改める。第三十三条第一項中「これらの情報の匿名化が行われた情報」を「匿名がん情報若しくは仮名がん

情報」に改め、「必要な」の下に「ものとして厚生労働省令で定める」を加え、同条を第三十条の二とし、第二十九条の次に次の一条を加える。
(受取者等による照合等の禁止)

いられた全国がん登録情報又は都道府県がん情報に係るかんに留意した者の説明をするために当該全国がん登録情報若しくは当該都道府県がん情報から削除された記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式等)の他に、他の記覚では認識することができる)が、記録され、又は音声、動作できぬ方式をいう。)で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)若しくは匿名がん情報若しくは仮名がん情報の作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名がん情報若しくは当該仮名がん情報を他の情報と照合してはならない。

2 前項の規定は、同項に規定する者から同項に規定する情報の取扱いに関する事務又は業務の委託を受けた者が当該委託に係る業務を行う場合について準用する。

第三十一条第一項中「これらの情報の匿名化が行われた情報」を「匿名がん情報若しくは仮名がん情報」に改め、「第二十四条第一項の規定により権限及び事務の委任を受けた者を含む。第四十二条第一項において同じ。」を削る。

第三十二条及び第三十四条中「これらの情報の匿名化が行われた情報」を「匿名がん情報若しく

は仮名がん情報」に改める。
第三十五条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「開示等の制限」を付し、同条中「掲げる情報」の下に「並びに仮名全国がん登録情報及び仮名都道府県がん情報の取扱い」を加え、同条の次に次の一条を加える。

仮名がん情報を利用し、若しくは提供する場合又は都道府県知事が第十八条第一項、第十九条第一項若しくは第二十一条第十三項の規定により仮名がん情報を利用し、若しくは提供する場合については、適用しない。

第三十六条の見出しを「〔報告の徴収等〕」に改め、同条中「の提供」を「若しくは匿名がん情報若しくは仮名がん情報の提供」に、「をさせることができる」を「若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはこれらの者の事務所その他の事業所に立ち入り、これらの者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す書類を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十七条规定「又は」を「若しくは」に、「の提供」を「又は匿名がん情報若しくは仮名がん情報の提供」に改める。

第三十八条第一項中「第三十条第一項」の下に、「第三十条の二第二項」を加え、又は第三十二条若しくは第三十四条の規定又は第二十六条の二の規定により付した制限に改め、同条第三項中「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改め、「第三十条」の下に「第三十条の二」を加え、「第三十二条の規定」を「第三十二条若しくは第三十四条の規定」又は第二十六条の二の規定により付した制限に改める。

第四十一条第一項中「又は第四項」を「第四項又は第十七項」に、「その匿名化が行われた情報」を「匿名がん情報若しくは仮名がん情報」に改め、同条第三項中「第二十一条第八項又は第九項」を「第二十一条第十二項又は第十三項」に、「その匿名化が行われた情報」を「匿名都道府県がん情報」へと改める。報告欄は反名都道府県がん情報へと改める。

第四十六条第四項中「及び第二十一条第二項」を「並びに第二十一条第二項及び第十六項」に改める。

第十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令に改める。第五十四条第一項「又は五十万円」を「若しくは百万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同条第三号を削除する。

第五十五条 次の各号に該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一 第三十四条の規定に違反して、全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報又は匿名がん情報若しくは仮名がん情報の取扱いの事務又は業務に関して知り得たこれら的情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用したとき。

二 第三十八条第二項又は第三項の規定による命令に違反したとき。
第五十七条を次のように改める。

しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十九条中「第五十五条まで及び第五十七条」を「第五十六条まで」に改め、同条を第五十八条とする。

第六十条第一項中「第五十六條又は第五十八條」を「第五十五條又は第五十七條」に改め、同条を第五十九条とする。

改め、同条第二項中「第十五条第二項」を「第十七条第四項」に改める。
(難病の患者に対する医療等に関する法律の一部改正)
二十七条 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)の一部を次のよう

うに改正する。
目次中「第二十七条の十」を「第二十七条の十三」に、第三十二条」を「第三十二条の二」に改める。

6 第七条第六項を次のように改める。
支給認定を受けた指定難病の患者の保護者が当該患者に指定特定医療を受けさせるとき、又は支給認定を受けた指定難病の患者が指定特定医療を受けるときは、厚生労働省令で定めるところにより、医療受給者証の提示、電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法により、当該指定

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第二十九条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 運営会議(第八条—第十条)

第三章 役員及び職員(第十一条—第十七条)

第四章 業務運営

第一節 業務(第十八条—第二十八条)

第二節 中期計画等(第二十九条—第三十一条)

第五章 財務及び会計(第三十二条—第三十七条)

第六章 監督(第三十八条—第三十九条)

第七章 雜則(第四十条—第四十一条)

第八章 罰則(第四十二条—第四十六条)

附則

第一条中「社会保険診療報酬支払基金(以下「基金」という。)は、「を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構(以下「機構」という。)は、患者に対する良質かつ適切な医療の確保その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報・医療機関等(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局又は同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。第十八条第一項第五号及び第二十九条第六項において同じ。)及び保険者(以下「保険者」という。)が、「を「をいう。以下同じ。)における業務運営の効率化その他の医療の効率的な提供に資する情報並びに医療に要する費用の適正化(次条において「医療費適正化」という。)に資する情報(第十八条第一項第七号において「保健医療等関連情報」という。)の収集、整理及び分析並びにその結果の活用の促進並びにこれらのために情報基盤の整備及び運営に関する事務を行うとともに、保険者が「医療の給付」を「療養の給付」に改め、並びに国民の保健医療の向上及び福祉の増進並びに医療に要する費用の適正化(次条及び第十五条第一項第八号において「医療費適正化」という。)に資する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用の促進に関する事務を行うこと」を削る。

第二条及び第三条中「基金」を「機構」に改める。

第一条の二中「基金」を「機構」に改め、同項中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 運営会議に関する事項

第四条第三項及び第五条第一項中「基金」を「機構」に改める。

第六条中「基金」を「機構」に改め、同項中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

第七条中「基金」を「機構」に改める。

第三十四条第一項中「基金の理事長、理事又は監事が」を削り、「ときは」の下に「当該違反行為をした機関の役員は」を加え、同条第二項中「基金の理事長又は理事が」を削り、「も、前項と同様とする」を「は、当該違反行為をした機関の理事長又は理事は、二十万円以下の過料に処する」に改め、同条を第四十六条とする。

第三十三条中「第二十条」を「第二十三条(第二十四条第二項において準用する場合を含む。)又は第二十八条第二項」に改め、同条を第四十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

第四十五条 第二十八条第一項、第二十九条第一項及び第三十三条第一項に規定する厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、当該違反行為をした機関の役員は、二十万円以下の過料に処する。

第三十二条第一項中「基金の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、第二十八条の規定による報告」を「第三十八条第一項の規定による報告(前条に規定する業務に関するものを除く。)にし「これを」を「当該違反行為をした機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は受託者若しくはその代理人、使用人その他の従業者は」に改め、同条第二項中「基金の理事長、理事又は監事が、第十五条に規定されていない」を「第十八条に規定する業務以外の」に、「基金」を「機構」に、「もまた同様とする」を「は、当該違反行為をした機関の役員は三十万円以下の罰金に処する」に改め、第七章中同条を第四十三条とし、同条の前に次の二条を加える。

第四十六条 第三十八条第一項の規定による報告(第十八条第一項第三号から第六号までに掲げる業務及び同項第七号に規定する業務・診療報酬請求書及び特定健康診査等に関する記録に係る情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用の促進に関する事務を除く。)並びにこれらに附帯する業務に関するものに限る。)を怠り、若しくは虚偽の報告をなし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該違反行為をした機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は受託者(当該受託者が法人である場合には、その代表者。次条第一項において同じ。)若しくはその代理人、使用人その他の従業者は、五十万円以下の罰金に処する。

第七章を第八章とする。

第三十一条中「基金」を「機構」に改め、第六章中同条を第四十一条とし、第三十条を第四十条とし、同章を第七章とする。

第四十七条 第二十九条中「基金」を「機構」に改め、第五章中同条を第三十九条とする。

第二十八条第一項中「基金」を「機構若しくは受託者」に「業務又は財産」を「業務若しくは財産」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。

第二十八条を第三十八条とし、第五章を第六章とする。

第四十八条 第二十七条中「基金」を「機構」に改め、第四章中同条を第三十七条とする。

第二十六条中「基金」を「機構」に、「第十五条第二項第一号から第四号まで」を「第十八条第二項第二号から第五号まで」に、「同条第一項第一号から第四号まで並びに同条第二項第一号から第四号まで」を「同条第一項第八号から第十一号まで並びに同条第二項第二号から第五号まで」に改め、同条を第三十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

第四十九条 機構は、医療情報化推進業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分して整理しなければならない。

第二十五条第一項中「基金」を「機構」に、「第十五条第一項から第三項まで」を「第十八条第一項から第三項まで」に改め、同条第二項中「基金」を「機構」に改め、同条を第三十四条とする。

第二十四条第一項中「基金」を「機構」に改め、同条を第三十三条とする。

第五十条 第二十三条中「基金」を「機構」に改め、同条を第三十二条とし、第四章を第五章とする。

第二十二条中「第十六条」を「第十九条」に改め、第三章中同条を第二十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

第五十一条 機構は、第十八条に規定する業務のために取り扱う情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

第五十二条 機構は、前条に規定する情報の漏えい、滅失、毀損の他の当該情報の安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれが大きい事態として厚生労働省令で定めるものが生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該事態が生じた旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

5 厚生労働大臣は、第一項の評価を行つたときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。

6 機構は、第一項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに医療情報化推進業務の運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、評価結果の反映状況を公表しなければならない。

7 厚生労働大臣は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、機構に対し、医療情報化推進業務の運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

第二十一条第一項中「基金」を「機構」に、「第十六条第一項」を「第十九条第一項」に、「第十五条第一項第三号及び第四号、第二項第三号及び第四号」を「第十八条第一項第十号及び第十一号、第二項第四号及び第五号」に「同条第二項第一号」を「同条第二項第二号」に改め、同条第二項中「第十六条第二項及び第三項並びに第十七条」を「第十九条第二項及び第三項並びに第二十条」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十条中「審査委員」を「運営会議の委員、審査委員若しくは機構の」に改め、同条を第二十一条とする。

第十九条中「基金」を「機構」に改め、同条を第二十二条とする。

第十九条中「基金」を「機構」に改め、同条を第二十一条とする。
第十八条第二項中「基金」を「機構」に改め、同条第三項中「第十五条第一項第四号、第二項第一号、第三号及び第四号」を「第十八条第一項第十一号、第二項第二号、第四号及び第五号」に改め、同条を第二十一条とする。
第十七条中「基金の理事」を「機構の理事又は審査支払運営委員」に改め、同条を第二十条とする。

第十五条第一項中「基金」を「機構」に改め、同項各号を次のように改める。
一 保険者から委託された健康保険法第二百五条の第四第一項第二号、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二百五十三条の十第一項第二号、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第

二百四十五号) 第四十七条の三第一項第一号、國家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号) 第百四十四条の二第一項第二号、国民健康保険法第百十三条の三第一項第一号、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号) 第百四十四条の三十三第一項第一号又

は高齢者の医療の確保に関する法律第二百六十五条の二第一項第一号に掲げる情報の収集又は整理に関する事務を行うこと。
（医食共通法第二百五十九条第一項第一号）

二 保険者が負担すべき保険料第二百五十三条の四第一項第三号 船員保険法第二百五十三条の四第一項第三号、私立学校教職員共済法第四十七条の三第一項第三号、国家公務員共済組合法第一百四十四条の二第二項第三号、国民健康保険法第一百三十三条の三第一項第二号、地方公務員等共

三 保健事業等（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律）（平成元年法律第百六十五号）

第六十四号) 第三十五条第二項に規定する保健事業等をいう。次号において同じ。)に資するために行う次に掲げる処方箋(書面に代えて当該処方箋に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては忍耐しえない方式で作られる記録であつて、電子計算機に直接取り扱つて得られる記録を含む)を用いて行うもの。

イ 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十一條の二第一項の規定により処方箋の提供を受け、同条第二項の規定に基づき当該処方箋に記録された情報を閲覧することができるようとするとともに、同項の規定により、患者又は現にその看護に当たつている者の求めに応じて、調剤を実施する薬局に対し当該処方箋を提供し、同条第三項及び第五項の規定により情報の提供を受ける業務

第十条を第十三条とする。

第九条第一項から第三項までの規定中「基金」を「機構」に改め、同条第四項中「ときは」の下に「運営会議」を加え、同条を第十二条とする。

第八条中「基金」を「機構」に「及び」を「審査支払運営委員及び」に改め、同条に次の二項を加える。

2 機構は、定款の定めるところにより、第二十八条第一項に規定する医療情報化推進業務を担当する理事(第十三条第一項及び第十五条第二項において「医療情報化推進担当理事」という。)を置くことができる。

第八条を第十一条とする。

第二章を第三章とし、第一章の次に次の二章を加える。

第二章 運営会議

第八条 機構に、機構の業務の方針を決定する機関として運営会議を置く。

2 運営会議の委員は、次の各号に掲げる者から選任するものとし、その数は、それぞれ当該各号に定める員数以内とする。

一 保険者を代表する者 三人

二 診療担当者を代表する者 三人

三 被保険者を代表する者 一人

四 地方公共団体を代表する者 一人

五 保健医療又は保健医療に係る情報システムに關して高い識見を有する者その他の学識経験者一人

3 前項の選任は、次の各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に定める団体の推薦(第三号にあつては、共同推薦)によるものとする。

一 前項第一号に掲げる者 その所属団体又は連合会

二 前項第二号及び第三号に掲げる者 それぞれの所属団体

三 前項第四号に掲げる者 都道府県知事、市長及び町村長の全国的連合組織(地方自治法(昭

和二十二年法律第六十七号)、第三百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたもの)をいう。(次項において同じ。)

4 前二項の規定により委員を選任しようとするときは、一月を下らない期間を定め、その期間内に、保険者を代表する者、診療担当者を代表する者、被保険者を代表する者及び地方公共団体を代表する者につき、候補者を推薦することを、それぞれの所属団体、連合会並びに都道府県知事、市長及び町村長の全国的連合組織に求めるものとする。

5 委員の選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

6 厚生労働大臣は、委員が、法令若しくは定款又は第三十九条に規定する命令に違反したときは、機構に対し、その委員を解任すべきことを命ずることができる。

7 厚生労働大臣は、機構が前項の規定による命令に従わなかつたときは、その委員を解任することができる。

8 前各項に定めるもののほか、運営会議に關し必要な事項は、定款で定める。

第九条 次に掲げる事項は、運営会議の議決を経なければならぬ。

一 定款の変更
二 第二十九条第一項に規定する中期計画及び第三十条に規定する年度計画の作成又は変更
三 事業計画及び収支予算の作成又は変更

四 事業状況報告書及び財産目録の作成
五 その他機構の業務の運営に関する重要な事項

2 前項各号に掲げる事項のうち、第十五条第三項に規定する事項に係るものについては、前項の規定にかかわらず、定款で、運営会議の議決を経ることを要しないものとすることができます。

3 厚生労働大臣又はその指名する職員その他の機構の業務に係る関係者は、定款で定めるところにより、運営会議において意見を述べることができる。

4 運営会議は、機構の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、理事長に対し、機構の業務並びに資産及び債務の状況に關し報告をさせることができる。

5 運営会議は、役員又は職員の行為がこの法律、他の法令又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、理事長に対し、当該行為は是正のため必要な措置を講ずることを命ずることができる。

第六十条 運営会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 議長は、会務を總理し、運営会議を代表する。
3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長のあらかじめ指定する委員がその職務を行つ。

附則第五条中「基金」を「機構」に改める。
(医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法の一部改正)

第三十条 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法の一部を次のように改正する。

第十八条第二項第一号中「第八十条の四第一項、に改め、限る。」の下に「その他の厚生労働省令で定める法律」を加え、同項第二号中「同法第二十一条の二、第二十二条の五の三十及び第二十四条の二十一並びに母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十条第七項において準用する場合を含む。」、戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)第十五条第三項(同法第二十条第三項において準用する場合を含む。)原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)第十五条第三項若しくは第二十条第一項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第四十条第五項(同法第四十四条の三の二第二項及び第五十条の三第二項において準用する場合を含む。)心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び觀察等に關する法律(平成十五年法律第百十号)第八十四条第三項、石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)第十四条第一項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第七十三条第三項又は難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第二十五条第三項「その他の厚生労働省令で定める法律」に改め、同項第三号中「戦傷病者特別援護法第十五条第四項(同法第二十条第三項において準用する場合を含む。)原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十五条第四項若しくは第二十条第二項」を削り、「同法第二十一条の二、第二十二条の五の三十及び第二十四条の二十一並びに母子保健法第二十条第七項において準用する場合を含む。」感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項(同法第四十四条の三の二第二項及び第五十条の三第二項において準用する場合を含む。)心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び觀察等に關する法律第八十四条第四項、石綿による健康被害の救済に関する法律第十四条第二項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十三条第四項又は難病の患者に対する医療等に関する法律第二十五条第四項を「その他厚生労働省令で定める法律」に改め、同条第三項中「以下同じ」を「その他厚生労働省令で定める者(以下この項及び次項において「委託者」という)に、国、都道府県、市町村又は独立行政法人が「委託者」が「に、であつて厚生労働大臣の定めるものについて」を「について、当該給付の対象となる者若しくは対象であつた者に係る情報の収集若しくは整理若しくは利用若しくは提供に關する事務又は」に改め「事務」の下に「であつて、厚生労働大臣の定めるもの」を加え、同条第四項中「国、都道府県、市町村若しくは独立行政法人」を「若しくは委託者」に改める。

第二十八条第一項中「並びに第二項第一号に掲げる」を「第二項第一号並びに第三項(情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に關する事務に限る。)に規定する」に改める。

情報の利用及び提供」に改める部分に限る。)、同条に二項を加える改正規定、同法第三十二条第一項の改正規定(「前条」を「前条第一項」に改める部分に限る。)、同条に一項を加える改正規定、同法第三十三条第一号及び第四十三条第一号の改正規定並びに同法第四十八条及び第五十九条の改正規定、第二十条の規定、第二十二条中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の二の三第一項及び第八十九条の二の十一の改正規定、同条を同法第八十九条の二の十四とする改正規定、同法第八十九条の二の十の改正規定、同条を同法第八十九条の二の十三とする改正規定、同法第八十九条の二の九の改正規定、同条を同法第八十九条の二の十二とする改正規定、同法第八十九条の二の八第一項の改正規定、同条を同法第八十九条の二の十一とする改正規定、同法第八十九条の二の七の次に三条を加える改正規定並びに同法第一百九条の二及び第一百九条の三の改正規定、第二十六条の規定、第二十七条の規定(第五号及び第六号に掲げる改正規定を除く。)並びに第二十八条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第十五条、第十七条及び第二十九条の規定、附則第三十五条(同号及び第六号に掲げる改正規定を除く。)、第三十八条(第五号及び第六号に掲げる改正規定を除く。)及び第三十九条(第五号及び第六号に掲げる改正規定を除く。)の規定、附則第四十三条、第四十六条、第四十七条及び第五十二条の規定並びに附則第五十九条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定により起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日)、第二十一条の規定並びに附則第四十四条の規定及び附則第五十九条中厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第八条第一項第四号の改正規定、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日(検討)

第二条 政府は、第一条の規定(前条第一号、第四号及び第五号に掲げる改正規定を除く。以下この項において同じ。)の施行後三年を目途として、第一条の規定による改正後の医療法第三十条の十八の六第一項の指定を受けた区域において、新たに開設された診療所(同法第一条の五第二項に規定する診療所のうち、医業を行う場所であつて患者を入院させるための施設を有しないものに限る。以下この項において同じ。)の数が廃止された診療所の数を超える区域がある場合には、当該区域における新たな診療所の開設の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、都道府県が医師手当事業(第六条の規定による改正後の地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十条の二の医師手当事業をいう。)を行うに当たり、保険者協議会(高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条の二第一項の保険者協議会をいう。)その他の医療保険者等(第六条の規定による改正後の地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十条の五第一項の医療保険者等をいう。)が意見を述べることができる仕組みの構築について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 前二項に定める事項のほか、政府は、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この項において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、この法律の公布後速やかに、介護又は障害福祉に関するサービスに従事する者(以下この項において「介護・障害福祉従事者」という。)の賃金が他の業種に属する事業に従事する者と比較して低い水準にあること、介護・障害福祉従事者が従事する業務が身体的及び精神的な負担の大きいものであること、介護又は障害福祉に関するサービスを担う優れた人材の確保が要介護者等介護保険法第七条第五項の要介護者等をいう。)並びに障害者及び障害児に対するサービスの水準の向上に資すること等に鑑み、現役世代の保険料負担を含む国民負担の軽減を図りつつ介護・障害福祉従事者の人材の確保を図るため、介護・障害福祉従事者の適切な処遇の確保について、その処遇の状況等を踏まえて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を機動的に講ずるものとする。

情報の利用及び提供」に改める部分に限る。)、同条に二項を加える改正規定、同法第三十二条第一項の改正規定(「前条」を「前条第一項」に改める部分に限る。)、同条に一項を加える改正規定、同法第三十三条第一号及び第四十三条第一号の改正規定並びに同法第四十八条及び第五十九条の改正規定、第二十条の規定、第二十二条中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の二の三第一項及び第八十九条の二の十一の改正規定、同条を同法第八十九条の二の十四とする改正規定、同法第八十九条の二の十の改正規定、同条を同法第八十九条の二の十三とする改正規定、同法第八十九条の二の九の改正規定、同条を同法第八十九条の二の十二とする改正規定、同法第八十九条の二の八第一項の改正規定、同条を同法第八十九条の二の十一とする改正規定、同法第八十九条の二の七の次に三条を加える改正規定並びに同法第一百九条の二及び第一百九条の三の改正規定、第二十六条の規定、第二十七条の規定(第五号及び第六号に掲げる改正規定を除く。)並びに第二十八条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第十五条、第十七条及び第二十九条の規定、附則第三十五条(同号及び第六号に掲げる改正規定を除く。)、第三十八条(第五号及び第六号に掲げる改正規定を除く。)及び第三十九条(第五号及び第六号に掲げる改正規定を除く。)の規定、附則第四十三条、第四十六条、第四十七条及び第五十二条の規定並びに附則第五十九条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定により起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日)、第二十一条の規定並びに附則第四十四条の規定及び附則第五十九条中厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第八条第一項第四号の改正規定、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日(検討)

(医療法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に第二条の規定(附則第一条第六号及び第七号に掲げる改正規定を除く。以下この項において同じ。)による改正前の医療法(以下この項において「旧医療法」という。)第三十条の四第一項の規定により定められ、又は旧医療法第三十条の六の規定により変更された医療計画(医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画をいう。以下この項において同じ。)は、施行日から令和十一年三月三十一日までの間(当該医療計画が第二条の規定による改正後の医療法(以下この項及び第三項において「新医療法」という。)第三十条の六の規定により変更され、又は同項の規定により定められ、又は新医療法第三十条の六の規定により変更された医療計画及び新医療法第三十条の三の三第一項の規定により定められた医療構想(同項に規定する地域医療構想をいう。以下この項において同じ。)とみなす。)

4 附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日(以下この項において「第八号施行日」という。)前に第三条の規定による改正前の医療法第三十条の三の三第一項の規定により定められた地域医療構想は、第八号施行日から令和十一年三月三十一日までの間(地域医療構想が第三条の規定による改正後の医療法(以下この項において「第三条改正後医療法」という。)第三十条の三の三第一項の規定により定められた場合には、同項の規定により定められた地域医療構想とみなす。)により定められた場合には、同項の規定により定められた地域医療構想とみなす。

5 第一条の規定により定められたものとみなされた地域医療構想については、適用しない。

6 第三条改正後医療法第七条の二から第七条の四までの規定は、第二項の規定により第三条改正後医療法第三十条の三の三第一項の規定により定められたものとみなされた地域医療構想(精神病床に係る部分に限る。)については、適用しない。

7 第四条 第一条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の医療法第三十条の十八の六第三項から第十一項までの規定は、同号に掲げる規定の施行の日から六月を経過した日以後に同条第三項に規定する診療所を開設しようとする者について適用する。

8 (地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 都道府県又は市町村(特別区を含む。)附則第十条において同じ。)は、第六条の規定(附則第一条第九号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(これに基づく命令を含む。)の施行のために必要な条例の制定又は改正その他の行為については、同号に掲げる規定の施行の日(以下「第九号施行日」という。)前においても行うことができる。

第六条 社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(以下「第五号施行日」という。)以後にあっては、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構。附則第十三条及び第十四条において同じ。)は、第九号施行日前においても、第六条の規定(附則第一条第九号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第二十四条各号に掲げる業務の実施に必要な準備行為をすることができる。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に保険医療機関(健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。以下この項において同じ。)の管理者である者については、第七条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。)次条及び附則第九条において同じ。)による改正後の健康保険法第七条の二第一項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して三年が経過する日までの間(当該者が引き続き当該保険医療機関の管理者である間に限る。)は、適用しない。

第八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に医療法第七条第一項に規定する臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師である者（前条の規定の適用を受ける者を除く。）についての第七条の規定による改正後の健康保険法第七十条の二第一項の規定の適用については、同項第二号中「医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項の規定による臨床研修の修了後に保険医療機関（病院に限る。）において保険医として三年以上診療に従事した経験又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項の規定による臨床研修の修了後に保険医療機関において保険医として三年以上診療」であるのは「保険医療機関において保険医として三年以上診療その他管理及び運営に関する業務」とする。

第九条 厚生労働大臣は、第七条の規定による改正後の健康保険法第七十条の二の厚生労働省令を定めようとするときは、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、第七条の規定による改正後の健康保険法第八十二条第一項の規定の例により、中央社会保険医療協議会に諮問することができる。

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第十条 市町村又は国民健康保険組合は、第九条の規定（附則第一条第九号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の国民健康保険法（これに基づく命令を含む。）の施行のために必要な条例又は規約の制定又は改正その他の行為については、第九号施行日前においても行うことができる。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 第十条の規定による改正後の地方税法第七百三条の四第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第九号施行日の属する年度（以下この条において「施行年度」という。）の翌年度（第九号施行日が年度の初日に当たる場合は、施行年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、税については、なお従前の例による。）

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 高齢者の医療の確保に関する法律第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合は、第十一条の規定（附則第一条第九号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（これに基づく命令を含む。）の施行のために必要な条例の制定又は改正その他の行為については、第九号施行日前においても行うことができる。

（児童福祉法等の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 支払基金及び連合会は、附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日前においても、第二十条の規定による改正後の健康増進法第六十七条の二第一号及び第三号（同条第一号に掲げる業務に附帯する業務に限る。）並びに同法第六十七条の十二第一号及び第三号（同条第一号に掲げる業務に附帯する業務に限る。）に規定する業務の実施に必要な準備行為をすることができる。

（健康増進法の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 第九号施行日前に第二十六条の規定による改正前のがん登録等の推進に関する法律（以下「第九号改正前がん登録法」という。）第二条第九項に規定する匿名化が行われた全国がん登録情報

（第九号改正前がん登録法第二条第七項に規定する全国がん登録情報をいう。）又は都道府県がん情報（第九号改正前がん登録法第二条第八項に規定する都道府県がん情報）（以下「第九号改正後がん登録法」という。）第二条第十項に規定する匿名全国がん登録情報又は同条第十一項に規定する匿名都道府県がん情報とみなす。

（がん登録等の推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 都道府県知事は、第九号施行日前においても、第九号改正後がん登録法第二十四条第一項の規定の例により、当該都道府県知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者として政令で定める者に、第九号改正後がん登録法第八条第一項に規定する審査及び整理に係る権限及び事務を行わせることができる。

2 厚生労働大臣は、第九号改正後がん登録法第二条第九項及び第十三項、第二十一条第三項第三号、第四項第二号、第十二項第三号、第十三項第二号及び第十七項第二号並びに第三十条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令の制定をしようとするときは、第九号施行日前においても、第九号改正前がん登録法第十五条第一項に規定する審議会等に意見を聞くことができる。この場合において、同項に規定する審議会等に対して行われた意見の聴取は、第九号施行日以後は、第九号改正後がん登録法第十七条第四項に規定する審議会等に対して行われたものとみなす。

第十七条 第九号施行日前にされた第九号改正前がん登録法第十九条第一項又は第二十一条第一項から第四項まで、第八項若しくは第九項の規定による求めは、第九号施行日以後における第九号改正後がん登録法第十九条第一項又は第二十一条第一項から第四項まで、第十二項若しくは第十三項の規定の適用については、それぞれこれらの規定による求めとみなす。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 支払基金は、第五号施行日までに、その定款を第二十九条の規定による改正後の医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（以下「機構法」という。）第四条第一項の規定に適合するよう変更し、厚生労働大臣の認可を受けるものとする。この場合において、その認可の効力は、第五号施行日から生ずるものとする。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 第五号施行日において現に医療情報基盤・診療報酬審査支払機構という名称を用いている者については、機構法第六条の規定は、第五号施行日以後六月間は、適用しない。

第二十条 支払基金は、第五号施行日までに、機構法第八条第二項から第五項まで及び第八項の規定の例により、候補者の推薦を求め、運営会議の委員を選任し、厚生労働大臣の認可を受けるものとする。この場合において、その認可の効力は、第五号施行日から生ずるものとする。

済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第六条の二第一項に規定する情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務、第二十五条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十七条第三項及び第二十六条第三項に規定する情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務並びに第二十七条の規定（附則第一条第六号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の難病の患者に対する医療等に関する法律第三十一条の二第一項に規定する情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

（健康増進法の一部改正に伴う経過措置）

(医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五十六条 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第四条中「社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法(昭和二十三年法律第百二十九号)による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に、「基金」を「機構」に、「同法」を「社会保険診療報酬支払基金法」に改める。

附則第五条中「基金の」を「機構の」に、「第七条の規定による改正後の社会保険診療報酬支払基金法第十二条」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第十六条」に改める。

金法第十二条】を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第十六条】に改める。

内閣総理大臣 高市 早苗
総務大臣 林 芳正
財務大臣 片山さつき
文部科学大臣 松本 洋平
厚生労働大臣 上野 賢一郎
経済産業大臣 赤澤 亮正
国土交通大臣 金子 恭之
環境大臣 石原 宏高
防衛大臣 小泉進次郎